

令和5年度 茨城地方最低賃金審議会
第1回 茨城県はん用機械器具、生産用機械器具、
業務用機械器具製造業最低賃金専門部会 次第

令和5年10月4日（水）

1 開 会

2 議 題

- (1) 専門部会の部会長及び同代理の選出について
- (2) 専門部会の運営規程について
- (3) 賃金実態調査結果等について
- (4) 専門部会の日程調整について
- (5) 金額調査審議
- (6) その他

4 閉 会

令和5年度 茨城地方最低賃金審議会
第1回 茨城県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具
製造業最低賃金専門部会 資料

令和5年10月4日（水）

No.1	機械器具製造業等最低賃金専門部会委員名簿	…P1
No.2	最低賃金法(昭和34.4.15法律137号)	…P2
No.3	最低賃金審議会令(昭和34.5.4政令163号)	…P10
No.4	機械器具製造業等専門部会の運営規程(案)	…P12
No.5	茨城県最低賃金及び特定最低賃金の推移	…P14
No.6	賃金等実態調査結果	
	① 茨城県特定最低賃金3業種	
	産業別・規模別特性値及び未満率	…P15
	第1・10分位数及び未満率の推移	…P16
	② 茨城県機械器具製造業等最低賃金	
	第1・10分位数・最低賃金額・未満率の推移	…P17
	総括表	…P18
	最低賃金額の引上げ額と影響率の関係表	…P21
No.7	2023年6月企業短期経済観測調査結果(茨城県)日本銀行水戸事務所	…P23
No.8	茨城県金融経済概況(2023年9月7日)日本銀行水戸事務所	…P27
No.9	県内の雇用情勢の概況(令和5年8月分)	…P39
No.10	茨城県及び全国の指標	…P55
No.11	令和5年民間主要企業春季賃上げ要求・妥結状況(厚生労働省)	…P57
No.12	茨城県最低賃金の改正決定に関する官報公示文	…P62
No.13	令和5年度機械器具製造業等最低賃金改正状況	…P63

令和5年度茨城地方最低賃金審議会

茨城県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金専門部会委員名簿

令和5年9月26日任命

茨城労働局

区分	氏名 (ふりがな)	現職
公益代表	いでこうや 井出 晃哉	井出法律事務所 所長
	まつもとりかこ 松本 理佳子	株式会社茨城新聞社 総務局人事部長兼コンプライアンス室長
	みやざきただのぶ 宮崎 忠恒	茨城大学 学 人文社会科学部 准教授
労働者代表	みやしたゆういち 宮下 有一	JAM北関東茨城県連絡会 会長 事務局
	もりやあつし 森谷 篤	工機労働組合 会長 執行委員
	よこかわみのる 横川 実	クボタ筑波ユニオン 会長 執行委員
使用者代表	しおづかひろし 塩塚 洋志	キヤノン株式会社 社長 人事部 取手
	すずきあきよし 鈴木 明芳	株式会社ナジコ 製作所 所長 工場 副
	ふなきけんしょう 舟木 健生	株式会社舟木電業社 社長 代表取締役

注) 各代表「氏名」欄表示は、五十音順となっており、敬称は略してあります。

I 関係法令等

1 最低賃金法

昭和34. 4.15法律137号
 改正 昭和43. 6. 3法律 90号
 改正 昭和44. 7.18法律 64号
 改正 昭和45. 5.16法律 60号
 改正 昭和55.11.19法律 85号
 改正 昭和58.12. 2法律 78号
 改正 昭和59. 5. 8法律 25号
 改正 昭和60. 6. 8法律 56号
 改正 平成 4. 6. 3法律 67号
 改正 平成10. 9.30法律112号
 改正 平成11. 7.16法律 87号
 改正 平成11. 7.16法律102号
 改正 平成11.12.22法律160号
 改正 平成13. 4.25法律 35号
 改正 平成14. 5.31法律 54号
 改正 平成19.12. 5法律129号
 改正 平成20. 5. 2法律 26号
 改正 平成24. 4. 6法律 27号
 (施行 平成24.10. 1)

目次

第1章 総則 (第1条・第2条)

第2章 最低賃金

第1節 総則 (第3条-第8条)

第2節 地域別最低賃金 (第9条-第14条)

第3節 特定最低賃金 (第15条-第19条)

第3章 最低賃金審議会 (第20条-第26条)

第4章 雑則 (第27条-第38条)

第5章 罰則 (第39条-第42条)

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この法律は、賃金の低廉な労働者について、賃金の最低額を保障することにより、労働条件の改善を図り、もつて、労働者の生活の安定、労働力の質的向上及び事業の公正な競争の確保に資するとともに、国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 労働者 労働基準法(昭和22年法律第49号)第9条に規定する労働者(同居の親族のみを使用する事業又は事務所に使用される者及び家事使用人を除く。)をいう。
- 二 使用者 労働基準法第10条に規定する使用者をいう。
- 三 賃金 労働基準法第11条に規定する賃金をいう。

第2章 最低賃金

第1節 総則

(最低賃金額)

第3条 最低賃金額（最低賃金において定める賃金の額をいう。以下同じ。）は、時間によつて定めるものとする。

(最低賃金の効力)

第4条 使用者は、最低賃金の適用を受ける労働者に対し、その最低賃金額以上の賃金を支払わなければならない。

2 最低賃金の適用を受ける労働者と使用者との間の労働契約で最低賃金額に達しない賃金を定めるものは、その部分については無効とする。この場合において、無効となつた部分は、最低賃金と同様の定をしたものとみなす。

3 次に掲げる賃金は、前2項に規定する賃金に算入しない。

- 一 1月をこえない期間ごとに支払われる賃金以外の賃金で厚生労働省令で定めるもの
- 二 通常の労働時間又は労働日の賃金以外の賃金で厚生労働省令で定めるもの
- 三 当該最低賃金において算入しないことを定める賃金

4 第1項及び第2項の規定は、労働者がその都合により所定労働時間若しくは所定労働日の労働をしなかつた場合又は使用者が正当な理由により労働者に所定労働時間若しくは所定労働日の労働をさせなかつた場合において、労働しなかつた時間又は日に対応する限度で賃金を支払わないことを妨げるものではない。

(現物給与等の評価)

第5条 賃金が通貨以外のもので支払われる場合又は使用者が労働者に提供した食事その他のものの代金を賃金から控除する場合においては、最低賃金の適用について、これらのものは、適正に評価されなければならない。

(最低賃金の競合)

第6条 労働者が2以上の最低賃金の適用を受ける場合は、これらにおいて定める最低賃金額のうち最高のものにより第4条の規定を適用する。

2 前項の場合においても、第9条第1項に規定する地域別最低賃金において定める最低賃金額については、第4条第1項及び第40条の規定の適用があるものとする。

(最低賃金の減額の特例)

第7条 使用者が厚生労働省令で定めるところにより都道府県労働局長の許可を受けたときは、次に掲げる労働者については、当該最低賃金において定める最低賃金額から当該最低賃金額に労働能力その他の事情を考慮して厚生労働省令で定める率を乗じて得た額を減額した額により第4条の規定を適用する。

- 一 精神又は身体の障害により著しく労働能力の低い者
- 二 試の使用期間中の者
- 三 職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第24条第1項の認定を受けて行われる職業訓練のうち職業に必要な基礎的な技能及びこれに関する知識を習得させることを内容とするものを受ける者であつて厚生労働省令で定めるもの

四 軽易な業務に従事する者その他の厚生労働省令で定める者

(周知義務)

第8条 最低賃金の適用を受ける使用者は、厚生労働省令で定めるところにより、当該最低賃金の概要を、常時作業場の見やすい場所に掲示し、又はその他の方法で、労働者に周知させるための措置をとらなければならない。

第2節 地域別最低賃金

(地域別最低賃金の原則)

第9条 賃金の低廉な労働者について、賃金の最低額を保障するため、地域別最低賃金（一定の地域ごとの最低賃金をいう。以下同じ。）は、あまねく全国各地域について決定されなければならない。

2 地域別最低賃金は、地域における労働者の生計費及び賃金並びに通常の事業の賃金支払能力を考慮して定められなければならない。

3 前項の労働者の生計費を考慮するに当たっては、労働者が健康で文化的な最低限度の生活を営むことができるよう、生活保護に係る施策との整合性に配慮するものとする。

(地域別最低賃金の決定)

第10条 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、一定の地域ごとに、中央最低賃金審議会又は地方最低賃金審議会（以下「最低賃金審議会」という。）の調査審議を求め、その意見を聴いて、地域別最低賃金の決定をしなければならない。

2 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、前項の規定による最低賃金審議会の意見の提出があつた場合において、その意見により難いと認めるときは、理由を付して、最低賃金審議会に再審議を求めなければならない。

(最低賃金審議会の意見に関する異議の申出)

第11条 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、前条第1項の規定による最低賃金審議会の意見の提出があつたときは、厚生労働省令で定めるところにより、その意見の要旨を公示しなければならない。

2 前条第1項の規定による最低賃金審議会の意見に係る地域の労働者又はこれを使用する使用者は、前項の規定による公示があつた日から15日以内に、厚生労働大臣又は都道府県労働局長に、異議を申し出ることができる。

3 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、前項の規定による申出があつたときは、その申出について、最低賃金審議会に意見を求めなければならない。

4 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、第1項の規定による公示の日から15日を経過するまでは、前条第1項の決定をすることができない。第2項の規定による申出があつた場合において、前項の規定による最低賃金審議会の意見が提出されるまでも、同様とする。

(地域別最低賃金の改正等)

第12条 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、地域別最低賃金について、地域における労働者の生計費及び賃金並びに通常の事業の賃金支払能力を考慮して必要があると認めるときは、その決定の例により、その改正又は廃止の決定をしなければならない。

(派遣中の労働者の地域別最低賃金)

第13条 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第44条第1項に規定する派遣中の労働者（第18条において「派遣中の労働者」という。）については、その派遣先の事業（同項に規定する派遣先の事業をいう。第18条において同じ。）の事業場の所在地を含む地域について決定された地域別最低賃金において定める最低賃金額により第4条の規定を適用す

る。

(地域別最低賃金の公示及び発効)

第14条 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、地域別最低賃金に関する決定をしたときは、厚生労働省令で定めるところにより、決定した事項を公示しなければならない。

- 2 第10条第1項の規定による地域別最低賃金の決定及び第12条の規定による地域別最低賃金の改正の決定は、前項の規定による公示の日から起算して30日を経過した日（公示の日から起算して30日を経過した日後の日であつて当該決定において別に定める日があるときは、その日）から、同条の規定による地域別最低賃金の廃止の決定は、同項の規定による公示の日（公示の日後の日であつて当該決定において別に定める日があるときは、その日）から、その効力を生ずる。

第3節 特定最低賃金

(特定最低賃金の決定等)

第15条 労働者又は使用者の全部又は一部を代表する者は、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣又は都道府県労働局長に対し、当該労働者若しくは使用者に適用される一定の事業若しくは職業に係る最低賃金（以下「特定最低賃金」という。）の決定又は当該労働者若しくは使用者に現に適用されている特定最低賃金の改正若しくは廃止の決定をするよう申し出ることができる。

- 2 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、前項の規定による申出があつた場合において必要があると認めるときは、最低賃金審議会の調査審議を求め、その意見を聴いて、当該申出に係る特定最低賃金の決定又は当該申出に係る特定最低賃金の改正若しくは廃止の決定をすることができる。
- 3 第10条第2項及び第11条の規定は、前項の規定による最低賃金審議会の意見の提出があつた場合について準用する。この場合において、同条第2項中「地域」とあるのは、「事業若しくは職業」と読み替えるものとする。
- 4 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、第2項の決定をする場合において、前項において準用する第11条第2項の規定による申出があつたときは、前項において準用する同条第3項の規定による最低賃金審議会の意見に基づき、当該特定最低賃金において、一定の範囲の事業について、その適用を一定の期間を限つて猶予し、又は最低賃金額について別段の定めをすることができる。
- 5 第10条第2項の規定は、前項の規定による最低賃金審議会の意見の提出があつた場合について準用する。

第16条 前条第2項の規定により決定され、又は改正される特定最低賃金において定める最低賃金額は、当該特定最低賃金の適用を受ける使用者の事業場の所在地を含む地域について決定された地域別最低賃金において定める最低賃金額を上回るものでなければならない。

第17条 第15条第1項及び第2項の規定にかかわらず、厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、同項の規定により決定され、又は改正された特定最低賃金が著しく不相当となつたと認めるときは、その決定の例により、その廃止の決定をすることができる。

(派遣中の労働者の特定最低賃金)

第18条 派遣中の労働者については、その派遣先の事業と同種の事業又はその派遣先の事業の事業場で使用される同種の労働者の職業について特定最低賃金が適用されている場合にあつては、当該特定最低賃金において定める最低賃金額により第4条の規定を適用する。

(特定最低賃金の公示及び発効)

第19条 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、特定最低賃金に関する決定をしたときは、厚生労働省令で定めるところにより、決定した事項を公示しなければならない。

- 2 第15条第2項の規定による特定最低賃金の決定及び特定最低賃金の改正の決定は、前項の規定による公示の日から起算して30日を経過した日（公示の日から起算して30日を経過した日後の日であつて当該決定において別に定める日があるときは、その日）から、同条第2項及び第17条の規定による特定最低賃金の廃止の決定は、前項の規定による公示の日（公示の日後の日であつて当該決定において別に定める日があるときは、その日）から、その効力を生ずる。

第3章 最低賃金審議会

（設置）

第20条 厚生労働省に中央最低賃金審議会を、都道府県労働局に地方最低賃金審議会を置く。

（権限）

第21条 最低賃金審議会は、この法律の規定によりその権限に属させられた事項をつかさどるほか、地方最低賃金審議会にあつては、都道府県労働局長の諮問に応じて、最低賃金に関する重要事項を調査審議し、及びこれに関し必要と認める事項を都道府県労働局長に建議することができる。

（組織）

第22条 最低賃金審議会は、政令で定めるところにより、労働者を代表する委員、使用者を代表する委員及び公益を代表する委員各同数をもつて組織する。

（委員）

第23条 委員は、政令で定めるところにより、厚生労働大臣又は都道府県労働局長が任命する。

- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が任命されるまでその職務を行うものとする。
- 4 委員は、非常勤とする。

（会長）

第24条 最低賃金審議会に会長を置く。

- 2 会長は、公益を代表する委員のうちから、委員が選挙する。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめ第2項の規定の例により選挙された者が会長の職務を代理する。

（専門部会等）

第25条 最低賃金審議会に、必要に応じ、一定の事業又は職業について専門の事項を調査審議させるため、専門部会を置くことができる。

- 2 最低賃金審議会は、最低賃金の決定又はその改正の決定について調査審議を求められたときは、専門部会を置かなければならない。
- 3 専門部会は、政令で定めるところにより、関係労働者を代表する委員、関係使用者を代表する委員及び公益を代表する委員各同数をもつて組織する。
- 4 第23条第1項及び第4項並びに前条の規定は、専門部会について準用する。
- 5 最低賃金審議会は、最低賃金の決定又はその改正若しくは廃止の決定について調査審議を行う場合においては、厚生労働省令で定めるところにより、関係労働者及び関係使用者の意見を聴くものとする。

6 最低賃金審議会は、前項の規定によるほか、審議に際し必要と認める場合においては、関係労働者、関係使用者その他の関係者の意見をきくものとする。

(政令への委任)

第26条 この法律に規定するもののほか、最低賃金審議会に関し必要な事項は、政令で定める。

第4章 雑則

(援助)

第27条 政府は、使用者及び労働者に対し、関係資料の提供その他最低賃金制度の円滑な実施に必要な援助に努めなければならない。

(調査)

第28条 厚生労働大臣は、賃金その他労働者の実情について必要な調査を行い、最低賃金制度が円滑に実施されるように努めなければならない。

(報告)

第29条 厚生労働大臣及び都道府県労働局長は、この法律の目的を達成するため必要な限度において、厚生労働省令で定めるところにより、使用者又は労働者に対し、賃金に関する事項の報告をさせることができる。

(職権等)

第30条 第10条第1項、第12条、第15条第2項及び第17条に規定する厚生労働大臣又は都道府県労働局長の職権は、2以上の都道府県労働局の管轄区域にわたる事案及び1の都道府県労働局の管轄区域内のみに係る事案で厚生労働大臣が全国的に関連があると認めて厚生労働省令で定めるところにより指定するものについては、厚生労働大臣が行い、1の都道府県労働局の管轄区域内のみに係る事案(厚生労働大臣の職権に属する事案を除く。)については、当該都道府県労働局長が行う。

2 厚生労働大臣は、都道府県労働局長が決定した最低賃金が著しく不相当であると認めるときは、その改正又は廃止の決定をなすべきことを都道府県労働局長に命ずることができる。

3 厚生労働大臣は、前項の規定による命令をしようとするときは、あらかじめ中央最低賃金審議会の意見を聴かななければならない。

4 第10条第2項の規定は、前項の規定による中央最低賃金審議会の意見の提出があつた場合について準用する。

(労働基準監督署長及び労働基準監督官)

第31条 労働基準監督署長及び労働基準監督官は、厚生労働省令で定めるところにより、この法律の施行に関する事務をつかさどる。

(労働基準監督官の権限)

第32条 労働基準監督官は、この法律の目的を達成するため必要な限度において、使用者の事業場に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査し、又は関係者に質問をすることができる。

2 前項の規定により立入検査をする労働基準監督官は、その身分を示す証票を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第33条 労働基準監督官は、この法律の規定に違反する罪について、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)

の規定による司法警察員の職務を行う。

(監督機関に対する申告)

第34条 労働者は、事業場にこの法律又はこれに基づく命令の規定に違反する事実があるときは、その事実を都道府県労働局長、労働基準監督署長又は労働基準監督官に申告して是正のため適当な措置をとるよう求めることができる。

2 使用者は、前項の申告をしたことを理由として、労働者に対し、解雇その他不利益な取扱いをしてはならない。

(船員に関する特例)

第35条 第6条第2項、第2章第2節、第16条及び第17条の規定は、船員法(昭和22年法律第100号)の適用を受ける船員(以下「船員」という。)に関しては、適用しない。

2 船員に関しては、この法律に規定する厚生労働大臣、都道府県労働局長若しくは労働基準監督署長又は労働基準監督官の権限に属する事項は、国土交通大臣、地方運輸局長(運輸監理部長を含む。)又は船員労務官が行うものとし、この法律中「厚生労働省令」とあるのは「国土交通省令」と、第3条中「時間」とあるのは「時間、日、週又は月」と、第7条第4号中「軽易な」とあるのは「所定労働時間の特に短い者、軽易な」と、第19条第2項中「第15条第2項」とあるのは「第15条第2項並びに第35条第3項及び第7項」と、「同条第2項及び第17条」とあるのは「第15条第2項及び第35条第7項」と、第30条第1項中「第10条第1項、第12条、第15条第2項及び第17条」とあるのは「第15条第2項並びに第35条第3項及び第7項」と、「都道府県労働局の管轄区域」とあるのは「地方運輸局又は運輸監理部の管轄区域(政令で定める地方運輸局にあつては、運輸監理部の管轄区域を除く。)」と読み替えるものとする。

3 国土交通大臣又は地方運輸局長(運輸監理部長を含む。)は、賃金の低廉な船員の労働条件の改善を図るため、船員の生計費、類似の船員の賃金及び通常の事業の賃金支払能力を考慮して必要があると認めるときは、交通政策審議会又は地方運輸局に置かれる政令で定める審議会(以下「交通政策審議会等」という。)の調査審議を求め、その意見を聴いて、船員に適用される特定最低賃金の決定をすることができる。

4 第10条第2項及び第11条の規定は、前項の規定による交通政策審議会等の意見の提出があつた場合について準用する。この場合において、同条第2項中「地域」とあるのは、「事業若しくは職業」と読み替えるものとする。

5 国土交通大臣又は地方運輸局長(運輸監理部長を含む。)は、第3項の決定をする場合において、前項において準用する第11条第2項の規定による申出があつたときは、前項において準用する同条第3項の規定による交通政策審議会等の意見に基づき、当該特定最低賃金において、一定の範囲の事業について、その適用を一定の期間を限つて猶予し、又は最低賃金額について別段の定めをすることができる。

6 第10条第2項の規定は、前項の規定による交通政策審議会等の意見の提出があつた場合について準用する。

7 国土交通大臣又は地方運輸局長(運輸監理部長を含む。)は、第15条第2項又はこの条第3項の規定により決定された船員に適用される特定最低賃金について、船員の生計費、類似の船員の賃金及び通常の事業の賃金支払能力を考慮して必要があると認めるときは、その決定の例により、その改正又は廃止の決定をすることができる。

8 船員職業安定法(昭和23年法律第130号)第89条第1項に規定する乗組み派遣船員については、その

船員派遣の役務の提供を受ける者の事業又はその船員派遣の役務の提供を受ける者に使用される同種の船員の職業について特定最低賃金が適用されている場合にあつては、当該特定最低賃金において定める最低賃金額により第4条の規定を適用する。

第36条 船員に関しては、この法律に規定する最低賃金審議会の権限に属する事項は、交通政策審議会等が行う。

第37条 交通政策審議会等に、必要に応じ、一定の事業又は職業について専門の事項を調査審議させるため、最低賃金専門部会を置くことができる。

2 交通政策審議会等は、最低賃金の決定又はその改正の決定について調査審議を求められたときは、最低賃金専門部会を置かなければならない。

3 第25条第5項及び第6項の規定は、交通政策審議会等について準用する。

(省令への委任)

第38条 この法律に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

第5章 罰則

第39条 第34条第2項の規定に違反した者は、6月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。

第40条 第4条第1項の規定に違反した者（地域別最低賃金及び船員に適用される特定最低賃金に係るものに限る。）は、50万円以下の罰金に処する。

第41条 次の各号の1に該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

一 第8条の規定に違反した者（地域別最低賃金及び船員に適用される特定最低賃金に係るものに限る。）

二 第29条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

三 第32条第1項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第42条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、前3条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の罰金刑を科する。

附 則（平成24年4月6日法律第27号）（抄）

（施行期日）

第1条 この法律は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

2 最低賃金審議会令

昭和34. 5. 4政令163号
 改正 昭和35. 6.20政令162号
 改正 昭和45. 5.30政令151号
 改正 平成11.12. 3政令390号
 改正 平成12. 6. 7政令309号
 改正 平成13. 9.27政令317号
 改正 平成17. 9.30政令306号
 改正 平成20. 4.25政令151号
 改正 平成22. 8. 4政令178号
 改正 平成28. 6.17政令238号
 (施行 平成28. 6.21)

(名称)

第1条 地方最低賃金審議会には、当該都道府県労働局の名を冠する。

(組織)

第2条 中央最低賃金審議会の委員の数は、18人とする。

2 地方最低賃金審議会の委員の数は、15人とする。ただし、東京地方最低賃金審議会及び大阪地方最低賃金審議会にあつては、18人とする。

3 中央最低賃金審議会に、最低賃金法第25条第1項に規定する事項及び同条第2項に規定する最低賃金の決定又はその改正の決定その他特別の事項(第4条第2項において「最低賃金決定等」という。)を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

(委員の推薦)

第3条 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、中央最低賃金審議会又は地方最低賃金審議会(以下「審議会」という。)の労働者を代表する委員又は使用者を代表する委員を任命しようとするときは、関係労働組合又は関係使用者団体に対し、相当の期間を定めて、候補者の推薦を求めなければならない。

2 前項に規定する審議会の委員は、同項の規定による推薦があつた候補者のうちから任命するものとする。ただし、その期間内に推薦がなかつたときは、この限りでない。

(臨時委員の任命等)

第4条 臨時委員は、関係労働者を代表する者、関係使用者を代表する者及び公益を代表する者のうちから、厚生労働大臣が任命する。

2 臨時委員は、その者の任命に係る最低賃金決定等に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

3 臨時委員は、非常勤とする。

4 前条の規定は、関係労働者を代表する臨時委員及び関係使用者を代表する臨時委員の任命について準用する。この場合において、同条第1項中「関係労働組合又は関係使用者団体」とあるのは「関係者(関係者の団体を含む。)」と、同条第2項中「推薦」とあるのは「推薦(厚生労働大臣が、会長の同意を得て、関係者を代表するに適當でないとする候補者に係る推薦を除く。)」と読み替えるものとする。

(会議)

第5条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員(地方最低賃金審議会にあつては、委員)の3分の2以上又は労働者関係委員(中央最低賃金審議会にあつては労働者を代表する委員及び議事に関係のある臨時委員のうち関係労働者を代表するもの、地方最低賃金審議会にあつては労働者を代表する委員をい

う。)、使用者関係委員(中央最低賃金審議会にあつては使用者を代表する委員及び議事に関する臨時委員のうち関係使用者を代表するもの、地方最低賃金審議会にあつては使用者を代表する委員をいう。)及び公益関係委員(中央最低賃金審議会にあつては公益を代表する委員及び議事に関する臨時委員のうち公益を代表するもの、地方最低賃金審議会にあつては公益を代表する委員をいう。)の各3分の1以上が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。

- 3 審議会の議事は、委員及び議事に関する臨時委員(地方最低賃金審議会にあつては、委員)で会議に出席したものの過半数をもつて決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(最低賃金専門部会)

第6条 最低賃金法第25条第1項又は第2項の規定により審議会に置かれる専門部会(以下「最低賃金専門部会」という。)の委員及び臨時委員(地方最低賃金審議会に置かれる最低賃金専門部会にあつては、委員)の数は、9人以内とする。

- 2 中央最低賃金審議会に置かれる最低賃金専門部会に属すべき委員及び臨時委員は、中央最低賃金審議会の委員及び臨時委員のうちから、厚生労働大臣が任命する。

- 3 中央最低賃金審議会に置かれる最低賃金専門部会に属すべき関係労働者を代表する臨時委員、関係使用者を代表する臨時委員及び公益を代表する臨時委員の数は、各同数とする。

- 4 第3条の規定は、地方最低賃金審議会に置かれる最低賃金専門部会の関係労働者を代表する委員及び関係使用者を代表する委員の任命について準用する。この場合において、同条第1項中「関係労働組合又は関係使用者団体」とあるのは「関係者(関係者の団体を含む。)」と、同条第2項中「推薦」とあるのは「推薦(都道府県労働局長が、会長の同意を得て、関係者を代表するに適當でないとする候補者に係る推薦を除く。)」と読み替えるものとする。

- 5 審議会は、あらかじめその議決するところにより、最低賃金専門部会の決議をもつて審議会の決議とすることができる。

- 6 前条の規定は、最低賃金専門部会について準用する。この場合において、中央最低賃金審議会に置かれる最低賃金専門部会については、同条第2項中「中央最低賃金審議会」とあるのは「中央最低賃金審議会に置かれる最低賃金専門部会」と、「労働者を代表する委員」とあるのは「関係労働者を代表する委員」と、「使用者を代表する委員」とあるのは「関係使用者を代表する委員」と読み替えるものとし、地方最低賃金審議会に置かれる最低賃金専門部会については、同項中「地方最低賃金審議会」とあるのは「地方最低賃金審議会に置かれる最低賃金専門部会」と、「労働者を代表する委員」とあるのは「関係労働者を代表する委員」と、「使用者を代表する委員」とあるのは「関係使用者を代表する委員」と読み替えるものとする。

- 7 最低賃金専門部会は、その任務を終了したときは、審議会の議決により、これを廃止するものとする。

(庶務)

第7条 中央最低賃金審議会の庶務は厚生労働省労働基準局賃金課において、地方最低賃金審議会の庶務は当該都道府県労働局において、処理する。

(雑則)

第8条 この政令に規定するもののほか、審議会の議事及び運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則 (省略)

(案)

茨城地方最低賃金審議会

はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業 最低賃金専門部会運営規程

第1条 この規程は、茨城地方最低賃金審議会 茨城県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業 最低賃金専門部会（以下「専門部会」という。）の議事運営に関し、最低賃金法及び最低賃金審議会令に定めるもののほか、必要な事項について定めるものである。

第2条 専門部会の会議（以下「会議」という。）は、部会長が必要と認めたときのほか、茨城労働局長又は3人以上の専門部会委員（以下「委員」という。）から開催の請求があったとき、部会長が招集する。

2 前項の規程により茨城労働局長又は委員が会議の開催を請求しようとする場合には、少なくとも当該期日の1週間前までに、付議事項及び希望期日を部会長に通知するものとする。

3 部会長は、会議を招集しようとするときには、緊急やむを得ない場合を除き、少なくとも3日前までに、付議事項、日時及び場所を委員に通知するとともに、茨城労働局長に通知するものとする。

第3条 委員は、病気その他の事由によって会議に出席できないときは、その旨を部会長に適当な方法で通知しなければならない。

2 委員は、旅行その他の事由によって長期不在となるときは、あらかじめ部会長に通知しなければならない。

第4条 部会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

2 委員は、会議において発言しようとするときは、部会長の許可を受けるものとする。

3 専門部会は、部会長が必要があると認めたときは、委員でない者の説明又

は意見を聴くことができる。

第5条 会議は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は、会議を非公開とすることができる。

2 部会長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど必要な措置をとることができる。

第6条 会議の議事については、議事録を作成し、部会長及び部会長が指名した委員2人がその内容を確認するものとする。

2 議事録及び会議の資料は、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は、議事録の一部又は全部を非公開とすることができる。

3 議事録を非公開とする場合には、議事要旨を作成し公開するものとする。

第7条 部会長は、専門部会が議決を行ったときは、その都度、議決書を茨城地方最低賃金審議会長に提出するものとする。

第8条 この規程に定めるもののほか、議事及び運営に関し必要な事項は、専門部会の議決に基づいて行う。

第9条 専門部会は、茨城県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金についての審議会の意見に関する異議の申出期間が満了したときをもって、これを廃止する。

附 則

第1条 この規程は、令和 年 月 日から施行する。

資料 5

茨城県最低賃金及び特定最低賃金の推移

(単位：円、%)

		H24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	令和元年	R2年	R3年	R4年	R5年
県 最 賃	時間額	699	713	729	747	771	796	822	849	851	879	911	953
	引上額	7	14	16	18	24	25	26	27	2	28	32	42
	引上率	1.01	2.00	2.24	2.47	3.21	3.24	3.27	3.28	0.24	3.29	3.64	4.61
発効日		10.6	10.20	10.4	10.4	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1
鉄 鋼 業	時間額	805	818	834	851	871	892	916	943	945	975	1,004	
	引上額	6	13	16	17	20	21	24	27	2	30	29	
	引上率	0.75	1.61	1.96	2.04	2.35	2.41	2.69	2.95	0.21	3.17	2.97	
発効日		12.31	12.31	12.31	12.31	12.31	12.31	12.31	12.31	12.31	12.31	12.31	
はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業	時間額	789	798	811	825	841	859	880	905	907	935	964	
	引上額	6	9	13	14	16	18	21	25	2	28	29	
	引上率	0.77	1.14	1.63	1.73	1.94	2.14	2.44	2.84	0.22	3.09	3.10	
発効日		12.31	12.31	12.31	12.31	12.31	12.31	12.31	12.31	12.31	12.31	12.31	
計量器・測定器・分析機器・試験機・理化学機械器具・医療用機械器具・医療用品・光学機械器具・レンズ・電子部品・デバイス・電子回路・電気機械器具・情報通信機械器具・時計・同部分品製造業	時間額	782	793	806	821	837	855	877	901	904	932	961	
	引上額	6	11	13	15	16	18	22	24	3	28	29	
	引上率	0.77	1.41	1.64	1.86	1.95	2.15	2.57	2.74	0.33	3.10	3.11	
発効日		12.31	12.31	12.31	12.31	12.31	12.31	12.31	12.31	12.31	12.31	12.31	
各種商品小売業	時間額	756	767	780	795	811	828	849	871	874	881	—	—
	引上額	6	11	13	15	16	17	21	22	3	7	—	—
	引上率	0.80	1.46	1.69	1.92	2.01	2.10	2.54	2.59	0.34	0.80	—	—
発効日		12.31	12.31	12.31	12.31	12.31	12.31	12.31	12.31	12.31	12.31	—	—

令和5年度賃金等実態調査結果

産業別特性値及び未満率

区分	第1・20分位数				第1・10分位数				中位数				未満率	
	R4年	R5年	増減額	増減率	R4年	R5年	増減額	増減率	R4年	R5年	増減額	増減率	R4年	R5年
県最賃適用産業計	880	911	31	3.52	890	920	30	3.37	1,120 (1,335)	1,187 (1,376)	67 (41)	5.98 (3.07)	2.10	2.60
鉄鋼業	1,000	1,061	61	6.10	1,100	1,149	49	4.45	1,500 (1,592)	1,510 (1,627)	10 (35)	0.67 (2.20)	3.60	2.60
はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業	894	949	55	6.15	940	1,000	60	6.38	1,360 (1,519)	1,434 (1,591)	74 (72)	5.44 (4.74)	8.70	6.60
計量器・測定器・分析機器・試験機・理化学機械器具、医療用機械器具・医療用品、光学機械器具・レンズ、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具、時計・同部分品製造業	880	920	40	4.55	905	961	56	6.19	1,341 (1,472)	1,375 (1,537)	34 (65)	2.54 (4.42)	11.90	9.60

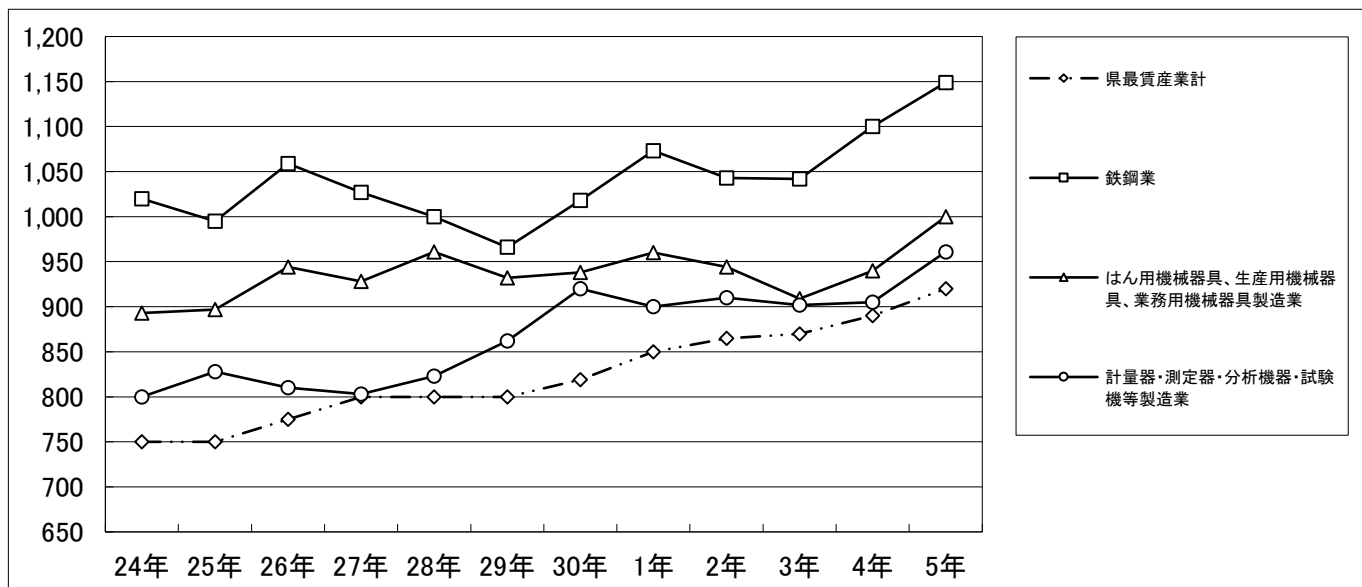
() は、時間当たり平均賃金額

規模別特性値及び未満率

	規模 (人)	鉄鋼業		はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業		計量器・測定器・分析機器・試験機・理化学機械器具、医療用機械器具・医療用品、光学機械器具・レンズ、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具、時計・同部分品製造業	
		R4年	R5年	R4年	R5年	R4年	R5年
第1・20分位数 (円)	1～9	918	1,075	879	950	879	911
	10～29	946	1,011	890	928	879	915
	30～99	1,084	1,073	924	960	900	950
	計	1,000	1,061	894	949	880	920
第1・10分位数 (円)	1～9	1,020	1,100	900	1,000	880	920
	10～29	1,012	1,101	931	993	880	920
	30～99	1,160	1,158	960	1,025	932	1,000
	計	1,100	1,149	940	1,000	905	961
未満率 (%)	1～9	6.60	4.80	12.80	6.50	18.70	17.60
	10～29	7.40	4.70	10.30	9.20	18.70	15.30
	30～99	1.10	1.60	5.60	5.00	7.50	6.10
	計	3.60	2.60	8.70	6.60	11.90	9.60

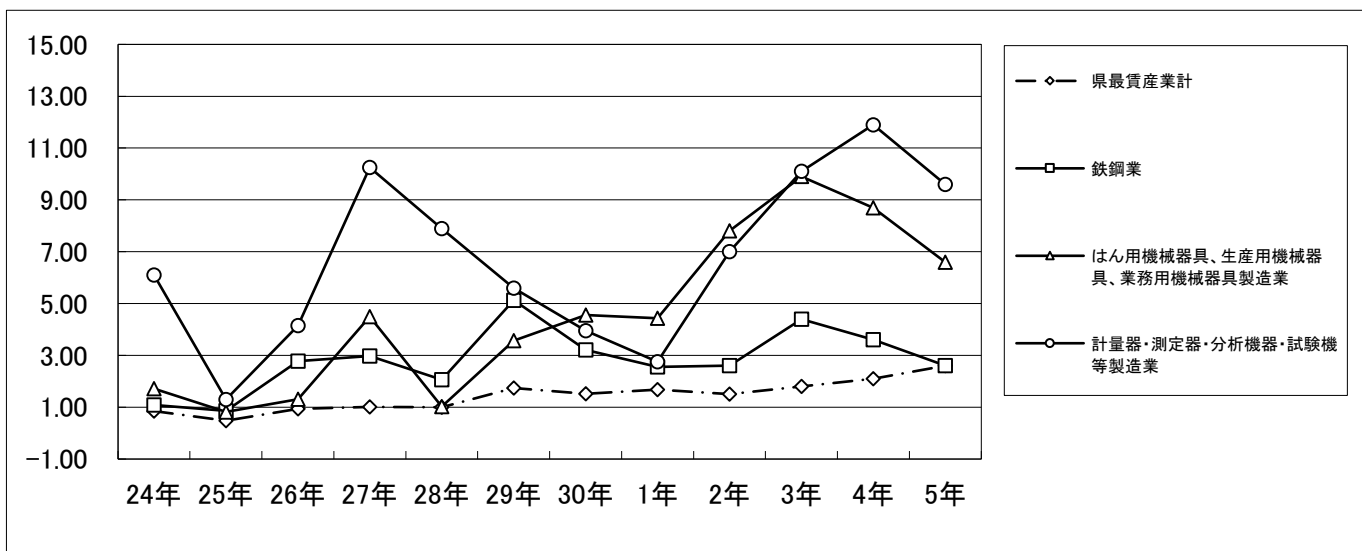
3業種の “第1・10分位数の推移”

	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	1年	2年	3年	4年	5年
県最賃産業計	750	750	775	800	800	800	819	850	865	870	890	920
鉄鋼業	1,020	995	1,059	1,027	1,000	966	1,018	1,073	1,043	1,042	1,100	1,149
はん用機械器具、生産用機械器具、 業務用機械器具製造業	893	897	944	928	961	932	938	960	944	909	940	1,000
計量器・測定器・分析機器・試験機等 製造業	800	828	810	803	823	862	920	900	910	902	905	961



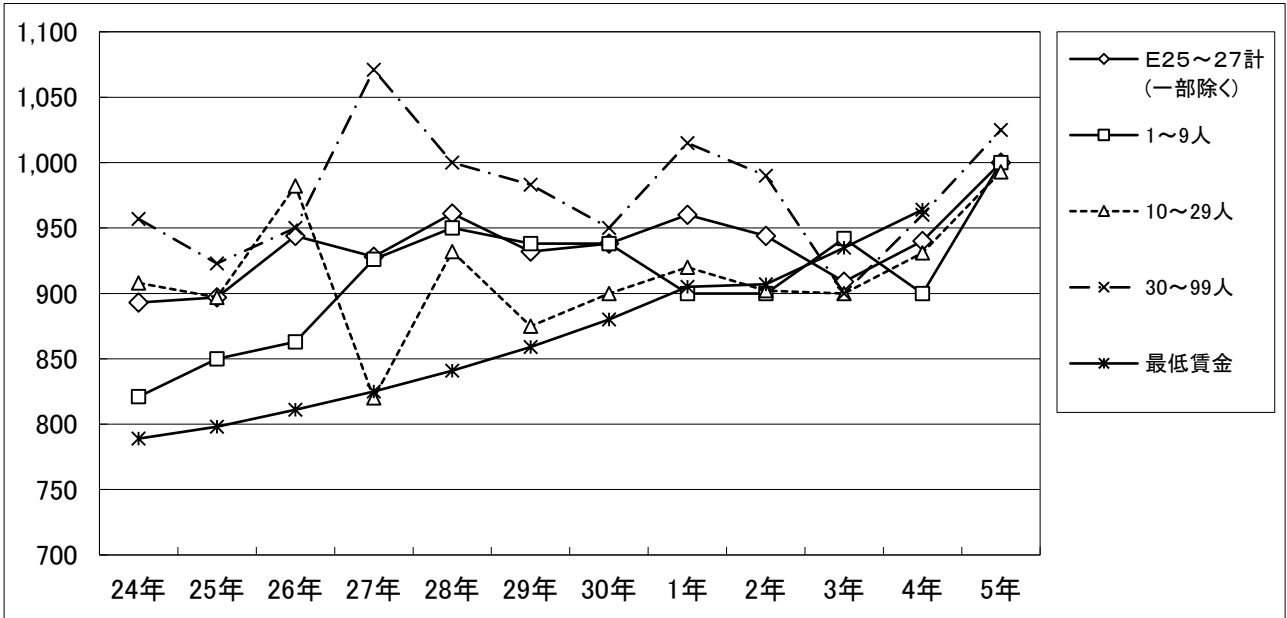
3業種の未満率の推移

	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	1年	2年	3年	4年	5年
県最賃産業計	0.85	0.48	0.94	1.01	1.00	1.74	1.52	1.68	1.50	1.80	2.10	2.60
鉄鋼業	1.08	0.86	2.78	2.98	2.06	5.13	3.21	2.55	2.60	4.40	3.60	2.60
はん用機械器具、生産用機械器具、 業務用機械器具製造業	1.72	0.82	1.31	4.50	1.02	3.57	4.56	4.43	7.80	9.90	8.70	6.60
計量器・測定器・分析機器・試験機等 製造業	6.10	1.30	4.15	10.25	7.89	5.60	3.95	2.75	7.00	10.10	11.90	9.60



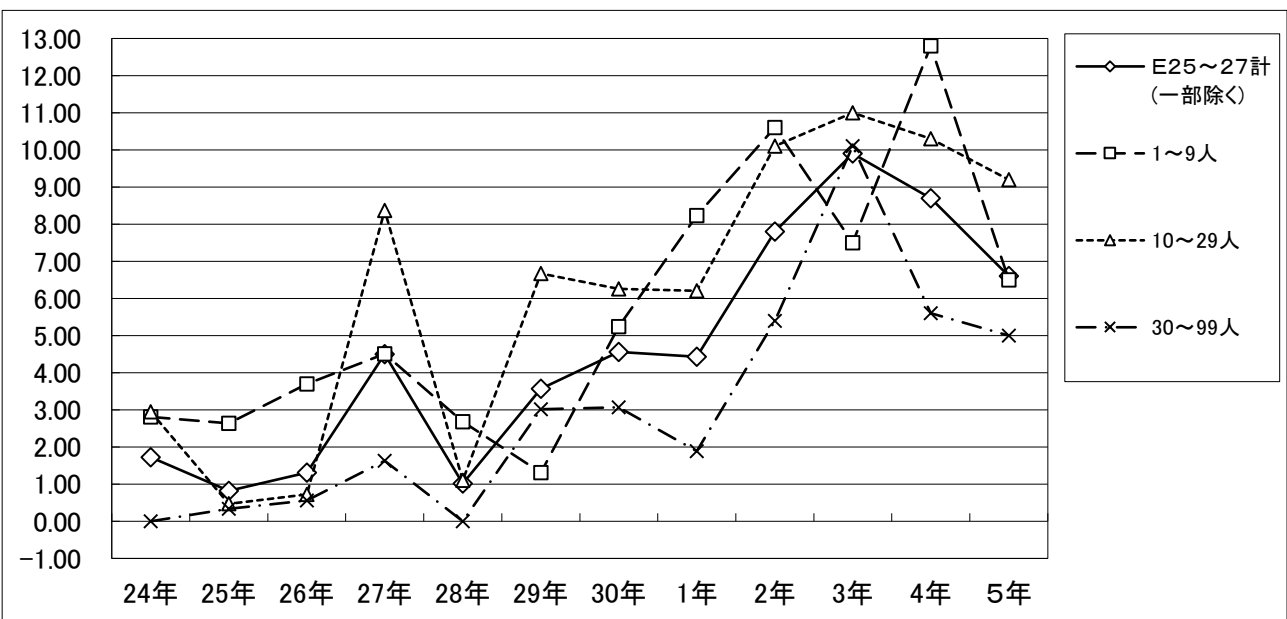
はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業の”第1・10分位数、最低賃金の推移”

	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	1年	2年	3年	4年	5年
E25～27計(一部除く)	893	897	944	928	961	932	938	960	944	909	940	1,000
1～9人	821	850	863	926	950	938	938	900	900	942	900	1,000
10～29人	908	897	982	820	932	875	900	920	902	900	931	993
30～99人	957	923	950	1,071	1,000	983	950	1,015	990	900	960	1,025
最低賃金	789	798	811	825	841	859	880	905	907	935	964	



はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業の未満率の推移

	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	1年	2年	3年	4年	5年
E25～27計(一部除く)	1.72	0.82	1.31	4.50	1.02	3.57	4.56	4.43	7.80	9.90	8.70	6.60
1～9人	2.81	2.64	3.70	4.51	2.68	1.31	5.24	8.23	10.60	7.50	12.80	6.50
10～29人	2.95	0.47	0.72	8.37	1.10	6.67	6.26	6.21	10.10	11.00	10.30	9.20
30～99人	0.00	0.34	0.56	1.63	0.00	3.02	3.07	1.89	5.40	10.10	5.60	5.00



総括表（１）（産業・就業形態別の賃金額階級別、規模別、地域別、年齢別表）

令和５年度 基礎調査 総括表

特定最低賃金一機械器具製造業等

産別適用除外者を除く集計

時間当り所定内賃金額 (3手当を除く)	合計	規模別			年齢別					
		1～9人	10～29人	30～99人	17歳以下	18～19歳	20～54歳	55～59歳	60～64歳	65歳以上
計	7,656	1,437	2,335	3,884		102	6,033	779	741	
円	451	86	198	168		12	328	42	69	
-	953	(5.9)	(6.0)	(8.5)	(4.3)	(11.6)	(5.4)	(5.4)	(9.3)	
963 -	963	502	93	214	195	12	371	42	76	
		(6.6)	(6.5)	(9.2)	(5.0)	(11.6)	(6.2)	(5.4)	(10.3)	
964 -	964	516	103	214	199	12	380	48	76	
		(6.7)	(7.2)	(9.2)	(5.1)	(11.6)	(6.3)	(6.1)	(10.3)	
965 -	965	526	103	216	206	12	390	48	76	
		(6.9)	(7.2)	(9.3)	(5.3)	(11.6)	(6.5)	(6.1)	(10.3)	
966 -	966	526	103	216	206	12	390	48	76	
		(6.9)	(7.2)	(9.3)	(5.3)	(11.6)	(6.5)	(6.1)	(10.3)	
967 -	967	526	103	216	206	12	390	48	76	
		(6.9)	(7.2)	(9.3)	(5.3)	(11.6)	(6.5)	(6.1)	(10.3)	
968 -	968	526	103	216	206	12	390	48	76	
		(6.9)	(7.2)	(9.3)	(5.3)	(11.6)	(6.5)	(6.1)	(10.3)	
969 -	969	528	103	219	206	12	392	48	76	
		(6.9)	(7.2)	(9.4)	(5.3)	(11.6)	(6.5)	(6.1)	(10.3)	
970 -	970	538	103	225	210	18	396	48	76	
		(7.0)	(7.2)	(9.6)	(5.4)	(18.1)	(6.6)	(6.1)	(10.3)	
971 -	971	564	111	225	228	22	411	48	84	
		(7.4)	(7.7)	(9.6)	(5.9)	(21.8)	(6.8)	(6.1)	(11.3)	
972 -	972	564	111	225	228	22	411	48	84	
		(7.4)	(7.7)	(9.6)	(5.9)	(21.8)	(6.8)	(6.1)	(11.3)	
973 -	973	568	111	225	231	22	414	48	84	
		(7.4)	(7.7)	(9.6)	(6.0)	(21.8)	(6.9)	(6.1)	(11.3)	
974 -	974	572	111	225	235	22	418	48	84	
		(7.5)	(7.7)	(9.6)	(6.1)	(21.8)	(6.9)	(6.1)	(11.3)	
975 -	975	595	119	225	250	22	437	51	84	
		(7.8)	(8.3)	(9.6)	(6.4)	(21.8)	(7.3)	(6.6)	(11.3)	

976 -	976	595 (7.8)	119 (8.3)	225 (9.6)	250 (6.4)		22 (21.8)	437 (7.3)	51 (6.6)	84 (11.3)
977 -	977	607 (7.9)	119 (8.3)	225 (9.6)	263 (6.8)		22 (21.8)	446 (7.4)	55 (7.1)	84 (11.3)
978 -	978	607 (7.9)	119 (8.3)	225 (9.6)	263 (6.8)		22 (21.8)	446 (7.4)	55 (7.1)	84 (11.3)
979 -	979	607 (7.9)	119 (8.3)	225 (9.6)	263 (6.8)		22 (21.8)	446 (7.4)	55 (7.1)	84 (11.3)
980 -	980	630 (8.2)	119 (8.3)	228 (9.8)	283 (7.3)		22 (21.8)	466 (7.7)	55 (7.1)	86 (11.7)
981 -	981	635 (8.3)	119 (8.3)	230 (9.9)	286 (7.4)		22 (21.8)	468 (7.8)	55 (7.1)	90 (12.1)
982 -	982	635 (8.3)	119 (8.3)	230 (9.9)	286 (7.4)		22 (21.8)	468 (7.8)	55 (7.1)	90 (12.1)
983	983	642 (8.4)	119 (8.3)	230 (9.9)	292 (7.5)		22 (21.8)	475 (7.9)	55 (7.1)	90 (12.1)
984	984	645 (8.4)	119 (8.3)	230 (9.9)	296 (7.6)		22 (21.8)	478 (7.9)	55 (7.1)	90 (12.1)
985	985	645 (8.4)	119 (8.3)	230 (9.9)	296 (7.6)		22 (21.8)	478 (7.9)	55 (7.1)	90 (12.1)
986	986	645 (8.4)	119 (8.3)	230 (9.9)	296 (7.6)		22 (21.8)	478 (7.9)	55 (7.1)	90 (12.1)
987	987	649 (8.5)	123 (8.6)	230 (9.9)	296 (7.6)		22 (21.8)	482 (8.0)	55 (7.1)	90 (12.1)
988	988	654 (8.5)	123 (8.6)	230 (9.9)	300 (7.7)		22 (21.8)	486 (8.1)	55 (7.1)	90 (12.1)
989	989	654 (8.5)	123 (8.6)	230 (9.9)	300 (7.7)		22 (21.8)	486 (8.1)	55 (7.1)	90 (12.1)
990	990	676 (8.8)	128 (8.9)	233 (10.0)	315 (8.1)		26 (25.5)	498 (8.3)	55 (7.1)	97 (13.1)
991	991	681 (8.9)	132 (9.2)	233 (10.0)	315 (8.1)		26 (25.5)	503 (8.3)	55 (7.1)	97 (13.1)
992	992	681 (8.9)	132 (9.2)	233 (10.0)	315 (8.1)		26 (25.5)	503 (8.3)	55 (7.1)	97 (13.1)
993	993	691 (9.0)	132 (9.2)	236 (10.1)	323 (8.3)		26 (25.5)	513 (8.5)	55 (7.1)	97 (13.1)

994	994	691 (9.0)	132 (9.2)	236 (10.1)	323 (8.3)		26 (25.5)	513 (8.5)	55 (7.1)	97 (13.1)	
995	995	691 (9.0)	132 (9.2)	236 (10.1)	323 (8.3)		26 (25.5)	513 (8.5)	55 (7.1)	97 (13.1)	
996	996	691 (9.0)	132 (9.2)	236 (10.1)	323 (8.3)		26 (25.5)	513 (8.5)	55 (7.1)	97 (13.1)	
997	997	691 (9.0)	132 (9.2)	236 (10.1)	323 (8.3)		26 (25.5)	513 (8.5)	55 (7.1)	97 (13.1)	
998	998	696 (9.1)	137 (9.6)	236 (10.1)	323 (8.3)		26 (25.5)	518 (8.6)	55 (7.1)	97 (13.1)	
999	999	704 (9.2)	137 (9.6)	236 (10.1)	330 (8.5)		26 (25.5)	525 (8.7)	55 (7.1)	97 (13.1)	
1000	1000	829 (10.8)	222 (15.4)	252 (10.8)	355 (9.1)		26 (25.5)	632 (10.5)	71 (9.2)	100 (13.4)	
1001	1001	829 (10.8)	222 (15.4)	252 (10.8)	355 (9.1)		26 (25.5)	632 (10.5)	71 (9.2)	100 (13.4)	
1002	1002	829 (10.8)	222 (15.4)	252 (10.8)	355 (9.1)		26 (25.5)	632 (10.5)	71 (9.2)	100 (13.4)	
1003	1003	834 (10.9)	222 (15.4)	257 (11.0)	355 (9.1)		26 (25.5)	637 (10.6)	71 (9.2)	100 (13.4)	
1004	1004	837 (10.9)	222 (15.4)	257 (11.0)	359 (9.2)		26 (25.5)	640 (10.6)	71 (9.2)	100 (13.4)	
1005	1005	837 (10.9)	222 (15.4)	257 (11.0)	359 (9.2)		26 (25.5)	640 (10.6)	71 (9.2)	100 (13.4)	
1006	1006	846 (11.1)	226 (15.7)	259 (11.1)	361 (9.3)		26 (25.5)	649 (10.8)	71 (9.2)	100 (13.4)	
1007	1007	851 (11.1)	226 (15.7)	259 (11.1)	365 (9.4)		30 (29.6)	649 (10.8)	71 (9.2)	100 (13.4)	
1008	1008	851 (11.1)	226 (15.7)	259 (11.1)	365 (9.4)		30 (29.6)	649 (10.8)	71 (9.2)	100 (13.4)	
1009	1009	854 (11.2)	226 (15.7)	259 (11.1)	369 (9.5)		30 (29.6)	649 (10.8)	75 (9.6)	100 (13.4)	
1010	1010	865 (11.3)	226 (15.7)	262 (11.2)	376 (9.7)		30 (29.6)	653 (10.8)	75 (9.6)	107 (14.4)	

1011	1011	869 (11.4)	226 (15.7)	262 (11.2)	381 (9.8)		30 (29.6)	657 (10.9)	75 (9.6)	107 (14.4)	
1012	1012	871 (11.4)	226 (15.7)	265 (11.3)	381 (9.8)		30 (29.6)	659 (10.9)	75 (9.6)	107 (14.4)	
1013	1013	871 (11.4)	226 (15.7)	265 (11.3)	381 (9.8)		30 (29.6)	659 (10.9)	75 (9.6)	107 (14.4)	
1014	1014	878 (11.5)	226 (15.7)	271 (11.6)	381 (9.8)		30 (29.6)	666 (11.0)	75 (9.6)	107 (14.4)	
1015	1019	893 (11.7)	230 (16.0)	276 (11.8)	387 (10.0)		30 (29.6)	681 (11.3)	75 (9.6)	107 (14.4)	
1500		7,656 (100.0)	1,437 (100.0)	2,335 (100.0)	3,884 (100.0)			6,033 (100.0)	779 (100.0)	741 (100.0)	
月平均賃金額		262,816	242,930	263,545	269,737		179,817	259,097	300,821	264,593	
時間当平均賃金額		1,591	1,523	1,604	1,608		1,061	1,564	1,804	1,662	
月一人当たり労働時間数		165	158	164	168		170	165	166	160	
第1・20分位数		949	950	928	960		944	950	940	930	
第1・10分位数		1,000	1,000	993	1,025		951	1,000	1,025	954	
第1・4分位数		1,170	1,100	1,198	1,182		990	1,179	1,280	1,116	
中位数		1,434	1,337	1,437	1,454		1,039	1,413	1,647	1,521	
四分位偏差係数		0.2249	0.2237	0.2087	0.2340		0.0374	0.2181	0.2605	0.2290	

【上段】

累積労働者数

【下段】

累積構成比

最低賃金引上げ額・率と影響率の関係表				
件名	茨城県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金			
現行の最低賃金額	時間額	964円		
未満率	6.6%			
時間額			影響率(%)	未満労働者数(人)
引上げ額(円)	引き上げ率(%)	引上げ後時間額(円)		
10	1.04	974	7.4	568
11	1.14	975	7.5	572
12	1.24	976	7.8	595
13	1.35	977	7.8	595
14	1.45	978	7.9	607
15	1.56	979	7.9	607
16	1.66	980	7.9	607
17	1.76	981	8.2	630
18	1.87	982	8.3	635
19	1.97	983	8.3	635
20	2.07	984	8.4	642
21	2.18	985	8.4	645
22	2.28	986	8.4	645
23	2.39	987	8.4	645
24	2.49	988	8.5	659
25	2.59	989	8.5	654
26	2.70	990	8.5	654
27	2.80	991	8.8	676
28	2.90	992	8.9	681
29	3.01	993	8.9	681
30	3.11	994	9.0	691
31	3.22	995	9.0	691
32	3.32	996	9.0	691
33	3.42	997	9.0	691
34	3.53	998	9.0	691
35	3.63	999	9.1	696
36	3.73	1,000	9.2	704
37	3.84	1,001	10.8	829
38	3.94	1,002	10.8	829
39	4.05	1,003	10.8	829
40	4.15	1,004	10.9	834
41	4.25	1,005	10.9	837
42	4.36	1,006	10.9	837
43	4.46	1,007	11.1	846
44	4.56	1,008	11.1	851
45	4.67	1,009	11.1	851

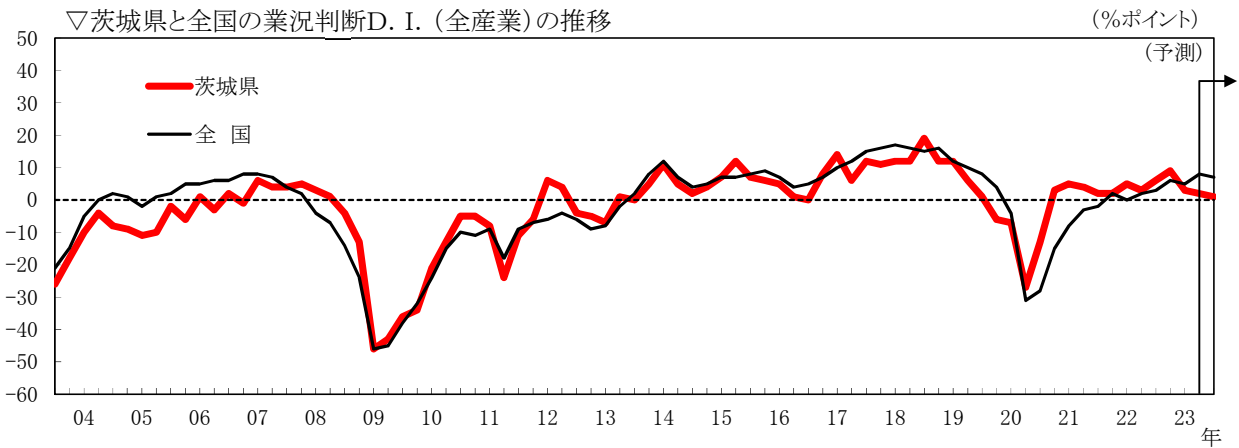
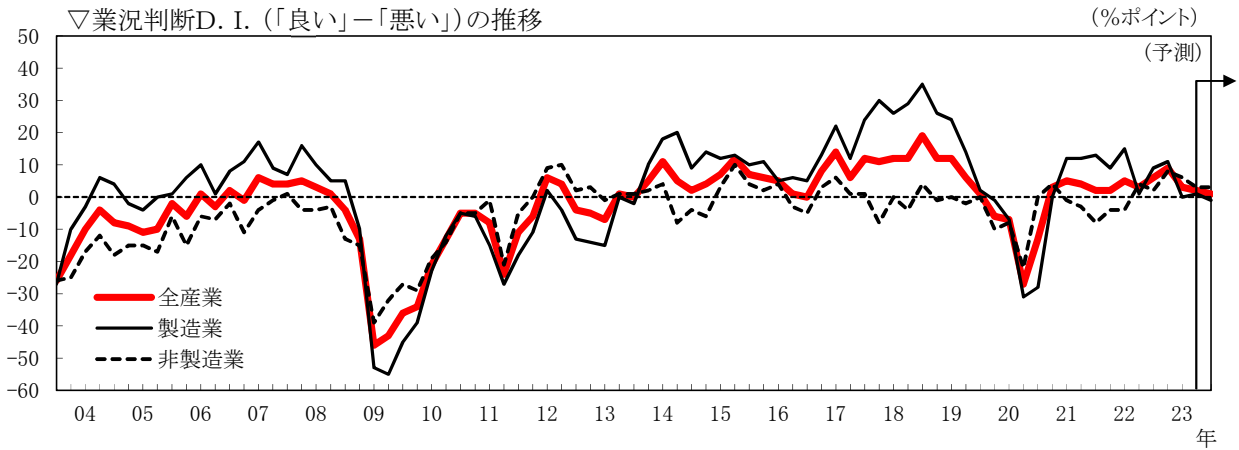
(令和5年度基礎調査結果から労働者数復元により集計)

2023年6月 企業短期経済観測調査結果（茨城県）

○調査時期 2023年6月 （回答期間 5月29日～6月30日）

○調査対象企業数

	全産業			うち中小企業		
	合計	製造業	非製造業	合計	製造業	非製造業
対象企業数	141社	68社	73社	73社	31社	42社
回答率	95.7%	95.6%	95.9%	91.8%	90.3%	92.9%



▽業況判断D.I. (％ポイント)

	調査時期											
	21年6月	21年9月	21年12月	22年3月	22年6月	22年9月	22年12月	23年3月		23年6月		
								最近	先行き	最近	先行き	
全産業	4	2	2	5	3	6	9	3	▲4	2	1	
製造業	12	13	9	15	1	9	11	0	▲1	1	▲1	
非製造業	▲3	▲8	▲4	▲4	4	2	8	6	▲6	3	3	

(注1) D. I. は、Diffusion Indexの略。

(注2) 判断D. I. は、「良い」(回答社数構成比<%) - 「悪い」(回答社数構成比<%) (以下同じ)。

I. 判断D. I.

1. 業況判断D. I. および業況判断の選択肢別社数構成比

(%ポイント、%)

	回答 企業数	調 査 時 期						
		22年6月	22年9月	22年12月	23年3月		23年6月	
					最近	先行き	最近	先行き
全 産 業	135	3	6	9	3	▲4	2	1
製 造 業	65	1	9	11	0	▲1	1	▲1
良 い		22	24	24	19	15	15	8
さほど良くない		57	61	63	62	69	71	83
悪 い		21	15	13	19	16	14	9
化 学	6	16	40	0	▲33	▲16	▲16	▲16
窯 業・土 石	9	22	22	11	22	0	11	0
鉄 鋼	6	33	16	16	16	33	0	17
非 鉄 金 属	5	▲20	▲40	▲20	▲20	▲20	▲20	▲20
食 料 品	5	0	20	20	0	0	20	▲20
金 属 製 品	6	0	14	43	29	29	17	0
はん用・生産用 ・業務用機械	9	▲30	0	0	▲10	0	▲11	▲11
電 気 機 械	13	15	15	23	15	▲8	16	23
輸 送 用 機 械	5	▲40	0	0	▲40	▲20	▲20	▲20
非 製 造 業	70	4	2	8	6	▲6	3	3
良 い		15	15	23	19	13	17	16
さほど良くない		74	72	62	68	68	69	71
悪 い		11	13	15	13	19	14	13
建 設	12	▲17	▲7	9	10	0	▲17	9
不 動 産・ 物 品 賃 貸	4	0	▲25	▲25	▲25	▲25	▲25	▲25
卸 売	10	9	0	0	0	▲18	▲10	▲30
小 売	19	0	▲5	0	0	▲16	0	0
運 輸・郵 便	6	33	33	50	50	50	67	67
情 報 通 信	3	33	33	33	33	0	33	0
電 気・ガ ス	3	0	0	0	0	0	0	0
対 事 業 所 サ ー ビ ス	5	20	25	0	0	0	20	20
対 個 人 サ ー ビ ス	4	25	25	20	25	0	25	0
宿 泊・飲 食 サ ー ビ ス	4	▲25	0	0	▲25	▲25	▲25	0

(注) 回答社数が3社未満の業種(紙・パルプ)については、業種別計数は非公表。

2. 需給・在庫・価格判断D. I.

(%ポイント)

		調 査 時 期						
		22年6月	22年9月	22年12月	23年3月		23年6月	
					最近	先行き	最近	先行き
国内での製商品・サービス需給判断 「需要超過」-「供給超過」	全 産 業	▲ 4	▲ 8	▲ 5	▲ 4	▲ 8	▲ 11	▲ 7
	製 造 業	9	4	▲ 4	▲ 2	▲ 3	▲ 9	▲ 8
	非 製 造 業	▲ 17	▲ 18	▲ 5	▲ 6	▲ 13	▲ 14	▲ 7
海外での製商品需給判断 「需要超過」-「供給超過」	製 造 業	17	12	11	5	3	3	6
製商品在庫水準判断 「過大」-「不足」	全 産 業	7	5	0	0	/	14	/
	製 造 業	5	8	5	5	/	23	/
	非 製 造 業	11	2	▲ 7	▲ 7	/	3	/
仕入価格判断 「上昇」-「下落」	全 産 業	63	66	67	64	62	55	54
	製 造 業	75	69	70	67	62	52	55
	非 製 造 業	50	62	64	61	62	57	52
販売価格判断 「上昇」-「下落」	全 産 業	29	31	39	40	39	30	35
	製 造 業	31	26	36	37	36	25	36
	非 製 造 業	27	35	43	42	42	36	35

3. 設備・雇用人員判断D. I.

(%ポイント)

		調 査 時 期						
		22年6月	22年9月	22年12月	23年3月		23年6月	
					最近	先行き	最近	先行き
生産・営業用設備判断 「過剰」-「不足」	全 産 業	0	0	▲ 1	2	1	3	1
	製 造 業	1	0	3	6	4	7	4
	非 製 造 業	▲ 3	0	▲ 6	▲ 3	▲ 3	▲ 1	▲ 3
雇用人員判断 「過剰」-「不足」	全 産 業	▲ 29	▲ 37	▲ 41	▲ 33	▲ 37	▲ 29	▲ 37
	製 造 業	▲ 18	▲ 27	▲ 32	▲ 23	▲ 25	▲ 14	▲ 23
	非 製 造 業	▲ 38	▲ 46	▲ 51	▲ 43	▲ 49	▲ 43	▲ 50

4. 企業金融関連判断D. I.

(%ポイント)

		調 査 時 期						
		22年6月	22年9月	22年12月	23年3月		23年6月	
					最近	先行き	最近	先行き
資金繰り判断 「楽である」-「苦しい」	全 産 業	7	6	11	3	/	8	/
	製 造 業	3	6	5	▲ 1	/	3	/
	非 製 造 業	10	7	16	8	/	12	/
金融機関の貸出態度判断 「緩い」-「厳しい」	全 産 業	13	15	19	16	/	16	/
	製 造 業	11	13	17	17	/	14	/
	非 製 造 業	15	16	20	16	/	17	/
借入金利水準判断 「上昇」-「低下」	全 産 業	2	4	6	4	19	5	16
	製 造 業	5	8	9	7	25	12	20
	非 製 造 業	0	1	3	2	14	0	12

II. 事業計画

1. 売上高

(前年比・%)

	22年度		23年度		上期		下期	
		修正率	(計画)	修正率	(計画)	修正率	(計画)	修正率
全 産 業	5.7	▲ 0.8	5.0	▲ 0.2	5.6	▲ 0.4	4.5	0.0
製 造 業	8.8	▲ 0.9	7.7	▲ 0.3	10.3	▲ 0.3	5.5	▲ 0.3
非 製 造 業	2.3	▲ 0.7	1.8	▲ 0.1	0.4	▲ 0.6	3.2	0.5
中 小 企 業	5.1	0.8	1.1	1.4	3.4	1.7	▲ 0.9	1.1
製 造 業	11.1	1.1	▲ 1.2	1.5	2.2	1.1	▲ 4.1	1.9
非 製 造 業	3.8	0.8	1.7	1.4	3.7	1.8	▲ 0.1	0.9

(注) 修正率は前回調査との対比(以下同じ)。

(注) 中小企業は資本金2千万円以上1億円未満の先(以下同じ)。

(参考:ここまでの推移)

(前年比・%)

	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度 (計画)
全 産 業	▲ 0.8	▲ 2.7	▲ 4.6	4.4	5.7	5.0
製 造 業	▲ 1.2	▲ 4.4	▲ 9.8	10.1	8.8	7.7
非 製 造 業	▲ 0.4	▲ 0.7	1.2	▲ 1.2	2.3	1.8

2. 経常利益

(前年比・%)

	22年度		23年度		上期		下期	
		修正率	(計画)	修正率	(計画)	修正率	(計画)	修正率
全 産 業	▲ 14.4	0.0	11.8	0.3	3.1	2.0	20.6	▲ 1.1
製 造 業	▲ 29.3	0.5	24.7	4.7	▲ 4.8	8.9	76.8	1.0
非 製 造 業	▲ 8.2	▲ 0.2	7.8	▲ 1.2	6.5	▲ 0.6	8.8	▲ 1.8
中 小 企 業	6.5	13.2	▲ 0.4	14.3	11.3	26.8	▲ 7.5	6.8
製 造 業	▲ 0.8	23.7	▲ 17.6	52.6	▲ 18.2	138.0	▲ 17.2	21.8
非 製 造 業	10.1	9.1	7.2	5.3	26.6	9.6	▲ 3.5	2.4

(参考:ここまでの推移)

(前年比・%)

	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度 (計画)
全 産 業	▲ 10.4	6.1	10.2	▲ 0.4	▲ 14.4	11.8
製 造 業	▲ 40.9	39.3	0.7	9.2	▲ 29.3	24.7
非 製 造 業	5.3	▲ 3.5	14.2	▲ 3.9	▲ 8.2	7.8

3. 設備投資額

ソフトウェアを含む<除く土地投資額>

(前年比・%)

	22年度		23年度	
		修正率	(計画)	修正率
全 産 業	11.6	▲ 0.7	0.1	▲ 5.6
製 造 業	19.7	▲ 2.5	9.3	▲ 1.2
非 製 造 業	▲ 1.2	3.0	▲ 17.6	▲ 15.1
中 小 企 業	▲ 19.5	▲ 13.9	9.6	0.1
製 造 業	16.9	▲ 7.8	9.1	5.9
非 製 造 業	▲ 31.6	▲ 17.0	9.9	▲ 3.0

ソフトウェア・研究開発を含む<除く土地投資額>

(前年比・%)

	22年度		23年度	
		修正率	(計画)	修正率
全 産 業	7.1	▲ 1.5	3.3	▲ 3.7
製 造 業	9.8	▲ 2.6	8.8	▲ 0.8
非 製 造 業	▲ 1.0	2.4	▲ 15.1	▲ 14.4
中 小 企 業	▲ 18.4	▲ 13.4	9.4	0.3
製 造 業	17.4	▲ 7.2	8.8	6.0
非 製 造 業	▲ 31.6	▲ 17.0	9.8	▲ 2.9

(参考:ここまでの推移)

ソフトウェアを含む<除く土地投資額>

(前年比・%)

	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度						23年度(計画)	
					調 査 時 期						調 査 時 期	
					22年3月	22年6月	22年9月	22年12月	23年3月	23年6月	23年3月	23年6月
全 産 業	11.0	▲ 11.7	6.7	▲ 8.4	46.0	28.1	32.8	31.3	12.4	11.6	5.3	0.1
製 造 業	24.2	▲ 17.0	17.6	▲ 29.7	64.0	48.9	51.6	51.2	22.8	19.7	7.9	9.3
非 製 造 業	▲ 11.6	1.3	▲ 15.1	61.6	8.0	▲ 1.7	3.0	▲ 0.1	▲ 4.0	▲ 1.2	▲ 0.1	▲ 17.6

4. 新卒採用

(前年比・%)

	22年度	23年度(計画)		24年度 (計画)
		調 査 時 期		
		22年12月	23年6月	
全 産 業	▲ 0.1	6.1	6.7	5.9
製 造 業	▲ 0.9	10.4	14.5	0.8
非 製 造 業	0.5	2.7	1.3	10.0

本稿は、直前の営業日までに利用可能であった情報をもとに記述しています。

2023年9月7日

日本銀行水戸事務所

茨城県金融経済概況

1. 要 旨

県内景気は、物価上昇や海外経済減速の影響を受けつつも、緩やかに回復している。

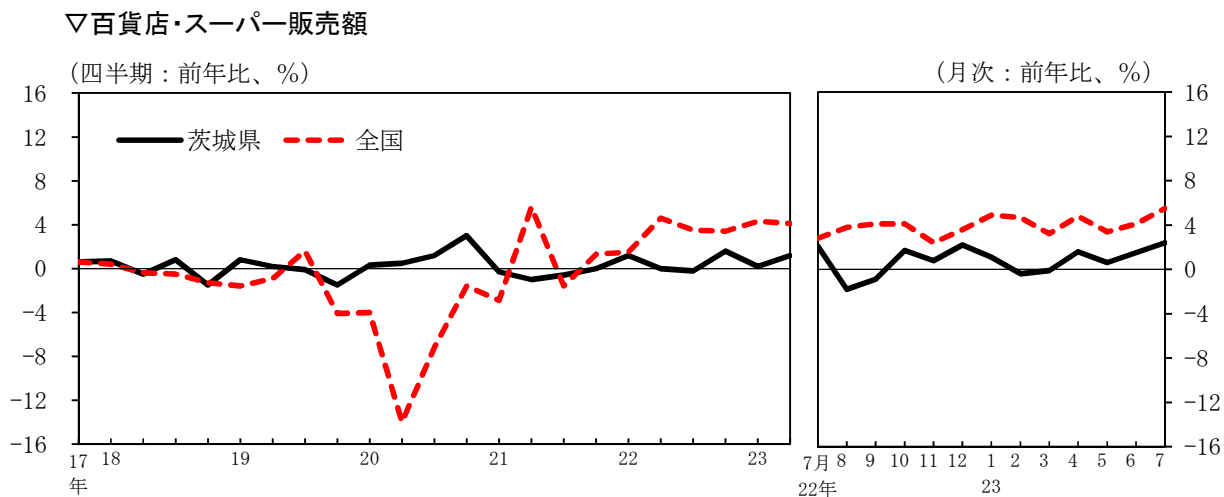
主要支出項目等をみると、個人消費は、物価上昇の影響を受けつつも、緩やかに増加している。住宅投資は弱い動きとなっている。公共投資は横ばい圏内の動きとなっている。設備投資は、6月企業短期経済観測調査結果(茨城県)では、2023年度は前年度をやや上回る計画となっている。生産は、海外経済減速の影響を受けつつも、供給制約の影響が和らぐもとで、横ばい圏内の動きとなっている。雇用・所得環境は、全体として緩やかに改善している。

なお、金融面をみると、預金、貸出ともに増加した。貸出約定平均金利は低下した。

2. 実体経済

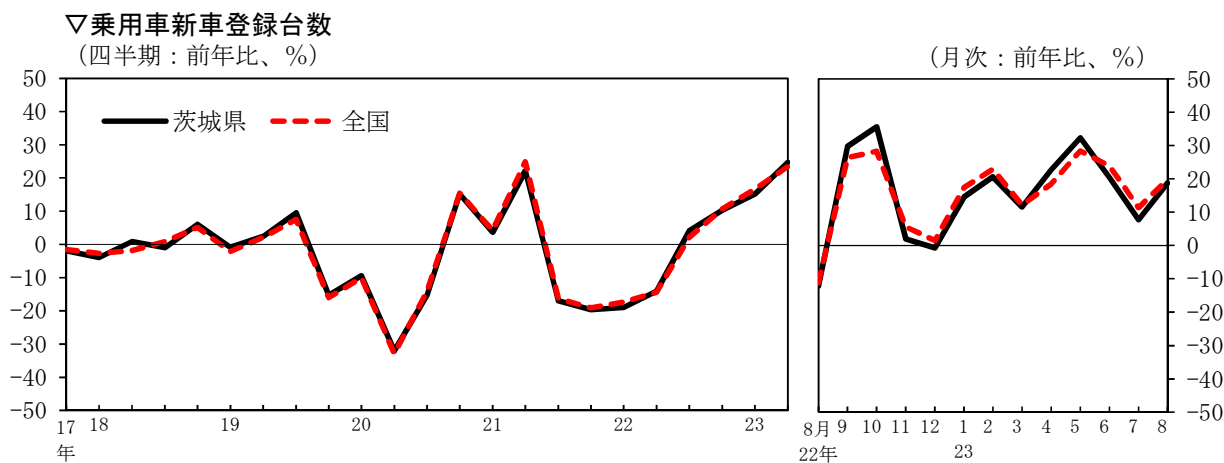
(1) 個人消費

7月の百貨店・スーパー販売額は、4か月連続で前年を上回った。



(出所)経済産業省「商業動態統計」

8月の乗用車新車登録台数は、8か月連続で前年を上回った。



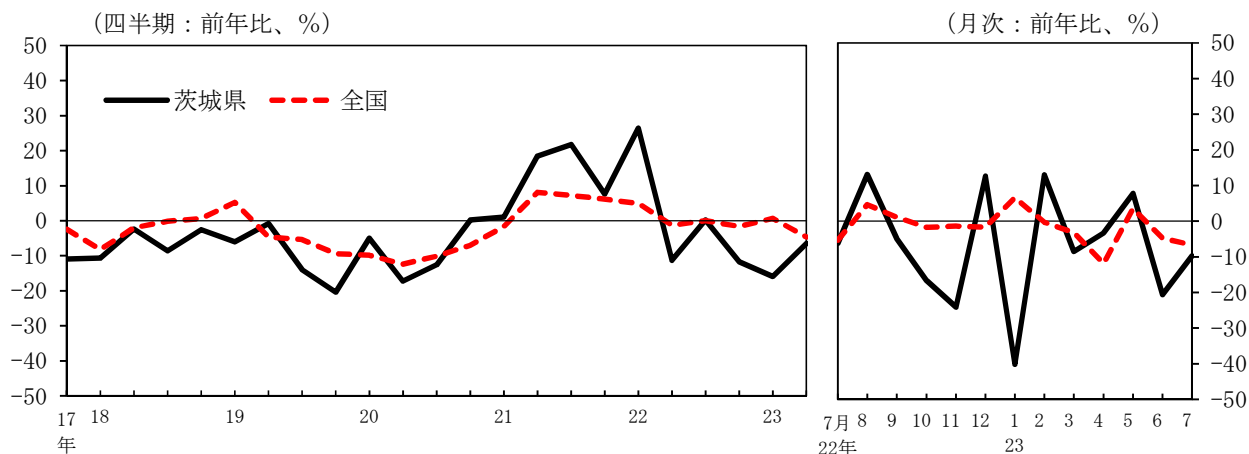
(出所)茨城県自動車販売店協会、日本自動車販売協会連合会「自動車登録統計情報」、
全国軽自動車協会連合会「軽自動車新車販売」

家電販売は、物価上昇を背景とした消費者の生活防衛意識の強まりなどがみられるものの、猛暑を受けたエアコン販売の増加から、このところ持ち直している。

(2) 住宅投資

7月の新設住宅着工戸数は、分譲が前年を上回ったものの、持家、貸家系が前年を下回り、全体では2か月連続で前年を下回った。

▽新設住宅着工戸数

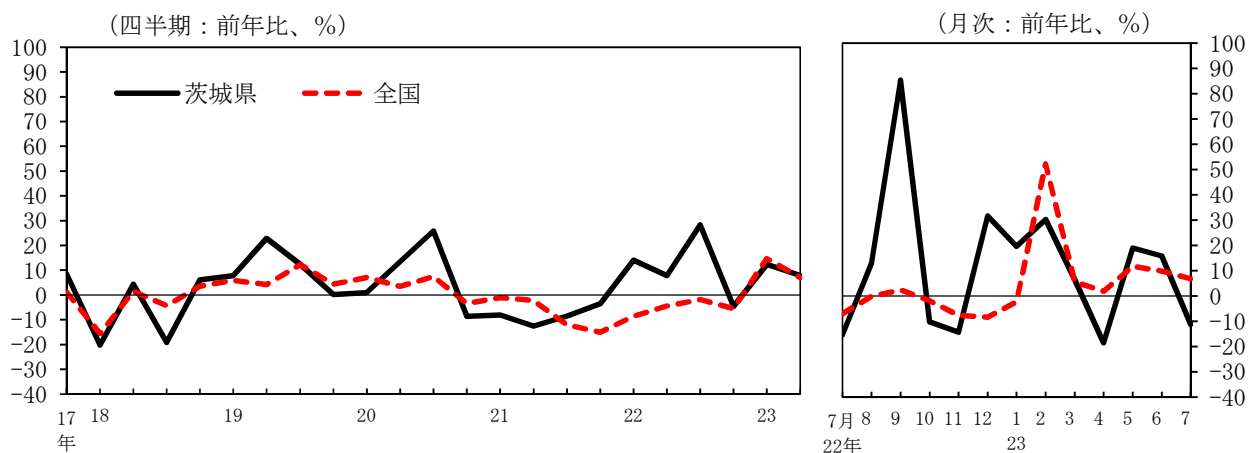


(出所)国土交通省「建築着工統計」

(3) 公共投資

7月の公共工事請負金額は、3か月振りに前年を下回った。

▽公共工事請負金額

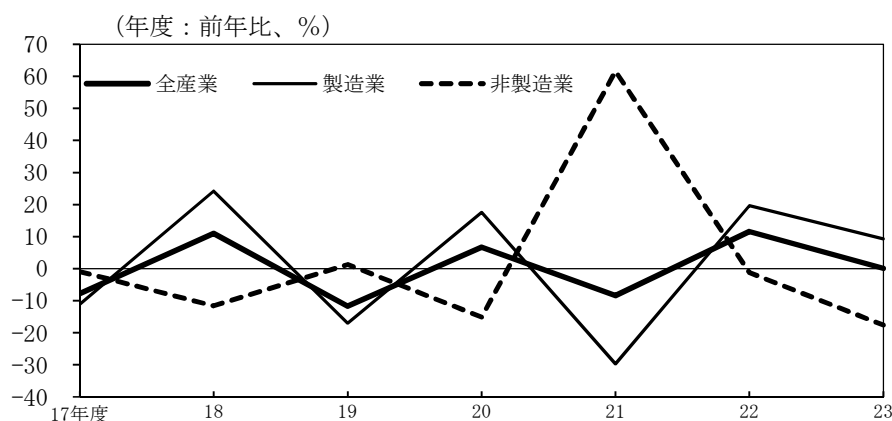


(出所)東日本建設業保証茨城支店「茨城県内の公共工事の動向」、東日本建設業保証「公共工事前払金保証統計」

(4) 設備投資

6月企業短期経済観測調査結果(茨城県)をみると、2023年度は前年度をやや上回る計画となっている。原材料・エネルギー高などから投資スタンスを慎重化させる先がみられているものの、維持・更新投資に加え、生産能力増強、新規出店・改装、デジタル化・脱炭素化対応といった前向きな投資計画もみられている。

▽設備投資

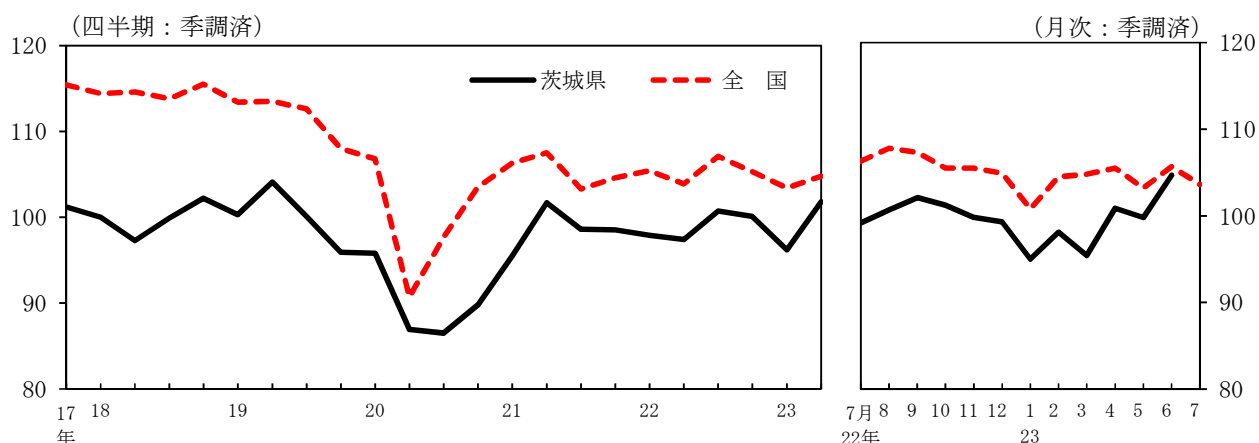


(出所)日本銀行水戸事務所

(5) 生産

6月の鉱工業生産指数(原指数)は、3か月連続で前年を上回った。海外経済減速の影響を受けつつも、供給制約の影響が和らぐもとの、横ばい圏内の動きとなっている。

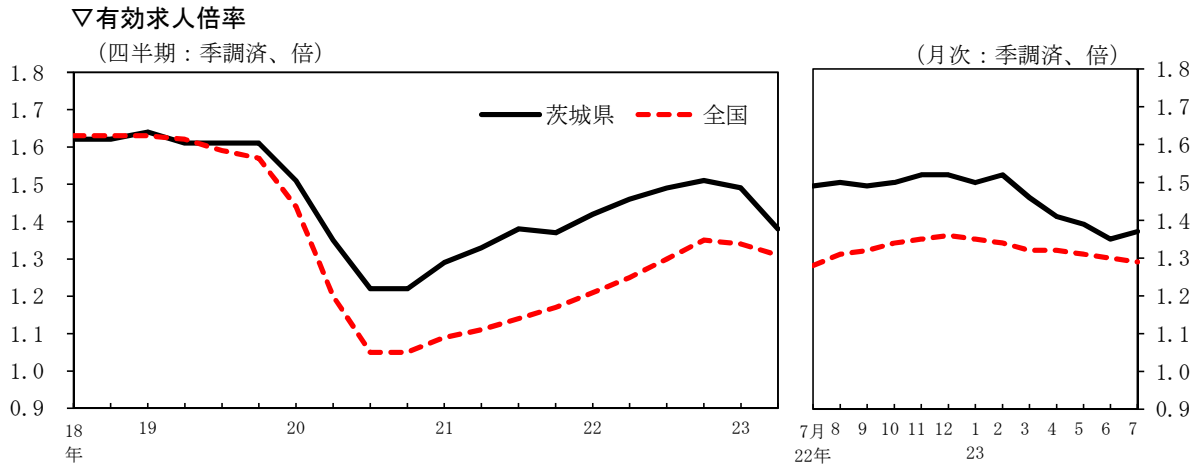
▽鉱工業生産指数(茨城県：2015年=100、全国：2020年=100)



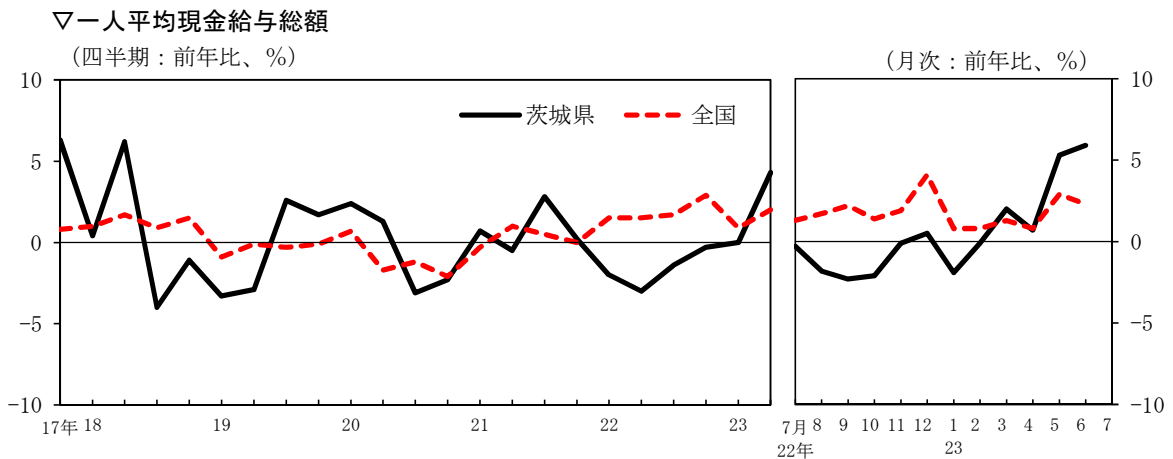
(出所)茨城県「茨城県鉱工業指数」、経済産業省「鉱工業指数統計」

(6) 雇用・所得環境

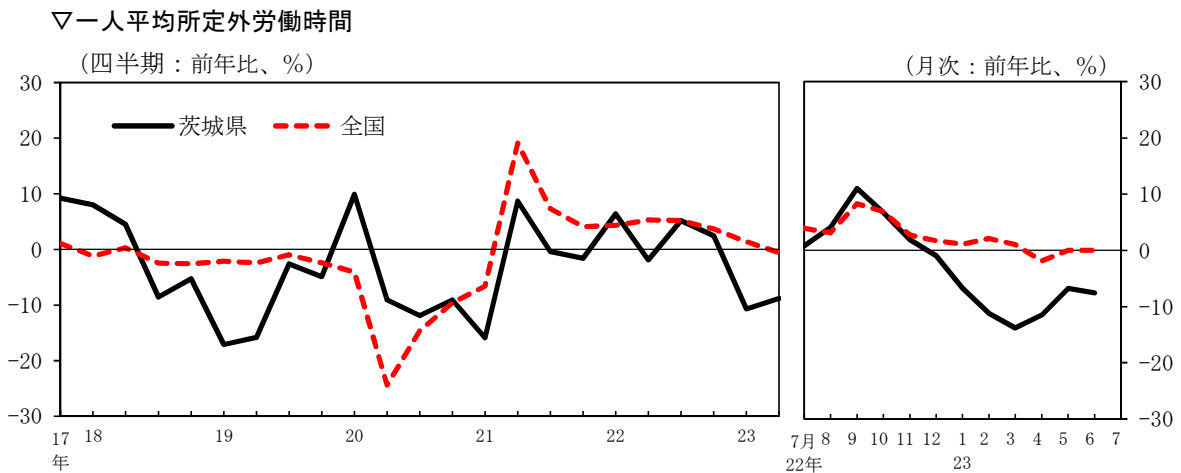
雇用・所得環境は、7月の有効求人倍率(季節調整済)は1.37倍と前月を上回った。また、6月の一人平均所定外労働時間は前年を下回ったものの、一人平均現金給与総額は前年を上回った。全体として緩やかに改善している。



(出所)厚生労働省「一般職業紹介状況」



(出所)茨城県「毎月勤労統計調査地方調査」、厚生労働省「毎月勤労統計調査」

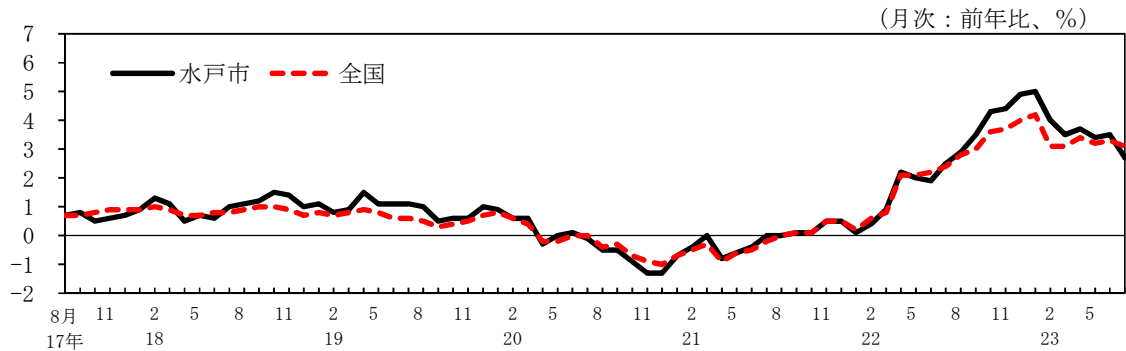


(出所)茨城県「毎月勤労統計調査地方調査」、厚生労働省「毎月勤労統計調査」

(7) 物 価

7月の水戸市の消費者物価指数(生鮮食品を除く総合)前年比は、+2.7%と前年を上回った。

▽消費者物価指数(生鮮食品を除く総合)



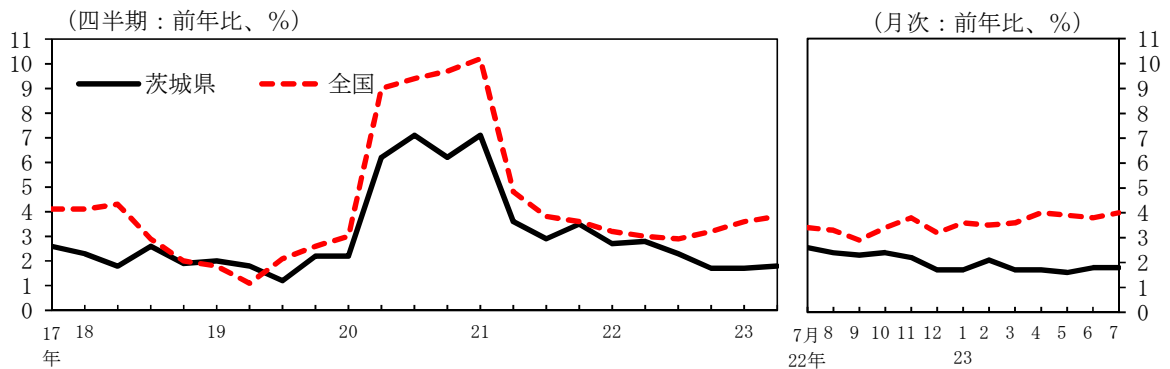
(出所)総務省「消費者物価指数」

3. 金 融

(1) 預 金

7月末の県内金融機関の預金残高(末残)は、15兆3,437億円(前年比+1.8%)と前年を上回った。

▽預 金

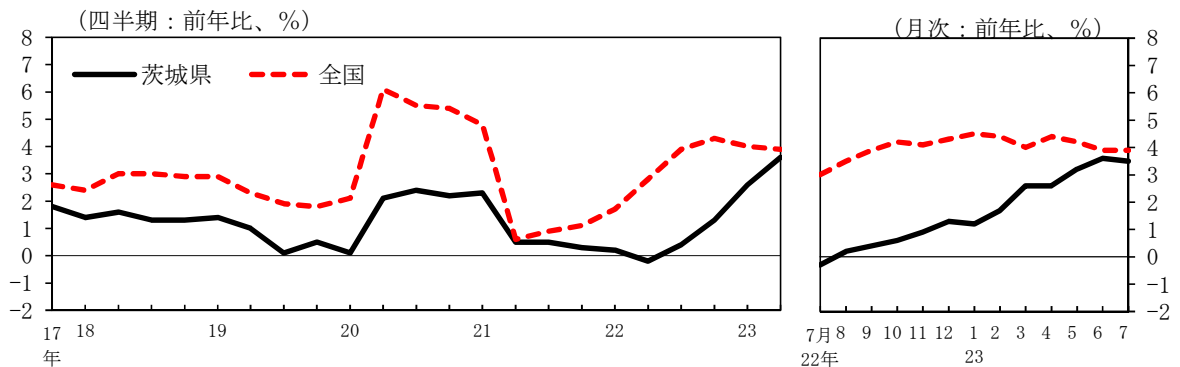


(出所)日本銀行水戸事務所、日本銀行「都道府県別預金・現金・貸出金」

(2) 貸 出

7月末の県内金融機関の貸出残高(末残)は、6兆8,006億円(前年比+3.5%)と前年を上回った。

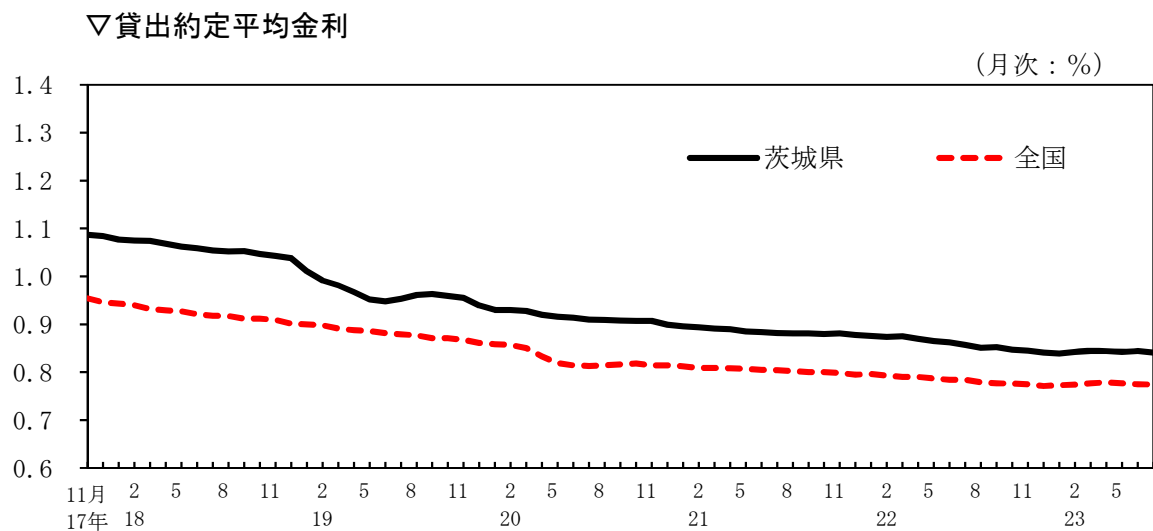
▽貸出金



(出所)日本銀行水戸事務所、日本銀行「都道府県別預金・現金・貸出金」

(3) 貸出約定平均金利

7月末の県内金融機関の貸出約定平均金利(ストックベース<総合>)は、0.841%と前月を下回った。



(出所) 日本銀行水戸事務所、日本銀行「貸出約定平均金利の推移」

以 上

本資料に関する問い合わせ先: 日本銀行水戸事務所
TEL: 029-224-2734 (代表)

I. 実体経済

(1) 個人消費

(前年比、%)

	個人消費関連							
	百貨店・スーパー販売額		乗用車新車登録台数					
	茨城県	全国	茨城県			全国		
			普通・小型	軽自動車		普通・小型	軽自動車	
2021年	▲ 0.5	0.6	▲ 4.4	▲ 4.1	▲ 4.9	▲ 3.5	▲ 3.2	▲ 4.2
2022年	0.6	3.2	▲ 6.4	▲ 8.9	▲ 1.5	▲ 6.2	▲ 7.4	▲ 4.0
2022年 7～9月	▲ 0.2	3.5	4.1	▲ 1.1	14.7	2.1	▲ 1.0	8.3
10～12月	1.6	3.4	10.3	3.0	25.3	10.7	5.5	20.8
2023年 1～3月	0.2	4.3	15.1	14.4	16.5	16.7	18.1	14.1
4～6月	1.2	4.1	24.7	31.1	13.3	23.4	30.5	11.1
2023年 3月	▲ 0.1	3.2	11.6	13.9	6.7	12.1	16.0	4.2
4月	1.6	4.8	22.7	31.8	7.3	18.5	25.8	6.3
5月	0.6	3.4	32.3	37.0	23.8	28.4	31.8	22.2
6月	1.5	4.1	20.4	25.8	10.2	23.9	33.6	7.0
7月	p 2.4	p 5.5	7.7	16.4	▲ 8.3	11.4	18.7	▲ 2.1
8月	n.a.	n.a.	18.8	23.7	9.7	19.8	18.8	21.8
出所	経済産業省		茨城県自動車販売店協会			日本自動車販売協会連合会		全国軽自動車協会連合会

(注) 1. 既存店ベース。

2. p は速報値。

3. 乗用車新車登録台数の普通・小型車および軽自動車の合計の前年比は、日本銀行水戸事務所が算出。

4. 出所元が公表していない四半期計数、年次・四半期・月次の前年比については、日本銀行水戸事務所が算出（以下同じ）。

(2) 住宅投資

(前年比、%)

	新設住宅着工戸数					
	茨城県	持家			分譲	全国
		持家	貸家系	分譲		
2021年	12.2	13.5	7.3	15.5	5.0	
2022年	▲ 0.2	▲ 13.4	8.7	20.8	0.4	
2022年 7～9月	0.2	▲ 12.4	▲ 5.6	52.2	0.0	
10～12月	▲ 11.7	▲ 18.9	18.2	▲ 27.6	▲ 1.6	
2023年 1～3月	▲ 15.9	▲ 6.6	▲ 5.1	▲ 35.1	0.6	
4～6月	▲ 6.5	▲ 8.2	25.3	▲ 32.0	▲ 4.7	
2023年 2月	13.0	8.5	38.0	▲ 5.7	▲ 0.3	
3月	▲ 8.5	▲ 11.8	▲ 24.3	14.0	▲ 3.2	
4月	▲ 3.3	▲ 8.8	88.3	▲ 36.7	▲ 11.9	
5月	7.8	▲ 1.5	47.5	▲ 14.6	3.5	
6月	▲ 20.6	▲ 13.3	▲ 16.4	▲ 41.1	▲ 4.8	
7月	▲ 9.8	▲ 11.4	▲ 23.7	18.1	▲ 6.7	
出所	国土交通省					

(注) 貸家系は貸家と給与住宅の合計。日本銀行水戸事務所が算出。

(3) 公共投資

(前年比、%)

	公共工事請負金額					
	茨城県					全 国
	うち	国	独立行政法人等	県	市町村	
2021年度	▲ 5.0	32.2	▲ 37.3	▲ 5.6	▲ 9.5	▲ 8.6
2022年度	12.6	▲ 18.1	198.3	▲ 3.6	4.4	▲ 0.4
2022年 7～9月	28.3	▲ 45.9	892.8	▲ 13.2	5.7	▲ 1.8
10～12月	▲ 4.5	▲ 28.2	31.5	▲ 7.9	▲ 8.6	▲ 5.4
2023年 1～3月	12.4	▲ 22.5	25.8	21.4	55.2	14.7
4～6月	7.8	▲ 23.8	60.6	25.7	▲ 15.6	7.1
2023年 2月	30.2	9.6	99.3	42.9	11.7	52.2
3月	6.5	▲ 23.5	52.2	16.3	51.8	5.5
4月	▲ 18.5	▲ 27.6	▲ 35.1	▲ 11.1	▲ 15.5	1.9
5月	19.0	▲ 52.4	155.2	▲ 39.2	▲ 20.9	11.8
6月	15.8	▲ 2.3	159.7	99.3	▲ 12.9	9.9
7月	▲ 11.1	▲ 42.1	▲ 68.8	11.7	6.6	6.8
出 所	東日本建設業保証茨城支店					東日本建設業保証

(注) 1. 公共工事請負金額（茨城県）は工事場所ベース。
 2. 公共工事請負金額（全国）は、北海道建設業信用保証（株）、東日本建設業保証（株）、西日本建設業保証（株）による請負金額の合計。

(4) 設備投資

(前年比、%)

	企業短期経済観測調査					
	茨城県			全 国		
		製造業	非製造業		製造業	非製造業
2021年度	▲ 8.4	▲ 29.7	61.6	0.4	1.7	▲ 0.5
2022年度	11.6	19.7	▲ 1.2	7.0	8.5	6.1
修正率	▲ 0.7	▲ 2.5	3.0	▲ 4.0	▲ 6.7	▲ 2.2
2023年度（計画）	0.1	9.3	▲ 17.6	15.3	17.9	13.6
修正率	▲ 5.6	▲ 1.2	▲ 15.1	4.8	2.5	6.5
出 所	日本銀行水戸事務所			日本銀行		

(注) 1. ソフトウェア投資を含み、土地投資は含まない。
 2. 修正率は前回調査からの変化率。

(5) 生産

(前年比、%)

	鉱工業指数 < 季節調整済 >											
	生産				出荷				在庫			
	茨城県		全国		茨城県		全国		茨城県		全国	
		前年比		前年比		前年比		前年比		前年比		前年比
2021年	98.5	9.3	105.4	5.4	95.9	7.4	104.4	4.4	91.7	8.3	98.5	6.4
2022年	98.9	0.4	105.3	▲ 0.1	94.0	▲ 2.0	103.9	▲ 0.5	95.9	4.6	101.2	2.7
2022年 7~9月	100.7	2.1	107.1	4.0	95.1	0.6	105.2	4.1	93.5	1.3	103.4	6.2
10~12月	100.1	1.3	105.3	▲ 0.2	94.3	▲ 1.1	103.7	0.1	97.4	4.6	103.1	2.7
2023年 1~3月	96.2	▲ 1.4	103.4	▲ 1.3	92.6	▲ 0.3	102.7	▲ 0.7	99.5	2.8	103.8	2.3
4~6月	101.8	4.4	104.8	1.0	97.0	3.4	104.3	1.0	98.6	8.8	105.8	5.9
2023年 2月	98.1	1.4	104.5	▲ 0.6	93.5	0.8	103.8	0.7	99.7	6.5	103.4	1.6
3月	95.4	▲ 2.8	104.8	▲ 0.8	93.9	0.9	104.7	0.0	99.5	2.8	103.8	2.3
4月	100.9	2.3	105.5	▲ 0.7	94.1	▲ 1.2	104.5	▲ 1.3	100.2	5.4	103.7	6.0
5月	99.8	4.4	103.2	4.2	96.6	5.4	103.3	4.0	97.2	5.4	105.6	7.3
6月	104.7	6.6	105.7	0.0	100.2	6.2	105.0	0.8	98.6	8.8	105.8	5.9
7月	n. a.	n. a.	p 103.6	p ▲ 2.5	n. a.	n. a.	p 102.8	p ▲ 2.0	n. a.	n. a.	p 106.7	p 6.0
出 所	茨城県		経済産業省		茨城県		経済産業省		茨城県		経済産業省	

(注) 1. 茨城県は2015年=100。全国は2020年=100。鉱工業指数の前年比は原指数の前年比。年ベースの指数は原指数。

2. p は速報値。

(6) 雇用・所得環境

(前年比、%)

	有効求人倍率 (季節調整済・倍)		常用労働者数		一人平均 現金給与総額		一人平均 所定外労働時間	
	茨城県	全国	茨城県	全国	茨城県	全国	茨城県	全国
2021年	1.35	1.13	0.1	1.2	0.7	0.3	▲ 3.0	5.1
2022年	1.47	1.28	0.7	0.9	▲ 1.7	2.0	2.9	4.6
2022年 7~9月	1.49	1.30	0.5	1.1	▲ 1.4	1.7	5.2	5.2
10~12月	1.51	1.35	1.3	1.1	▲ 0.3	2.9	2.5	3.7
2023年 1~3月	1.49	1.34	0.3	1.7	0.0	0.9	▲ 10.7	1.4
4~6月	1.38	1.31	▲ 0.8	1.8	4.3	2.0	▲ 8.8	▲ 0.6
2023年 2月	1.52	1.34	0.3	1.8	▲ 0.1	0.8	▲ 11.2	2.1
3月	1.46	1.32	0.3	1.7	2.0	1.3	▲ 13.8	1.0
4月	1.41	1.32	▲ 0.7	1.8	0.7	0.8	▲ 11.5	▲ 1.9
5月	1.39	1.31	▲ 0.9	1.8	5.3	2.9	▲ 6.8	0.0
6月	1.35	1.30	▲ 0.6	1.8	5.9	2.3	▲ 7.6	0.0
7月	1.37	1.29	n. a.	n. a.	n. a.	n. a.	n. a.	n. a.
出 所	厚生労働省		茨城県	厚生労働省	茨城県	厚生労働省	茨城県	厚生労働省

(注) 1. 有効求人倍率は、新規卒者を除きパートタイムを含む。

2. 常用労働者数、一人平均現金給与総額、一人平均所定外労働時間の前年比は2021年12月までは2015年=100の指数で算出し、2022年1月以降は2020年=100の指数で算出。事業所規模5人以上。

(7) 物価

(前年比、%)

		消費者物価指数 (生鮮食品を除く総合)	
		水戸市	全 国
2021年		▲ 0.2	▲ 0.2
2022年		2.5	2.3
2022年	7月	2.5	2.4
	8月	2.9	2.8
	9月	3.5	3.0
	10月	4.3	3.6
	11月	4.4	3.7
2023年	12月	4.9	4.0
	1月	5.0	4.2
	2月	4.0	3.1
	3月	3.5	3.1
	4月	3.7	3.4
	5月	3.4	3.2
	6月	3.5	3.3
	7月	2.7	3.1
出 所		総務省	

(注) 2020年=100。

(8) 企業倒産

(前年比、%)

	茨城県				
	件数 (件)	負債総額 (百万円)			
		前年比	前年比		
2021年	104	▲ 11.9	10,886	▲ 2.0	
2022年	121	16.3	31,428	188.7	
2022年	7~9月	41	86.4	5,528	204.4
	10~12月	29	16.0	14,886	388.4
2023年	1~3月	30	7.1	3,754	▲ 39.9
	4~6月	38	65.2	9,931	108.2
2023年	2月	9	28.6	1,357	▲ 5.2
	3月	11	▲ 8.3	1,109	▲ 62.0
	4月	10	42.9	1,691	390.1
	5月	14	100.0	6,206	551.2
	6月	14	55.6	2,034	▲ 41.4
	7月	18	28.6	2,474	213.6
	出 所		東京商工リサーチ		

(注) 負債総額10百万円以上の企業倒産。

II. 金融

(1) 実質預金、貸出、貸出約定平均金利

(前年比、%、残高は億円)

(月中変化幅、%ポイント、%)

	実質預金		貸出		貸出約定平均金利 (総合、ストックベース)			
	茨城県	全 国	茨城県	全 国		茨城県	全 国	
2022年 3月	2.7	3.2	0.2	1.7	2023年 4月中	0.000	0.002	
6月	2.8	3.0	▲ 0.2	2.8		5月中	▲ 0.002	▲ 0.002
9月	2.3	2.9	0.4	3.9		6月中	0.002	▲ 0.002
12月	1.7	3.2	1.3	4.3		7月中	▲ 0.003	▲ 0.001
2023年 2月	2.1	3.5	1.7	4.4		7月末	0.841	0.774
3月	1.7	3.6	2.6	4.0		出 所	日本銀行 水戸事務所	日本銀行
4月	1.7	4.0	2.6	4.4				
5月	1.6	3.9	3.2	4.2				
6月	1.8	3.8	3.6	3.9				
7月	1.8	4.0	3.5	3.9				
7月末残高	153,437	9,642,048	68,006	5,747,857				
出 所	日本銀行 水戸事務所	日本銀行	日本銀行 水戸事務所	日本銀行				

(注) 【実質預金、貸出】

- 「茨城県」は、国内銀行（ゆうちょ銀行等を除く）の茨城県内店舗、および、県内に本店を置く信用金庫の全店舗。
- 銀行勘定を集計。ただし、国内銀行については、特別国際金融取引勘定（オフショア勘定）を除く。
- 実質預金は、預金から切手手形を控除したもの。
- 貸出金については、中央政府向け貸出を除く。
- 「全国」は、日本銀行「都道府県別預金・現金・貸出金」（本行ホームページ掲載）の全国計。詳しくは「都道府県別預金・現金・貸出金」の注釈をご参照ください。

【貸出約定平均金利】

- 「茨城県」は、茨城県内に本店を置く、国内銀行（ゆうちょ銀行等を除く）、信用金庫の貸出金利を貸出金残高で加重平均したもの（総合・ストックベース）。
- 貸出金利、貸出金残高は銀行勘定の円貸出のうち、金融機関向け貸出を除いたもの。
- 「全国」は、日本銀行「貸出約定平均金利の推移」（本行ホームページ掲載）における国内銀行の総合・ストックベース。詳しくは「貸出約定平均金利の推移」の注釈をご参照ください。

(2) 銀行券

(億円)

	発行	還 収	発行・還収 (▲) 超	
				前年実績
2021年	7,710	512	7,197	6,770
2022年	7,291	283	7,007	7,197
2022年 7～9月	1,817	58	1,758	1,741
10～12月	2,471	65	2,405	2,526
2023年 1～3月	1,217	79	1,138	1,222
4～6月	1,665	74	1,590	1,621
2023年 3月	663	31	631	618
4月	637	29	607	706
5月	388	23	364	284
6月	640	21	618	630
7月	640	21	619	658
8月	734	21	713	598
出 所	日本銀行水戸事務所			

茨城労働局発表
令和5年9月29日(金)
午前10時30分解禁

【照会先】

茨城労働局職業安定部職業安定課
課長 益子 寿浩
地方労働市場情報官 檜村 洋介
電話 029-224-6218

報道関係者 各位

県内の雇用情勢の概況（令和5年8月分）

基調判断

「県内の雇用情勢は、求人が求職を上回って推移しているものの、改善の動きが弱まっている。引き続き、物価上昇等が雇用に与える影響を注視していく必要がある。」

- **有効求人倍率（季節調整値）**は、1.36倍となり、前月より**0.01ポイント**下回りました。(1.36倍は全国17番目)
⇒資料 P3、P4、P5、P6、P13、P14、P15
※ 有効求人数（季節調整値）は、49,494人で前月より**1.1%減**となり、**2か月ぶりの減少**となりました。
※ 有効求職者数（季節調整値）は、36,375人で前月より**0.3%減**となり、**3か月ぶりの減少**となりました。
- **新規求人倍率（季節調整値）**は、2.29倍となり、前月より**0.08ポイント**上回りました。
⇒資料 P4、P5、P6、P13
- **正社員有効求人倍率（原数値）**は、1.07倍となり、前年同月と比べ**0.05ポイント**下回りました。
⇒資料 P7、P10
- **新規求人数（原数値）**は、前年同月に比べ**3.8%減**となり、**3か月連続の減少**となりました。
これを産業別でみると、前年同月比で「宿泊業、飲食サービス業（28.3%増・150人増）」、「運輸業、郵便業（12.1%増・102人増）」が**増加**しました。
一方、「卸売業、小売業」（24.4%減・521人減）、「製造業」（7.0%減・175人減）などが**減少**しました。
⇒資料 P4、P6、P8、P9、P12、P13
- **新規求職者数（原数値）**は、前年同月に比べ**4.3%減**となり、**4か月連続の減少**となりました。
新規求職を雇用形態別にみると、「パートタイムを除く常用」は前年同月に比べ**4.0%減少**、「常用的パートタイム」は同比**5.0%減少**しました。
⇒資料 P4、P6、P7、P12、P13
- **失業の動き（雇用保険業務）**
雇用保険失業給付受給資格決定件数は、前年同月に比べ**0.3%減**となり、**4か月ぶりの減少**となりました。
雇用保険受給者実人員は、前年同月に比べ**6.0%増**となり、**5か月連続の増加**となりました。
雇用保険被保険者資格喪失者数は、前年同月に比べ**2.5%減**、うち事業主都合離職者数は同比**35.4%増**。
雇用保険被保険者資格取得者数は、前年同月に比べ**4.2%増**。
⇒資料 P3、P11、P13

※新規学卒者は除く

【最近の雇用失業情勢 資料目次】

- P 3 …… 「有効求人倍率、求人・求職の推移（季節調整値）」、「受給資格決定件数、受給者実人員の推移」
- P 4 …… 一般職業紹介状況推移（新規学卒者を除きパートタイムを含む）
- P 5 …… 一般職業紹介状況推移の内訳（新規学卒者を除きパートタイムを含む）
受理地別有効求人倍率と就業地別有効求人倍率の比較
- P 6 …… 第1表 一般職業紹介状況（新規学卒者を除きパートタイムを含む）
- P 7 …… 第2表 雇用形態別常用職業紹介状況（新規学卒者を除く）
- P 8 …… 第3表 主要産業別、規模別一般新規求人状況
 - 主要産業別、規模別一般新規求人状況（新規学卒者を除く）
 - 主要産業における対前年同月比の推移（新規学卒者を除く）
- P 9 …… 第4表 産業別一般新規求人状況（パートを含み、新規学卒者を除く）
- P 10 …… 第5表 正社員求人・求職の状況
- P 11 …… 第6表 雇用保険被保険者得喪及び受給状況
- P 12 …… 第7表 公共職業安定所引求職・求人・就職・充足状況（新規学卒者を除きパートタイムを含む）
- P 13 …… 【別途資料1】一般職業紹介状況一覧表
- P 14 …… 【別途資料2】季節調整済有効求人倍率（新規学卒者を除きパートタイムを含む）
- P 15 …… 【別途資料3】都道府県別有効求人倍率（季節調整値）
- P 16 …… ハローワークのマッチング機能に関する業務の取組について

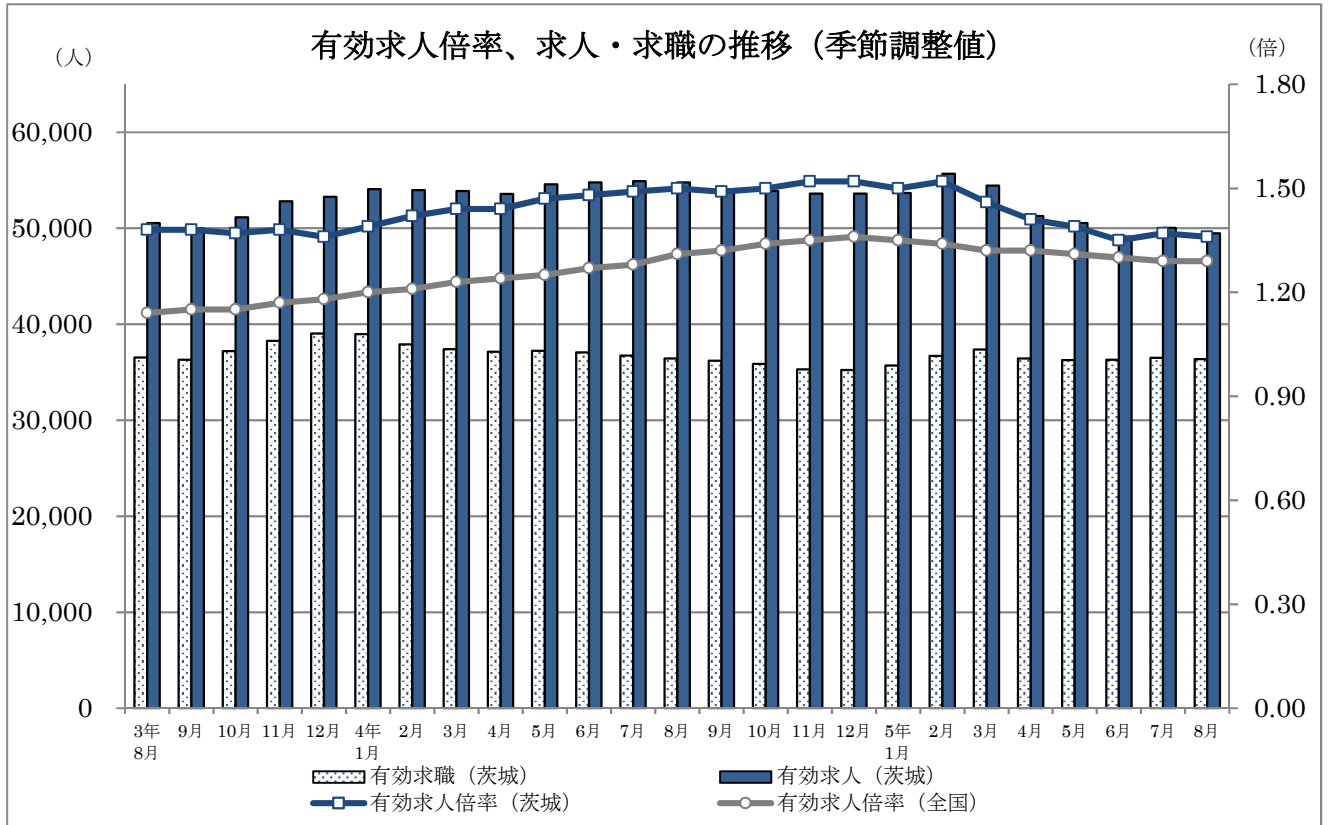
～ 用語の解説 ～

【職業紹介関係】

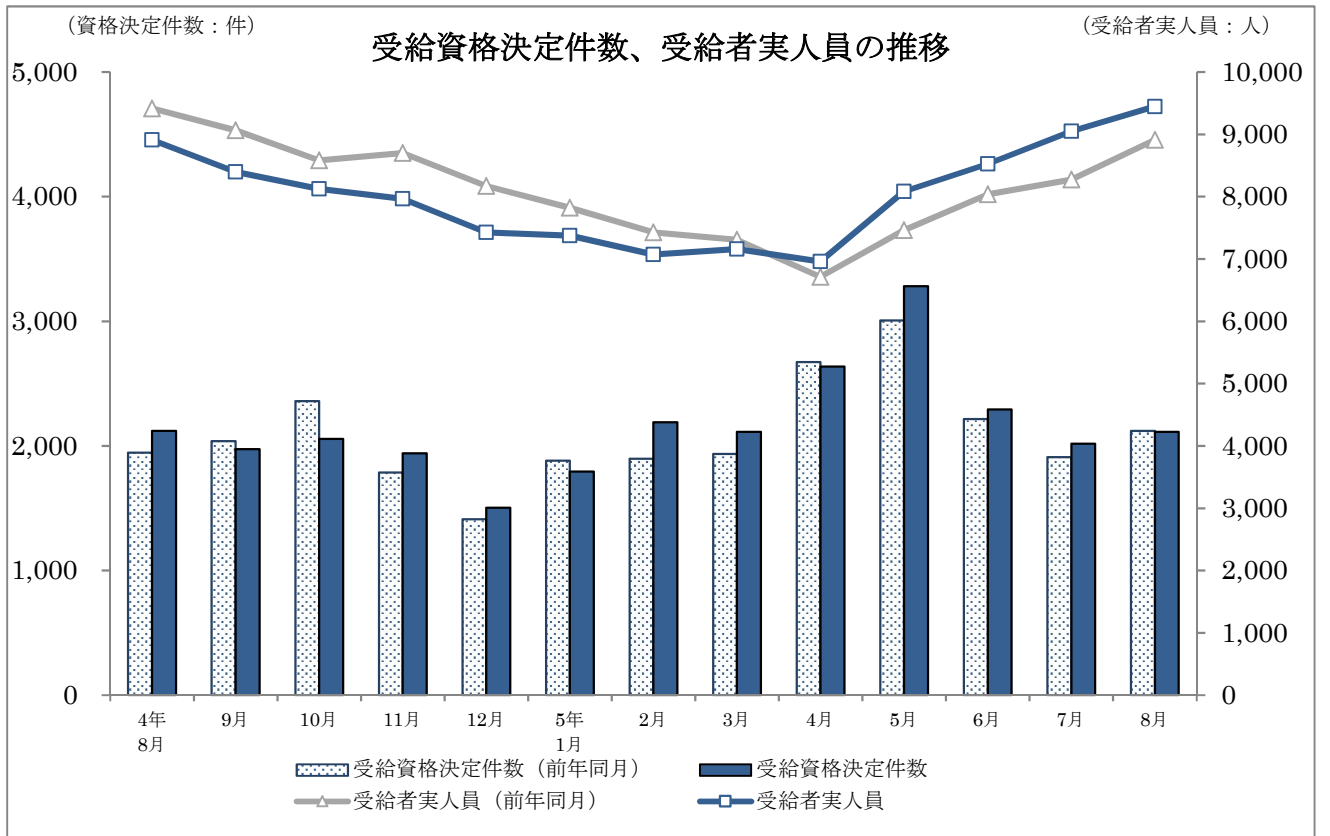
- *新規求人数…ハローワークにおいて当該期間中に受け付けた求人数。
- *有効求人数…「前月から繰り越された有効求人数」と当月の「新規求人数」の合計数。
- *新規求職者数…ハローワークにおいて当該期間中に新たに受け付けた求職申込の件数。
- *有効求職者数…「前月から繰り越された有効求職者数」と当月の「新規求職者数」の合計数。
- *求人倍率…求職者数に対する求人数の割合。
 - ⇒新規求人倍率：新規求人数÷新規求職者数
 - ⇒有効求人倍率：有効求人数÷有効求職者数なお、求人倍率の「季節調整値」とは、1年を周期として繰り返す季節的変動要因を一定の方法により取り除いて計算した数値をいう。（12月までの1年分のデータが集まった段階で過去の全データが修正の対象となり、毎年1月分の公表に併せて「季節調整値替え」が行われる。）
 - ⇒正社員有効求人倍率：正社員の有効求人数÷パートタイムを除く常用の有効求職者数ただし、パートタイムを除く常用の有効求職者には派遣労働者や契約社員を希望する者も含まれるため、厳密な意味での正社員有効求人倍率より低い値となる。
- *就職件数…県内のハローワークにおいて求職申込を受け付けた求職者に対して、全国のハローワークで受理した求人を紹介、就職が確認された件数。
- *充足数…県内のハローワークにおいて受け付けた求人に対して、全国のハローワークで紹介、就職が確認された件数。
- *一般…以下のパートタイム以外の就業形態
- *パートタイム…一週間の所定労働時間が同一の事業所に雇用されている通常の労働者の一週間の所定労働時間に比べ短い就業形態
- *常用…雇用契約において雇用期間の定めのない、又は、4ヶ月以上の雇用期間が定められているもの

【雇用保険関係】

- *受給資格決定件数…受付した離職票を審査して、失業給付を受ける資格があると決定した件数。
- *受給者実人員…失業給付を実際に受けた受給資格者の数。



(注) 令和4年12月以前の数値は、令和5年1月分公表時に新季節指数により改訂されている。



一般職業紹介状況推移(新規学卒者を除きパートタイムを含む)

	月間有効求職者数		月間有効求人数		有効求人倍率		新規求職者数		新規求人数		新規求人倍率		就職件数
	季節調整値 (人)	原数値 (人)	季節調整値 (人)	原数値 (人)	季節調整値 (倍)	原数値 (倍)	季節調整値 (件)	原数値 (件)	季節調整値 (人)	原数値 (人)	季節調整値 (倍)	原数値 (倍)	原数値 (件)
平成30年度	-	34,566	-	55,994	-	1.62	-	8,855	-	19,672	-	2.22	2,929
令和元年度	-	34,386	-	54,463	-	1.58	-	8,550	-	19,036	-	2.23	2,741
令和2年度	-	36,398	-	46,363	-	1.27	-	8,191	-	16,389	-	2.00	2,224
令和3年度	-	37,401	-	51,492	-	1.38	-	8,091	-	18,111	-	2.24	2,225
令和4年度	-	36,459	-	54,290	-	1.49	-	8,033	-	18,828	-	2.34	2,278
4年 1月	38,963	35,708	54,079	55,222	1.39	1.55	8,118	8,424	18,866	21,788	2.32	2.59	1,795
2月	37,894	36,226	53,976	55,213	1.42	1.52	7,660	7,969	17,764	17,882	2.32	2.24	2,075
3月	37,422	38,109	53,886	56,196	1.44	1.47	7,727	8,744	18,870	19,155	2.44	2.19	2,965
4月	37,145	39,554	53,583	53,226	1.44	1.35	8,123	10,442	19,004	18,961	2.34	1.82	2,411
5月	37,248	40,065	54,583	52,367	1.47	1.31	8,493	8,914	18,927	16,748	2.23	1.88	2,347
6月	37,072	39,007	54,782	54,296	1.48	1.39	8,128	8,019	20,554	20,432	2.53	2.55	2,383
7月	36,737	37,032	54,904	53,977	1.49	1.46	7,915	7,164	18,578	18,789	2.35	2.62	2,088
8月	36,453	36,445	54,788	54,237	1.50	1.49	7,884	7,632	18,340	16,961	2.33	2.22	1,992
9月	36,199	36,179	54,086	52,908	1.49	1.46	7,821	7,716	18,827	18,416	2.41	2.39	2,185
10月	35,884	36,092	53,879	53,079	1.50	1.47	7,528	7,432	18,404	19,789	2.44	2.66	2,147
11月	35,301	34,847	53,606	54,382	1.52	1.56	7,629	6,842	18,455	18,238	2.42	2.67	2,034
12月	35,226	32,220	53,624	53,389	1.52	1.66	7,608	5,476	18,535	17,208	2.44	3.14	1,859
5年 1月	35,711	32,818	53,679	54,946	1.50	1.67	7,837	8,198	18,760	21,154	2.39	2.58	1,662
2月	36,711	35,312	55,699	57,487	1.52	1.63	8,595	9,303	19,831	20,826	2.31	2.24	2,301
3月	37,361	37,936	54,435	57,189	1.46	1.51	8,237	9,257	18,046	18,411	2.19	1.99	3,921
4月	36,447	38,743	51,276	51,148	1.41	1.32	8,233	10,455	16,619	16,715	2.02	1.60	2,578
5月	36,279	39,214	50,563	48,500	1.39	1.24	8,009	8,776	19,028	16,878	2.38	1.92	2,266
6月	36,310	38,318	49,149	48,967	1.35	1.28	7,582	7,564	16,960	17,348	2.24	2.29	2,245
7月	36,494	36,706	50,047	49,381	1.37	1.35	7,860	7,120	17,383	17,209	2.21	2.42	1,922
8月	36,375	36,200	49,494	49,172	1.36	1.36	7,805	7,305	17,898	16,309	2.29	2.23	1,821
9月													
10月													
11月													
12月													

	前年度比		前年度比		前年度差		前年度比		前年度比		前年度差		前年度比
	前月比	前年比	前月比	前年比	前月差	前年差	前月比	前年比	前月比	前年比	前月差	前年差	前年比
平成30年度	-	▲ 5.2	-	2.4	-	0.12	-	▲ 3.1	-	0.7	-	0.08	▲ 6.5
令和元年度	-	▲ 0.5	-	▲ 2.7	-	▲ 0.04	-	▲ 3.4	-	▲ 3.2	-	0.01	▲ 6.4
令和2年度	-	5.9	-	▲ 14.9	-	▲ 0.31	-	▲ 4.2	-	▲ 13.9	-	▲ 0.23	▲ 18.9
令和3年度	-	2.8	-	11.1	-	0.1	-	▲ 1.2	-	10.5	-	0.24	0.0
令和4年度	-	▲ 2.5	-	5.4	-	0.11	-	▲ 0.7	-	4.0	-	0.10	2.4
4年 1月	▲ 0.2	4.6	1.5	14.2	0.03	0.13	3.3	5.2	▲ 0.8	12.7	▲ 0.10	0.17	▲ 2.6
2月	▲ 2.7	3.4	▲ 0.2	12.3	0.03	0.12	▲ 5.6	▲ 5.9	▲ 5.8	4.5	0.00	0.22	▲ 3.0
3月	▲ 1.2	0.8	▲ 0.2	10.3	0.02	0.12	0.9	▲ 10.7	6.2	8.4	0.12	0.39	▲ 8.5
4月	▲ 0.7	▲ 1.5	▲ 0.6	7.9	0.00	0.12	5.1	▲ 8.6	0.7	2.6	▲ 0.10	0.20	▲ 8.6
5月	0.3	1.2	1.9	12.1	0.03	0.13	4.6	11.2	▲ 0.4	17.2	▲ 0.11	0.10	6.5
6月	▲ 0.5	0.8	0.4	10.2	0.01	0.12	▲ 4.3	▲ 2.3	8.6	7.7	0.30	0.24	▲ 3.1
7月	▲ 0.9	0.8	0.2	10.5	0.01	0.13	▲ 2.6	▲ 5.0	▲ 9.6	4.4	▲ 0.18	0.23	▲ 5.9
8月	▲ 0.8	0.3	▲ 0.2	9.0	0.01	0.12	▲ 0.4	0.4	▲ 1.3	8.9	▲ 0.02	0.17	6.9
9月	▲ 0.7	▲ 0.4	▲ 1.3	7.6	▲ 0.01	0.11	▲ 0.8	0.8	2.7	5.7	0.08	0.11	3.9
10月	▲ 0.9	▲ 4.1	▲ 0.4	3.6	0.01	0.11	▲ 3.7	▲ 12.3	▲ 2.2	▲ 2.6	0.03	0.26	0.8
11月	▲ 1.6	▲ 7.5	▲ 0.5	1.1	0.02	0.13	1.3	▲ 6.4	0.3	▲ 0.1	▲ 0.02	0.17	▲ 5.0
12月	▲ 0.2	▲ 9.6	0.0	0.3	0.00	0.17	▲ 0.3	▲ 4.4	0.4	0.0	0.02	0.13	▲ 11.8
5年 1月	1.4	▲ 8.1	0.1	▲ 0.5	▲ 0.02	0.12	3.0	▲ 2.7	1.2	▲ 2.9	▲ 0.05	▲ 0.01	▲ 7.4
2月	2.8	▲ 2.5	3.8	4.1	0.02	0.11	9.7	16.7	5.7	16.5	▲ 0.08	0.00	10.9
3月	1.8	▲ 0.5	▲ 2.3	1.8	▲ 0.06	0.04	▲ 4.2	5.9	▲ 9.0	▲ 3.9	▲ 0.12	▲ 0.20	32.2
4月	▲ 2.4	▲ 2.1	▲ 5.8	▲ 3.9	▲ 0.05	▲ 0.03	0.0	0.1	▲ 7.9	▲ 11.8	▲ 0.17	▲ 0.22	6.9
5月	▲ 0.5	▲ 2.1	▲ 1.4	▲ 7.4	▲ 0.02	▲ 0.07	▲ 2.7	▲ 1.5	14.5	0.8	0.36	0.04	▲ 3.5
6月	0.1	▲ 1.8	▲ 2.8	▲ 9.8	▲ 0.04	▲ 0.11	▲ 5.3	▲ 5.7	▲ 10.9	▲ 15.1	▲ 0.14	▲ 0.26	▲ 5.8
7月	0.5	▲ 0.9	1.8	▲ 8.5	0.02	▲ 0.11	3.7	▲ 0.6	2.5	▲ 8.4	▲ 0.03	▲ 0.20	▲ 8.0
8月	▲ 0.3	▲ 0.7	▲ 1.1	▲ 9.3	▲ 0.01	▲ 0.13	▲ 0.7	▲ 4.3	3.0	▲ 3.8	0.08	0.01	▲ 8.6
9月													
10月													
11月													
12月													

(注) 1. 季節調整法は、センサス局法Ⅱ(X-12-ARIMA)による。なお、令和4年12月以前の数値は、令和5年1月分公表時に新季節指数により改訂されている。

2. ▲は減少を表す。年度の数値は月平均のもの。

3. ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴い、令和3年9月以降の数値には、ハローワークに来所せず、オンライン上で求職登録した求職者や、求職者がハローワークインターネットサービスの求人へ直接応募した就職件数等が含まれている。

一般職業紹介状況推移の内訳(新規学卒者を除きパートタイムを含む)

	月間有効求職者数				有効求人倍率				新規求職申込件数				新規求人倍率				就職件数	
	季節調整値(人)		原数値(人)		季節調整値(倍)		原数値(倍)		季節調整値(件)		原数値(件)		季節調整値(倍)		原数値(倍)		原数値(件)	
	全数	ハローワーク	全数	ハローワーク	全数	ハローワーク	全数	ハローワーク	全数	ハローワーク	全数	ハローワーク	全数	ハローワーク	全数	ハローワーク	全数	自主応募除く
4年 9月	36,199	35,621	36,179	35,600	1.49	1.52	1.46	1.49	7,821	7,646	7,716	7,544	2.41	2.46	2.39	2.44	2,185	2,184
10月	35,884	35,258	36,092	35,462	1.50	1.53	1.47	1.50	7,528	7,300	7,432	7,207	2.44	2.52	2.66	2.75	2,147	2,147
11月	35,301	34,691	34,847	34,247	1.52	1.55	1.56	1.59	7,629	7,439	6,842	6,672	2.42	2.48	2.67	2.73	2,034	2,033
12月	35,226	34,593	32,220	31,642	1.52	1.55	1.66	1.69	7,608	7,378	5,476	5,311	2.44	2.51	3.14	3.24	1,859	1,856
5年 1月	35,711	35,070	32,818	32,229	1.50	1.53	1.67	1.70	7,837	7,609	8,198	7,960	2.39	2.47	2.58	2.66	1,662	1,660
2月	36,711	36,027	35,312	34,247	1.52	1.55	1.63	1.66	8,595	8,375	9,303	9,065	2.31	2.37	2.24	2.30	2,301	2,299
3月	37,361	36,664	37,936	37,229	1.46	1.48	1.51	1.54	8,237	8,039	9,257	9,034	2.19	2.24	1.99	2.04	3,921	3,916
4月	36,447	35,789	38,743	38,044	1.41	1.43	1.32	1.34	8,233	8,068	10,455	10,245	2.02	2.06	1.60	1.63	2,578	2,575
5月	36,279	35,651	39,214	38,535	1.39	1.42	1.24	1.26	8,009	7,823	8,776	8,572	2.38	2.43	1.92	1.97	2,266	2,262
6月	36,310	35,709	38,318	37,684	1.35	1.38	1.28	1.30	7,582	7,403	7,564	7,385	2.24	2.29	2.29	2.35	2,245	2,245
7月	36,494	35,931	36,706	36,139	1.37	1.39	1.35	1.37	7,860	7,669	7,120	6,947	2.21	2.27	2.42	2.48	1,922	1,918
8月	36,375	35,828	36,200	35,656	1.36	1.38	1.36	1.38	7,805	7,601	7,305	7,114	2.29	2.35	2.23	2.29	1,821	1,820

- (注)1. 季節調整法は、センサス局法Ⅱ(X-12-ARIMA)による。なお、令和4年12月以前の数値は、令和5年1月分公表時に新季節指数により改訂されている。
 2. ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴う令和3年9月以降の数値の取扱いについては、4頁の注3を参照。
 3. 全数は、ハローワーク利用登録者及びオンライン登録者による件数である。ハローワーク欄は、ハローワーク利用登録者のみによる件数で全数の内数である。
 4. 就職件数欄の「自主応募除く」は、「オンライン自主応募除く」の略。

受理地別有効求人倍率と就業地別有効求人倍率の比較【全数(パートを含む)】

	季節調整値				原数値			
	受理地別(A) (倍)	就業地別(B) (倍)	前月比 (ポイント)	差(B-A) (ポイント)	受理地別(A) (倍)	就業地別(B) (倍)	前年比 (ポイント)	差(B-A) (ポイント)
4年 1月	1.39	1.49	0.03	0.10	1.55	1.66	0.16	0.11
2月	1.42	1.53	0.04	0.11	1.52	1.65	0.16	0.13
3月	1.44	1.56	0.03	0.12	1.47	1.59	0.17	0.12
4月	1.44	1.57	0.01	0.13	1.35	1.46	0.15	0.11
5月	1.47	1.60	0.03	0.13	1.31	1.43	0.17	0.12
6月	1.48	1.61	0.01	0.13	1.39	1.51	0.16	0.12
7月	1.49	1.64	0.03	0.15	1.46	1.59	0.19	0.13
8月	1.50	1.65	0.01	0.15	1.49	1.63	0.18	0.14
9月	1.49	1.66	0.01	0.17	1.46	1.62	0.17	0.16
10月	1.50	1.67	0.01	0.17	1.47	1.64	0.18	0.17
11月	1.52	1.69	0.02	0.17	1.56	1.73	0.20	0.17
12月	1.52	1.70	0.01	0.18	1.66	1.86	0.25	0.20
5年 1月	1.50	1.69	▲0.01	0.19	1.67	1.88	0.22	0.21
2月	1.52	1.69	0.00	0.17	1.63	1.81	0.16	0.18
3月	1.46	1.63	▲0.06	0.17	1.51	1.68	0.09	0.17
4月	1.41	1.59	▲0.04	0.18	1.32	1.49	0.03	0.17
5月	1.39	1.57	▲0.02	0.18	1.24	1.41	▲0.02	0.17
6月	1.35	1.56	▲0.01	0.21	1.28	1.46	▲0.05	0.18
7月	1.37	1.56	0.00	0.19	1.35	1.53	▲0.06	0.18
8月	1.36	1.57	0.01	0.21	1.36	1.56	▲0.07	0.20
9月								
10月								
11月								
12月								
6年 1月								
2月								
3月								

- (注)1. 季節調整法は、センサス局法Ⅱ(X-12-ARIMA)による。なお、令和4年12月以前の数値は、令和5年1月分公表時に新季節指数により改訂されている。
 2. 受理地別有効求人倍率とは、求人を受理したハローワークが所在する都道府県別に有効求人を集計して算出したもの。(特に指定のない限り、受理地別の求人で集計している)
 就業地別有効求人倍率とは、求人票に記載された就業場所をもとに、実際に就業する都道府県別に有効求人を集計して算出したもの。
 3. 令和4年12月以前の季節調整値は、令和5年1月分公表時に新季節指数により改訂されている。

第1表 一般職業紹介状況(新規学卒者を除きパートタイムを含む)

令和5年8月

項目		年月	5年	5年	4年	対前月増減率、差	対前年同月増減率、差
			8月	7月	8月	(%、ポイント)	(%、ポイント)
全数	1 月間有効求職者数 (人)		36,200	36,706	36,445	▲ 1.4	▲ 0.7
	2 新規求職申込件数 (件)		7,305	7,120	7,632	2.6	▲ 4.3
	3 月間有効求人数 (人)		49,172	49,381	54,237	▲ 0.4	▲ 9.3
	4 新規求人数 (人)		16,309	17,209	16,961	▲ 5.2	▲ 3.8
	5 就職件数 (件)		1,821	1,922	1,992	▲ 5.3	▲ 8.6
	6 充足数 (人)		1,743	1,840	1,871	▲ 5.3	▲ 6.8
	7 有効求人倍率(3/1) (倍)		1.36	1.35	1.49	0.01	▲ 0.13
	季節調整値		1.36	1.37	1.50	▲ 0.01	▲ 0.14
	8 新規求人倍率(4/2) (倍)		2.23	2.42	2.22	▲ 0.19	0.01
	季節調整値		2.29	2.21	2.33	0.08	▲ 0.04
9 就職率(5/2×100) (%)		24.9	27.0	26.1	▲ 2.1	▲ 1.2	
10 充足率(6/4×100) (%)		10.7	10.7	11.0	0.0	▲ 0.3	
常用	11 月間有効求職者数 (人)		36,075	36,574	36,326	▲ 1.4	▲ 0.7
	12 新規求職申込件数 (件)		7,277	7,093	7,607	2.6	▲ 4.3
	13 月間有効求人数 (人)		44,671	44,979	47,872	▲ 0.7	▲ 6.7
	14 新規求人数 (人)		14,582	15,614	15,014	▲ 6.6	▲ 2.9
	15 就職件数 (件)		1,691	1,777	1,852	▲ 4.8	▲ 8.7
	16 充足数 (人)		1,620	1,715	1,757	▲ 5.5	▲ 7.8
	17 有効求人倍率(13/11) (倍)		1.24	1.23	1.32	0.01	▲ 0.08
	18 新規求人倍率(14/12) (倍)		2.00	2.20	1.97	▲ 0.20	0.03
	19 就職率(15/12×100) (%)		23.2	25.1	24.3	▲ 1.9	▲ 1.1
	20 充足率(16/14×100) (%)		11.1	11.0	11.7	0.1	▲ 0.6

(注) 1. 季節調整法はセンサス局法Ⅱ(X-12-ARIMA)による。なお、令和4年12月以前の数値は、令和5年1月分公表時に新季節指数により改訂されている。

2. ▲は減少である。

3. ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴う令和3年9月以降の数値の取扱いについては、4頁の注3を参照。

第2表 雇用形態別常用職業紹介状況(新規学卒者を除く)

令和5年8月

項目		年月	5年	5年	4年	対前月増減率、差 (%、ポイント)	対前年同月増減率、差 (%、ポイント)
			8月	7月	8月		
パートタイムを除く常用	1 月間有効求職者数 (人)		22,188	22,050	22,457	0.6	▲ 1.2
	2 新規求職申込件数 (件)		4,746	4,562	4,944	4.0	▲ 4.0
	3 月間有効求人数 (人)		28,417	28,769	29,968	▲ 1.2	▲ 5.2
	4 新規求人数 (人)		9,237	9,921	9,223	▲ 6.9	0.2
	5 就職件数 (件)		932	982	1,091	▲ 5.1	▲ 14.6
	6 充足数 (人)		882	931	1,034	▲ 5.3	▲ 14.7
	7 有効求人倍率(3/1) (倍)		1.28	1.30	1.33	▲ 0.02	▲ 0.05
	8 新規求人倍率(4/2) (倍)		1.95	2.17	1.87	▲ 0.22	0.08
	9 就職率(5/2×100) (%)		19.6	21.5	22.1	▲ 1.9	▲ 2.5
	10 充足率(6/4×100) (%)		9.5	9.4	11.2	0.1	▲ 1.7
正社員	11 月間有効求人数 (人)		23,704	23,931	25,062	▲ 0.9	▲ 5.4
	12 新規求人数 (人)		7,694	8,117	7,739	▲ 5.2	▲ 0.6
	13 就職件数 (件)		768	799	908	▲ 3.9	▲ 15.4
	14 充足数 (人)		734	764	879	▲ 3.9	▲ 16.5
	15 有効求人倍率(11/1) (倍)		1.07	1.09	1.12	▲ 0.02	▲ 0.05
	16 充足率(14/12×100) (%)		9.5	9.4	11.4	0.1	▲ 1.9
常用的パートタイム	17 月間有効求職者数 (人)		13,887	14,524	13,869	▲ 4.4	0.1
	18 新規求職申込件数 (件)		2,531	2,531	2,663	0.0	▲ 5.0
	19 月間有効求人数 (人)		16,254	16,210	17,904	0.3	▲ 9.2
	20 新規求人数 (人)		5,345	5,693	5,791	▲ 6.1	▲ 7.7
	21 就職件数 (件)		759	795	761	▲ 4.5	▲ 0.3
	22 充足数 (人)		738	784	723	▲ 5.9	2.1
	23 有効求人倍率(19/17) (倍)		1.17	1.12	1.29	0.05	▲ 0.12
	24 新規求人倍率(20/18) (倍)		2.11	2.25	2.17	▲ 0.14	▲ 0.06
	25 就職率(21/18×100) (%)		30.0	31.4	28.6	▲ 1.4	1.4
	26 充足率(22/20×100) (%)		13.8	13.8	12.5	0.0	1.3

(注) 1. ▲は減少である。

2. 正社員の有効求人倍率は正社員の月間有効求人数をパートタイムを除く常用の月間有効求職者数で除して算出しているが、パートタイムを除く常用の月間有効求職者数には派遣労働者や契約社員を希望する者も含まれるため、厳密な意味での正社員有効求人倍率より低い値となる。

第3表 主要産業別、規模別一般新規求人状況

○ 主要産業別、規模別一般新規求人状況(新規学卒者を除く)

令和5年8月

産業・規模		全数	パートを除く	常用	臨時・季節	パートタイム
新規求人 数 (人)	合計	16,309	10,237	9,237	1,000	6,072
	D 建設業	1,299	1,199	1,187	12	100
	E 製造業	2,314	1,767	1,642	125	547
	G 情報通信業	269	252	230	22	17
	H 運輸業, 郵便業	947	794	790	4	153
	I 卸売業, 小売業	1,614	919	889	30	695
	L 学術研究, 専門・技術サービス業	554	418	363	55	136
	M 宿泊業, 飲食サービス業	680	158	158	0	522
	N 生活関連サービス業, 娯楽業	666	366	366	0	300
	O 教育, 学習支援業	181	66	65	1	115
	P 医療, 福祉	4,363	2,274	2,259	15	2,089
	R サービス業(他に分類されないもの)	2,523	1,770	1,047	723	753
	(規模別)					
	29人以下	9,688	6,017	5,321	696	3,671
30~99人	4,215	2,624	2,513	111	1,591	
100~299人	1,635	1,055	930	125	580	
300~499人	403	287	227	60	116	
500~999人	262	164	159	5	98	
1,000人以上	106	90	87	3	16	
対前年 同月 比	合計	▲ 3.8	1.6	0.2	17.4	▲ 11.8
	D 建設業	1.2	▲ 0.3	▲ 0.8	71.4	25.0
	E 製造業	▲ 7.0	▲ 0.4	▲ 1.4	14.7	▲ 23.5
	G 情報通信業	▲ 17.2	▲ 15.2	▲ 17.6	22.2	▲ 39.3
	H 運輸業, 郵便業	12.1	28.3	30.6	▲ 71.4	▲ 32.3
	I 卸売業, 小売業	▲ 24.4	5.1	3.9	66.7	▲ 44.9
	L 学術研究, 専門・技術サービス業	8.8	8.3	4.0	48.6	10.6
	M 宿泊業, 飲食サービス業	28.3	▲ 0.6	▲ 0.6	-	40.7
	N 生活関連サービス業, 娯楽業	▲ 6.3	▲ 10.5	▲ 8.5	▲ 100.0	▲ 0.7
	O 教育, 学習支援業	▲ 13.0	▲ 17.5	▲ 16.7	▲ 50.0	▲ 10.2
	P 医療, 福祉	▲ 2.9	0.8	0.7	25.0	▲ 6.7
	R サービス業(他に分類されないもの)	3.1	8.6	0.9	22.1	▲ 7.7
	(規模別)					
	29人以下	▲ 1.8	▲ 1.2	▲ 3.7	24.3	▲ 2.8
30~99人	3.8	6.7	8.8	▲ 26.0	▲ 0.7	
100~299人	▲ 24.0	6.5	4.6	22.5	▲ 50.0	
300~499人	15.5	27.6	14.6	122.2	▲ 6.5	
500~999人	▲ 40.2	▲ 34.4	▲ 33.8	▲ 50.0	▲ 47.9	
1,000人以上	11.6	45.2	47.5	0.0	▲ 51.5	

○ 主要産業における対前年同月比の推移(新規学卒者を除く)

(%)

産業	4年				5年							
	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月
合計	5.7	▲ 2.6	▲ 0.1	0.0	▲ 2.9	16.5	▲ 3.9	▲ 11.8	0.8	▲ 15.1	▲ 8.4	▲ 3.8
D 建設業	1.8	▲ 8.2	2.0	▲ 8.7	▲ 5.0	7.2	▲ 2.8	▲ 17.7	9.1	▲ 10.1	▲ 11.3	1.2
E 製造業	10.6	▲ 14.0	12.3	▲ 7.7	▲ 2.5	3.1	▲ 15.0	▲ 3.3	▲ 12.4	▲ 19.1	▲ 5.5	▲ 7.0
G 情報通信業	▲ 1.0	▲ 37.5	17.5	4.7	▲ 46.7	61.3	51.1	▲ 43.8	37.3	12.6	▲ 29.3	▲ 17.2
H 運輸業, 郵便業	19.2	9.5	▲ 12.3	▲ 19.3	▲ 12.3	▲ 4.8	▲ 21.4	▲ 20.5	0.5	▲ 9.4	▲ 9.4	12.1
I 卸売業, 小売業	▲ 5.5	23.0	▲ 10.4	▲ 1.6	▲ 5.4	32.8	▲ 26.1	▲ 43.8	15.4	▲ 26.4	▲ 22.3	▲ 24.4
L 学術研究, 専門・技術サービス業	▲ 4.4	9.8	9.8	18.7	▲ 5.8	12.7	18.3	0.5	▲ 11.4	15.0	▲ 10.0	8.8
M 宿泊業, 飲食サービス業	45.8	20.5	1.4	27.0	▲ 24.8	77.2	13.8	▲ 37.1	13.4	▲ 3.5	▲ 50.3	28.3
N 生活関連サービス業, 娯楽業	46.6	▲ 12.3	▲ 7.0	36.2	▲ 9.6	▲ 3.8	15.8	▲ 22.2	4.6	▲ 11.5	▲ 8.3	▲ 6.3
O 教育, 学習支援業	45.2	15.5	▲ 6.2	19.4	23.2	64.7	49.4	▲ 3.9	5.3	▲ 12.8	▲ 10.8	▲ 13.0
P 医療, 福祉	▲ 7.2	▲ 2.5	▲ 4.7	▲ 7.7	1.7	8.8	▲ 8.6	1.7	3.7	▲ 14.8	▲ 1.3	▲ 2.9
R サービス業(他に分類されないもの)	4.1	▲ 4.4	2.7	▲ 5.8	▲ 9.2	7.3	▲ 15.6	▲ 4.4	▲ 6.2	▲ 25.2	▲ 1.9	3.1

(注)平成25年10月改定の「日本標準産業分類」に基づく区分により表章したもの。▲は減少を表す。

第4表 産業別一般新規求人状況(パートを含み、新規学卒者を除く)

産 業	令和5年8月				
	令和5年 8月	令和5年 7月	令和4年 8月	対前年同月差 (人)	対前年同月比 (%)
合 計	16,309	17,209	16,961	▲ 652	▲ 3.8
A, B 農, 林, 漁業(01~04)	110	101	223	▲ 113	▲ 50.7
C 鉱業, 採石業, 砂利採取業(05)	3	9	5	▲ 2	▲ 40.0
D 建設業(06~08)	1,299	1,324	1,283	16	1.2
06 総合工事業	736	714	728	8	1.1
E 製造業(09~32)	2,314	2,473	2,489	▲ 175	▲ 7.0
09 食料品製造業	567	531	622	▲ 55	▲ 8.8
10 飲料・たばこ・飼料製造業	16	17	11	5	45.5
11 繊維工業	42	22	27	15	55.6
12 木材・木製品製造業(家具を除く)	41	53	40	1	2.5
13 家具・装備品製造業	23	13	14	9	64.3
14 パルプ・紙・紙加工品製造業	68	71	73	▲ 5	▲ 6.8
15 印刷・同関連業	30	34	18	12	66.7
16 化学工業	122	168	213	▲ 91	▲ 42.7
17 石油製品・石炭製品製造業	2	1	2	0	0.0
18 プラスチック製品製造業(別掲を除く)	185	209	223	▲ 38	▲ 17.0
19 ゴム製品製造業	6	21	25	▲ 19	▲ 76.0
21 窯業・土石製品製造業	55	105	115	▲ 60	▲ 52.2
22 鉄鋼業	12	71	49	▲ 37	▲ 75.5
23 非鉄金属製造業	54	34	70	▲ 16	▲ 22.9
24 金属製品製造業	334	256	313	21	6.7
25 はん用機械器具製造業	85	200	125	▲ 40	▲ 32.0
26 生産用機械器具製造業	140	108	102	38	37.3
27 業務用機械器具製造業	97	65	114	▲ 17	▲ 14.9
28 電子部品・デバイス・電子回路製造業	44	31	36	8	22.2
29 電気機械器具製造業	111	177	135	▲ 24	▲ 17.8
30 情報通信機械器具製造業	14	23	16	▲ 2	▲ 12.5
31 輸送用機械器具製造業	195	194	80	115	143.8
25~31 < 輸成型産業 小計 >	686	798	608	78	12.8
20, 32 その他の製造業	71	69	66	5	7.6
F 電気・ガス・熱供給・水道業(33~36)	10	5	7	3	42.9
G 情報通信業(37~41)	269	256	325	▲ 56	▲ 17.2
39 情報サービス業	264	248	309	▲ 45	▲ 14.6
H 運輸業, 郵便業(42~49)	947	1,029	845	102	12.1
I 卸売業, 小売業(50~61)	1,614	1,458	2,135	▲ 521	▲ 24.4
50~55 卸売業	402	400	456	▲ 54	▲ 11.8
56~61 小売業	1,212	1,058	1,679	▲ 467	▲ 27.8
J 金融業, 保険業(62~67)	273	179	207	66	31.9
K 不動産業, 物品賃貸業(68~70)	146	226	258	▲ 112	▲ 43.4
L 学術研究, 専門・技術サービス業(71~74)	554	433	509	45	8.8
M 宿泊業, 飲食サービス業(75~77)	680	439	530	150	28.3
76 飲食店	491	340	303	188	62.0
N 生活関連サービス業, 娯楽業(78~80)	666	834	711	▲ 45	▲ 6.3
O 教育, 学習支援業(81, 82)	181	206	208	▲ 27	▲ 13.0
P 医療, 福祉(83~85)	4,363	5,241	4,495	▲ 132	▲ 2.9
83 医療業	1,262	1,715	1,127	135	12.0
85 社会保険・社会福祉・介護事業	3,070	3,501	3,348	▲ 278	▲ 8.3
Q 複合サービス事業(86, 87)	136	136	102	34	33.3
R サービス業(他に分類されないもの)(88~96)	2,523	2,593	2,446	77	3.1
91 職業紹介・労働者派遣業	1,283	1,197	987	296	30.0
92 その他の事業サービス業	982	1,050	1,130	▲ 148	▲ 13.1
S, T 公務(他に分類されるものを除く)・その他(97・98・99)	221	267	183	38	20.8

(注) 平成25年10月改定の「日本標準産業分類」に基づく区分により表章したもの。▲は減少を表す。

第5表 正社員求人・求職の状況

	全体の有効求人倍率 (原数値)	正社員 有効求人 倍率	有効求人数			構成比(%)		有効求職者数		
			合計	正社員	パート、 派遣、契約 社員等	正社員	パート、 派遣、契約 社員等	合計	常用 フルタイム	パート、 臨時・季節
2年度	1.27	0.92	556,359	255,481	300,878	45.9	54.1	436,780	276,330	160,450
3年度	1.38	1.02	617,902	283,451	334,451	45.9	54.1	448,817	277,102	171,715
4年度	1.49	1.13	651,483	299,230	352,253	45.9	54.1	437,507	265,107	172,400
4年4月	1.35	1.03	53,226	24,439	28,787	45.9	54.1	39,554	23,810	15,744
5月	1.31	1.01	52,367	23,943	28,424	45.7	54.3	40,065	23,680	16,385
6月	1.39	1.07	54,296	24,677	29,619	45.4	54.6	39,007	23,112	15,895
7月	1.46	1.11	53,977	24,975	29,002	46.3	53.7	37,032	22,487	14,545
8月	1.49	1.12	54,237	25,062	29,175	46.2	53.8	36,445	22,457	13,988
9月	1.46	1.13	52,908	25,273	27,635	47.8	52.2	36,179	22,274	13,905
10月	1.47	1.14	53,079	25,128	27,951	47.3	52.7	36,092	22,074	14,018
11月	1.56	1.20	54,382	25,359	29,023	46.6	53.4	34,847	21,198	13,649
12月	1.66	1.25	53,389	24,670	28,719	46.2	53.8	32,220	19,713	12,507
5年1月	1.67	1.23	54,946	24,669	30,277	44.9	55.1	32,818	20,128	12,690
2月	1.63	1.18	57,487	25,413	32,074	44.2	55.8	35,312	21,486	13,826
3月	1.51	1.13	57,189	25,622	31,567	44.8	55.2	37,936	22,688	15,248
4月	1.32	1.08	51,148	24,668	26,480	48.2	51.8	38,743	22,864	15,879
5月	1.24	1.03	48,500	23,560	24,940	48.6	51.4	39,214	22,904	16,310
6月	1.28	1.05	48,967	23,554	25,413	48.1	51.9	38,318	22,460	15,858
7月	1.35	1.09	49,381	23,931	25,450	48.5	51.5	36,706	22,050	14,656
8月	1.36	1.07	49,172	23,704	25,468	48.2	51.8	36,200	22,188	14,012
9月										
10月										
11月										
12月										
6年1月										
2月										
3月										

前年同月比(差・増減率)

4年4月	0.12	0.11	7.9	8.5	7.4	0.2	▲ 0.2	▲ 1.5	▲ 2.2	▲ 0.2
5月	0.13	0.08	12.1	8.6	15.3	▲ 1.5	1.5	1.2	▲ 0.6	3.9
6月	0.12	0.11	10.2	10.1	10.3	▲ 0.1	0.1	0.8	▲ 0.8	3.3
7月	0.13	0.11	10.5	10.3	10.7	▲ 0.1	0.1	0.8	▲ 0.9	3.6
8月	0.12	0.11	9.0	8.8	9.3	▲ 0.1	0.1	0.3	▲ 1.5	3.2
9月	0.11	0.11	7.6	8.9	6.5	0.6	▲ 0.6	▲ 0.4	▲ 2.4	2.9
10月	0.11	0.11	3.6	3.2	4.0	▲ 0.2	0.2	▲ 4.1	▲ 6.2	▲ 0.5
11月	0.13	0.15	1.1	3.1	▲ 0.7	0.9	▲ 0.9	▲ 7.5	▲ 9.5	▲ 4.2
12月	0.17	0.15	0.3	1.5	▲ 0.6	0.5	▲ 0.5	▲ 9.6	▲ 10.9	▲ 7.5
5年1月	0.12	0.13	▲ 0.5	0.5	▲ 1.3	0.5	▲ 0.5	▲ 8.1	▲ 9.4	▲ 6.0
2月	0.11	0.07	4.1	2.4	5.5	▲ 0.8	0.8	▲ 2.5	▲ 4.3	0.4
3月	0.04	0.07	1.8	2.6	1.1	0.4	▲ 0.4	▲ 0.5	▲ 3.7	4.8
4月	▲ 0.03	0.05	▲ 3.9	0.9	▲ 8.0	2.3	▲ 2.3	▲ 2.1	▲ 4.0	0.9
5月	▲ 0.07	0.02	▲ 7.4	▲ 1.6	▲ 12.3	2.9	▲ 2.9	▲ 2.1	▲ 3.3	▲ 0.5
6月	▲ 0.11	▲ 0.02	▲ 9.8	▲ 4.6	▲ 14.2	2.7	▲ 2.7	▲ 1.8	▲ 2.8	▲ 0.2
7月	▲ 0.11	▲ 0.02	▲ 8.5	▲ 4.2	▲ 12.2	2.2	▲ 2.2	▲ 0.9	▲ 1.9	0.8
8月	▲ 0.13	▲ 0.05	▲ 9.3	▲ 5.4	▲ 12.7	2.0	▲ 2.0	▲ 0.7	▲ 1.2	0.2
9月										
10月										
11月										
12月										
6年1月										
2月										
3月										

(注)1. 正社員有効求人倍率＝正社員有効求人数／常用フルタイム有効求職者数。なお、常用フルタイム有効求職者にはフルタイムの派遣労働者や契約社員を希望する者も含まれるため、厳密な意味での正社員有効求人倍率より低い値となる。

2. 「パート、派遣、契約社員等」とは、パートタイム労働者、派遣労働者、臨時・季節労働者、契約社員、準社員、嘱託等の、正社員・正職員でない者である。

3. ▲は減少を表す。

第6表 雇用保険被保険者得喪及び受給状況

	雇用保険被保険資格取得・喪失状況						雇用保険受給状況				
	①資格 取得者数	前年比	②資格 喪失者数	前年比	③②のうち 事業主都合 離職者数	前年比	④受給 資格決定 件数	前年比	⑤受給者 実人員	前年比	
平成30年度	140,156 (11,680)	▲ 2.4	130,296 (10,858)	3.8	5,966 (497)	2.3	25,227 (2,102)	▲ 1.4	7,001	▲ 3.8	
令和元年度	138,637 (11,553)	▲ 1.1	129,024 (10,752)	▲ 1.0	6,985 (582)	17.1	24,994 (2,082)	▲ 0.9	7,444	6.3	
令和2年度	131,336 (10,945)	▲ 5.3	122,760 (10,230)	▲ 4.9	7,292 (608)	4.4	28,484 (2,374)	14.0	9,184	23.4	
令和3年度	128,638 (10,720)	▲ 2.1	125,570 (10,464)	2.3	6,753 (563)	▲ 7.4	25,609 (2,134)	▲ 10.1	8,386	▲ 8.7	
令和4年度	136,106 (11,342)	5.8	132,741 (11,062)	5.7	5,716 (476)	▲ 15.4	25,501 (2,125)	▲ 0.4	7,744	▲ 7.7	
令和4年	4月	16,265	▲ 13.4	22,693	2.5	1,079	▲ 24.1	2,673	▲ 19.3	6,714	▲ 12.4
	5月	20,193	23.5	10,999	7.9	406	▲ 11.2	3,006	7.8	7,465	▲ 7.8
	6月	14,647	8.5	9,885	6.7	339	▲ 36.0	2,216	▲ 3.0	8,037	▲ 10.9
	7月	10,861	17.1	10,205	6.1	348	▲ 19.4	1,911	▲ 3.1	8,272	▲ 11.5
	8月	9,116	3.5	10,043	8.6	387	20.2	2,121	9.0	8,911	▲ 5.4
	9月	9,338	23.6	9,617	3.2	414	▲ 30.8	1,974	▲ 2.8	8,400	▲ 7.4
	10月	10,500	▲ 1.1	11,864	6.8	504	▲ 47.3	2,056	▲ 12.8	8,124	▲ 5.3
	11月	9,570	14.0	8,940	10.8	443	64.1	1,941	8.6	7,967	▲ 8.4
	12月	7,744	▲ 16.5	8,035	5.3	382	19.0	1,505	6.5	7,427	▲ 9.1
令和5年	1月	8,547	2.5	10,867	2.0	480	▲ 20.4	1,796	▲ 4.6	7,373	▲ 5.7
	2月	9,096	15.1	9,180	9.2	417	▲ 1.0	2,190	15.4	7,072	▲ 4.8
	3月	10,229	4.1	10,413	5.1	517	22.5	2,112	9.1	7,160	▲ 2.0
	4月	13,680	▲ 15.9	22,590	▲ 0.5	1,430	32.5	2,637	▲ 1.3	6,960	3.7
	5月	23,869	18.2	12,069	9.7	533	31.3	3,281	9.1	8,086	8.3
	6月	13,055	▲ 10.9	10,319	4.4	426	25.7	2,292	3.4	8,524	6.1
	7月	10,554	▲ 2.8	10,390	1.8	729	109.5	2,018	5.6	9,051	9.4
	8月	9,501	4.2	9,789	▲ 2.5	524	35.4	2,114	▲ 0.3	9,447	6.0
	9月										
	10月										
	11月										
	12月										
令和6年	1月										
	2月										
	3月										

(注) 1. 各年度の()及び各年度の受給者実人員は月平均の数値。 ▲は減少を表す。
 2. 令和4年4月分以降は速報値であり、修正があり得る。

第7表 公共職業安定所別求職・求人・就職・充足状況(新規学卒者を除きパートタイムを含む)

令和5年8月

所別		項目	月間有効求職者数	新規求職者数	月間有効求人人数	新規求人人数	就職件数	充足数	有効求人倍率	新規求人倍率	就職率
県央	水戸	原数値	7,395	1,556	12,280	4,236	412	443	1.66	2.72	26.5
		前年同月比	2.5	▲ 0.6	2.2	7.5	8.7	6.5	▲ 0.01	0.20	2.3
	(笠間)	原数値	1,131	248	923	330	73	55	0.82	1.33	29.4
		前年同月比	0.5	▲ 4.6	▲ 20.4	▲ 11.3	▲ 6.4	▲ 1.8	▲ 0.21	▲ 0.10	▲ 0.6
	常陸大宮	原数値	1,584	299	1,584	395	84	71	1.00	1.32	28.1
		前年同月比	1.7	▲ 9.1	▲ 6.7	▲ 20.4	▲ 25.7	▲ 20.2	▲ 0.09	▲ 0.19	▲ 6.3
県央計		原数値	10,110	2,103	14,787	4,961	569	569	1.46	2.36	27.1
		前年同月比	2.1	▲ 2.4	▲ 0.6	3.2	▲ 0.2	1.4	▲ 0.04	0.13	0.6
県北	日立	原数値	2,175	459	2,656	835	120	108	1.22	1.82	26.1
		前年同月比	3.2	0.2	▲ 1.3	3.1	▲ 4.8	▲ 14.3	▲ 0.06	0.05	▲ 1.4
	高萩	原数値	1,152	284	1,122	474	65	55	0.97	1.67	22.9
		前年同月比	▲ 2.5	6.0	5.0	16.7	▲ 32.3	▲ 15.4	0.07	0.16	▲ 12.9
県北計		原数値	3,327	743	3,778	1,309	185	163	1.14	1.76	24.9
		前年同月比	1.2	2.3	0.5	7.6	▲ 16.7	▲ 14.7	0.00	0.09	▲ 5.7
県南	土浦	原数値	5,889	1,098	11,266	3,591	252	294	1.91	3.27	23.0
		前年同月比	▲ 2.1	▲ 7.7	▲ 18.8	▲ 15.8	▲ 6.3	▲ 12.5	▲ 0.40	▲ 0.31	0.3
	常総	原数値	2,469	487	2,975	1,117	116	90	1.20	2.29	23.8
		前年同月比	▲ 5.2	▲ 12.4	▲ 21.2	▲ 1.2	▲ 6.5	▲ 16.7	▲ 0.25	0.26	1.5
	石岡	原数値	1,502	332	1,738	584	90	73	1.16	1.76	27.1
		前年同月比	▲ 9.4	▲ 2.1	▲ 10.4	▲ 2.8	▲ 4.3	▲ 13.1	▲ 0.01	▲ 0.01	▲ 0.6
龍ヶ崎	原数値	3,985	693	3,393	1,158	147	123	0.85	1.67	21.2	
	前年同月比	1.1	▲ 11.9	▲ 13.1	▲ 14.5	▲ 12.0	▲ 8.2	▲ 0.14	▲ 0.05	▲ 0.0	
県南計		原数値	13,845	2,610	19,372	6,450	605	580	1.40	2.47	23.2
		前年同月比	▲ 2.6	▲ 9.1	▲ 17.5	▲ 12.3	▲ 7.5	▲ 12.4	▲ 0.25	▲ 0.09	0.4
県西	筑西	原数値	2,431	473	3,392	1,058	129	148	1.40	2.24	27.3
		前年同月比	5.6	▲ 0.2	3.2	14.3	▲ 14.0	▲ 0.7	▲ 0.03	0.29	▲ 4.4
	(下妻)	原数値	1,011	215	1,038	310	63	39	1.03	1.44	29.3
		前年同月比	▲ 5.4	▲ 13.0	▲ 16.4	▲ 18.2	▲ 21.3	▲ 9.3	▲ 0.13	▲ 0.09	▲ 3.1
古河	原数値	2,562	548	3,382	1,154	113	93	1.32	2.11	20.6	
	前年同月比	▲ 2.7	6.2	▲ 8.8	▲ 8.3	▲ 28.5	▲ 23.8	▲ 0.09	▲ 0.33	▲ 10.0	
県西計		原数値	6,004	1,236	7,812	2,522	305	280	1.30	2.04	24.7
		前年同月比	0.0	▲ 0.1	▲ 5.2	▲ 1.6	▲ 21.4	▲ 10.8	▲ 0.07	▲ 0.03	▲ 6.7
鹿行	常陸鹿嶋	原数値	2,914	613	3,423	1,067	157	151	1.17	1.74	25.6
		前年同月比	▲ 4.1	▲ 4.5	▲ 11.7	4.4	▲ 0.6	5.6	▲ 0.11	0.15	1.0
鹿行計		原数値	2,914	613	3,423	1,067	157	151	1.17	1.74	25.6
		前年同月比	▲ 4.1	▲ 4.5	▲ 11.7	4.4	▲ 0.6	5.6	▲ 0.11	0.15	1.0
合計		原数値	36,200	7,305	49,172	16,309	1,821	1,743	1.36	2.23	24.9
		前年同月比	▲ 0.7	▲ 4.3	▲ 9.3	▲ 3.8	▲ 8.6	▲ 6.8	▲ 0.13	0.01	▲ 1.2

地域別	項目	月間有効求職者数	新規求職者数	月間有効求人人数	新規求人人数	就職件数	充足数	有効求人倍率	新規求人倍率	就職率
県央	前年同月比	2.1	▲ 2.4	▲ 0.6	3.2	▲ 0.2	1.4	▲ 0.04	0.13	0.6
	前月比	▲ 0.5	3.5	▲ 1.1	0.4	▲ 2.1	▲ 2.4	▲ 0.01	▲ 0.07	▲ 1.5
県北	前年同月比	1.2	2.3	0.5	7.6	▲ 16.7	▲ 14.7	0.00	0.09	▲ 5.7
	前月比	▲ 0.6	0.8	6.3	2.3	▲ 7.5	▲ 7.9	0.08	0.02	▲ 2.2
県南	前年同月比	▲ 2.6	▲ 9.1	▲ 17.5	▲ 12.3	▲ 7.5	▲ 12.4	▲ 0.25	▲ 0.09	0.4
	前月比	▲ 3.5	▲ 2.6	▲ 3.0	▲ 5.8	▲ 6.8	▲ 7.6	0.01	▲ 0.09	▲ 1.0
県西	前年同月比	0.0	▲ 0.1	▲ 5.2	▲ 1.6	▲ 21.4	▲ 10.8	▲ 0.07	▲ 0.03	▲ 6.7
	前月比	1.3	13.4	5.6	▲ 14.5	▲ 4.7	1.1	0.05	▲ 0.66	▲ 4.7
鹿行	前年同月比	▲ 4.1	▲ 4.5	▲ 11.7	4.4	▲ 0.6	5.6	▲ 0.11	0.15	1.0
	前月比	▲ 0.3	5.3	▲ 2.3	▲ 10.5	▲ 8.7	▲ 13.7	▲ 0.03	▲ 0.31	▲ 3.9
合計	前年同月比	▲ 0.7	▲ 4.3	▲ 9.3	▲ 3.8	▲ 8.6	▲ 6.8	▲ 0.13	0.01	▲ 1.2
	前月比	▲ 1.4	2.6	▲ 0.4	▲ 5.2	▲ 5.3	▲ 5.3	0.01	▲ 0.19	▲ 2.1

(注)1. ()は出張所。▲は減少を表す。求人倍率は前年同月及び前月との差。

2. ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴う令和3年9月以降の数値の取扱いについては、4頁の注3を参照。

一般職業紹介状況一覧表(令和5年8月分)

＜ 茨 城 県 ＞

＜季節調整値＞		8月	前月比(P)	当県の位置
1	有効求人倍率(倍)	1.36	▲ 0.01	全国17番目
2	新規求人倍率(倍)	2.29	0.08	全国16番目

＜新規＞		8月	前月比(%・P)	前年比(%・P)	備考
3	新規求職(件)	7,305	2.6	▲ 4.3	前年比4か月連続の減少
4	新規求人(人)	16,309	▲ 5.2	▲ 3.8	前年比3か月連続の減少
5	求人倍率(倍)	2.23	▲ 0.19	0.01	—

＜有効＞		8月	前月比(%・P)	前年比(%・P)	備考
6	有効求職(人)	36,200	▲ 1.4	▲ 0.7	前年比12か月連続の減少
7	有効求人(人)	49,172	▲ 0.4	▲ 9.3	前年比5か月連続の減少
8	求人倍率(倍)	1.36	0.01	▲ 0.13	—

＜雇用保険＞		8月	前月比(%)	前年比(%)	備考
9	受給資格決定件数(件)	2,114	4.8	▲ 0.3	前年比4か月ぶりの減少
10	受給者実人員(人)	9,447	4.4	6.0	前年比5か月連続の増加

注:()は単位

産業別新規求人状況			
主な産業	8月	前月比(%)	前年比(%)
全産業	16,309	▲ 5.2	▲ 3.8
建設業	1,299	▲ 1.9	1.2
製造業	2,314	▲ 6.4	▲ 7.0
情報通信業	269	5.1	▲ 17.2
運輸業, 郵便業	947	▲ 8.0	12.1
卸売業, 小売業	1,614	10.7	▲ 24.4
学術研究, 専門・技術サービス業	554	27.9	8.8
宿泊業, 飲食サービス業	680	54.9	28.3
生活関連サービス業, 娯楽業	666	▲ 20.1	▲ 6.3
教育, 学習支援業	181	▲ 12.1	▲ 13.0
医療, 福祉	4,363	▲ 16.8	▲ 2.9
サービス業	2,523	▲ 2.7	3.1

＜ 全 国 ＞

＜季節調整値＞		8月	前月比(P)
11	有効求人倍率(倍)	1.29	0.00
12	新規求人倍率(倍)	2.33	0.06

＜新規＞		8月	前月比(%・P)	前年比(%・P)
13	新規求職(件)	349,563	2.1	▲ 2.4
14	新規求人(人)	847,237	1.7	1.0
15	求人倍率(倍)	2.42	▲ 0.01	0.08

＜有効＞		8月	前月比(%・P)	前年比(%・P)
16	有効求職(人)	1,906,294	▲ 0.8	▲ 0.4
17	有効求人(人)	2,448,162	0.9	▲ 1.1
18	求人倍率(倍)	1.28	0.02	▲ 0.01

＜雇用保険＞		8月	前月比(%)	前年比(%)
19	受給資格決定件数(件)	110,497	4.4	3.5
20	受給者実人員(人)	484,508	4.1	3.4

産業別新規求人状況			
主な産業	8月	前月比(%)	前年比(%)
全産業	847,237	1.7	1.0
建設業	70,940	▲ 3.6	▲ 3.8
製造業	80,758	1.0	▲ 7.5
情報通信業	21,464	▲ 2.0	1.4
運輸業, 郵便業	46,609	▲ 4.4	0.8
卸売業, 小売業	108,442	4.1	▲ 0.4
学術研究, 専門・技術サービス業	22,689	4.1	0.7
宿泊業, 飲食サービス業	76,296	3.8	9.8
生活関連サービス業, 娯楽業	30,332	14.4	▲ 3.1
教育, 学習支援業	13,209	3.6	8.4
医療, 福祉	219,223	4.0	4.8
サービス業	112,516	▲ 1.8	0.7

(注)1. 全国の数値は厚生労働省「職業安定業務統計」・「雇用保険事業月報」より。
 2. 雇用保険関係数値は速報値のため修正があり得る。
 3. ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴う令和3年9月以降の数値の取扱いについては、4頁の注3を参照。

【別途資料2】季節調整済有効求人倍率(新規学卒者を除きパートタイムを含む)

西暦	和暦	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	年計	年度計	備 考
1963	S38	0.71	0.74	0.77	0.90	0.89	0.98	1.07	1.26	1.20	1.28	1.16	1.34	1.02	1.19	オリンピック景気(S37年11月～39年10月)
1964	39	1.27	1.51	1.45	1.46	1.52	1.55	1.52	1.41	1.28	1.33	1.47	1.54	1.44	1.43	
1965	40	1.46	1.37	1.27	1.11	1.17	1.10	1.04	0.93	0.96	0.93	0.83	0.80	1.08	0.95	
1966	41	0.85	0.83	0.93	0.99	1.00	1.03	1.15	1.28	1.36	1.43	1.39	1.43	1.14	1.32	いざなぎ景気(S40年11月～45年7月)
1967	42	1.52	1.64	1.67	1.76	1.75	1.88	1.98	1.84	1.70	1.80	1.79	1.95	1.77	1.84	
1968	43	1.84	1.91	1.91	1.71	1.85	1.80	1.90	1.93	1.85	1.83	1.72	1.83	1.84	1.84	
1969	44	1.86	1.86	1.97	2.18	2.12	2.26	2.35	2.32	2.38	2.45	2.46	2.73	2.24	2.37	
1970	45	2.57	2.44	2.17	2.24	2.41	2.55	2.04	1.97	2.14	2.19	2.15	2.08	2.24	2.11	
1971	46	1.91	1.86	1.89	1.81	1.79	1.71	1.74	1.60	1.41	1.45	1.37	1.28	1.63	1.49	列島改造景気(S47年1月～48年11月) 第1次オイルショック(S48年11月)
1972	47	1.28	1.34	1.35	1.45	1.46	1.49	1.51	1.67	1.88	2.03	2.24	2.51	1.66	2.08	
1973	48	2.98	2.94	3.12	3.07	3.11	3.31	3.38	3.38	3.43	3.16	3.30	2.99	3.18	3.11	
1974	49	2.90	2.68	2.73	2.52	2.48	2.05	1.82	1.49	1.51	1.46	1.29	1.18	1.95	1.46	
1975	50	0.96	0.93	0.88	0.75	0.73	0.74	0.76	0.78	0.76	0.81	0.80	0.80	0.81	0.81	
1976	51	0.87	0.95	1.01	1.02	1.07	1.09	1.14	1.09	1.10	1.06	1.04	1.04	1.04	1.07	
1977	52	1.07	1.05	1.04	1.03	0.99	0.92	0.92	0.88	0.93	0.88	0.84	0.85	0.95	0.89	
1978	53	0.83	0.80	0.82	0.86	0.89	0.92	0.91	0.97	0.98	0.95	0.98	1.01	0.91	0.96	
1979	54	1.05	1.03	1.04	1.09	1.14	1.18	1.27	1.23	1.27	1.30	1.30	1.25	1.18	1.24	
1980	55	1.23	1.25	1.30	1.22	1.28	1.18	1.07	1.02	1.05	1.12	1.02	1.03	1.14	1.07	
1981	56	0.98	0.96	0.94	0.96	0.99	1.01	1.12	1.05	1.03	1.01	1.02	1.01	1.01	1.01	第2次オイルショック(S55年2月)
1982	57	1.03	0.99	0.97	0.91	0.89	0.92	0.91	0.89	0.88	0.89	0.88	0.90	0.92	0.89	
1983	58	0.89	0.88	0.83	0.87	0.85	0.83	0.88	0.92	0.97	0.96	0.97	0.97	0.90	0.94	
1984	59	0.98	1.02	1.05	1.06	1.06	1.05	1.06	1.08	1.11	1.10	1.06	1.10	1.06	1.09	
1985	60	1.14	1.17	1.13	1.14	1.14	1.15	1.05	1.06	1.04	1.04	1.00	0.98	1.09	1.03	
1986	61	0.96	0.94	0.91	0.91	0.85	0.82	0.80	0.83	0.84	0.84	0.85	0.88	0.87	0.86	円高不況(S60年7月～61年11月) ブラザ合意(S60年9月) バブル景気(S61年12月～H3年2月)
1987	62	0.89	0.91	0.93	0.90	0.92	0.95	1.02	1.07	1.11	1.20	1.21	1.27	1.03	1.13	
1988	63	1.31	1.31	1.35	1.44	1.52	1.57	1.57	1.54	1.58	1.61	1.62	1.60	1.50	1.58	
1989	H元	1.63	1.64	1.66	1.70	1.77	1.77	1.78	1.86	1.80	1.83	1.89	1.93	1.77	1.86	
1990	2	1.96	2.05	2.05	2.09	2.09	2.15	2.19	2.17	2.14	2.15	2.21	2.20	2.12	2.16	
1991	3	2.21	2.19	2.20	2.20	2.17	2.22	2.17	2.12	2.00	2.00	1.94	1.95	2.11	2.00	バブル崩壊(H3年2月) 第1次平成不況(H5年10月) 阪神淡路大震災(H7年1月)
1992	4	1.87	1.76	1.70	1.62	1.59	1.53	1.48	1.45	1.40	1.37	1.31	1.25	1.52	1.36	
1993	5	1.20	1.14	1.10	1.04	1.00	0.95	0.93	0.87	0.85	0.81	0.78	0.75	0.94	0.84	
1994	6	0.74	0.72	0.74	0.74	0.74	0.72	0.71	0.72	0.72	0.69	0.66	0.65	0.71	0.70	
1995	7	0.68	0.69	0.72	0.70	0.69	0.68	0.66	0.67	0.68	0.70	0.69	0.74	0.69	0.70	
1996	8	0.72	0.72	0.71	0.72	0.73	0.73	0.74	0.75	0.76	0.79	0.81	0.80	0.75	0.78	震災景気、さざ波景気(H9年5月) 第2次平成不況、デフレ不況(H11年1月) IT景気(H12年11月)
1997	9	0.82	0.83	0.84	0.82	0.81	0.87	0.85	0.83	0.80	0.80	0.78	0.75	0.82	0.78	
1998	10	0.71	0.68	0.67	0.67	0.65	0.64	0.62	0.61	0.60	0.58	0.57	0.57	0.63	0.60	
1999	11	0.56	0.54	0.55	0.52	0.52	0.51	0.53	0.53	0.53	0.53	0.54	0.56	0.53	0.54	
2000	12	0.56	0.58	0.59	0.61	0.62	0.64	0.64	0.67	0.70	0.72	0.72	0.73	0.65	0.68	
2001	13	0.72	0.72	0.70	0.69	0.68	0.67	0.66	0.63	0.59	0.56	0.52	0.51	0.63	0.58	第3次平成不況、IT不況(H14年1月)
2002	14	0.50	0.50	0.52	0.51	0.51	0.51	0.51	0.51	0.51	0.52	0.53	0.54	0.52	0.52	
2003	15	0.55	0.55	0.54	0.56	0.56	0.58	0.59	0.61	0.63	0.65	0.67	0.70	0.60	0.64	
2004	16	0.71	0.72	0.72	0.72	0.71	0.74	0.76	0.81	0.83	0.85	0.87	0.87	0.77	0.81	
2005	17	0.86	0.87	0.89	0.91	0.88	0.86	0.86	0.86	0.85	0.87	0.85	0.87	0.87	0.88	
2006	18	0.90	0.90	0.92	0.91	0.91	0.93	0.94	0.94	0.95	0.95	0.97	0.99	0.94	0.96	いざなみ景気(H20年2月) サブプライム不況(H21年3月)
2007	19	0.99	0.99	0.99	1.03	1.04	1.03	1.00	0.98	0.98	0.92	0.93	0.92	0.98	0.97	
2008	20	0.93	0.92	0.94	0.95	0.96	0.92	0.91	0.88	0.84	0.79	0.75	0.71	0.87	0.76	
2009	21	0.61	0.54	0.49	0.46	0.43	0.40	0.39	0.38	0.38	0.39	0.38	0.38	0.43	0.40	
2010	22	0.40	0.41	0.44	0.44	0.45	0.47	0.48	0.50	0.52	0.53	0.55	0.56	0.48	0.52	
2011	23	0.58	0.60	0.60	0.61	0.61	0.62	0.64	0.67	0.68	0.72	0.74	0.74	0.65	0.69	東日本大震災(H23年3月)
2012	24	0.74	0.76	0.77	0.80	0.82	0.82	0.82	0.81	0.81	0.79	0.79	0.78	0.79	0.80	
2013	25	0.78	0.79	0.79	0.77	0.77	0.78	0.80	0.83	0.85	0.87	0.90	0.93	0.82	0.87	
2014	26	0.95	0.98	1.01	1.04	1.05	1.05	1.05	1.07	1.08	1.09	1.10	1.12	1.05	1.08	
2015	27	1.10	1.10	1.11	1.12	1.10	1.12	1.14	1.16	1.16	1.17	1.16	1.17	1.13	1.16	
2016	28	1.20	1.19	1.21	1.21	1.22	1.26	1.26	1.26	1.27	1.28	1.29	1.29	1.24	1.28	熊本地震(H28年4月) 台風19号(R元年10月) 新型コロナウイルス感染症拡大(R2年4月～)
2017	29	1.33	1.34	1.37	1.41	1.45	1.46	1.47	1.49	1.49	1.51	1.51	1.54	1.45	1.50	
2018	30	1.55	1.55	1.61	1.61	<u>1.61</u>	1.60	<u>1.61</u>	1.61	<u>1.65</u>	<u>1.62</u>	1.60	<u>1.63</u>	1.60	1.62	
2019	R元	1.64	1.64	1.63	1.59	1.63	<u>1.62</u>	<u>1.60</u>	1.63	<u>1.61</u>	<u>1.63</u>	<u>1.61</u>	1.60	1.62	<u>1.59</u>	
2020	2	1.55	1.51	1.49	1.39	<u>1.38</u>	<u>1.29</u>	<u>1.25</u>	1.20	<u>1.21</u>	1.21	<u>1.22</u>	<u>1.23</u>	1.33	1.27	
2021	3	1.27	1.30	<u>1.31</u>	1.31	<u>1.32</u>	<u>1.37</u>	<u>1.39</u>	<u>1.38</u>	<u>1.38</u>	<u>1.37</u>	<u>1.38</u>	<u>1.36</u>	1.35	1.38	
2022	4	<u>1.39</u>	1.42	<u>1.44</u>	1.44	<u>1.47</u>	<u>1.48</u>	<u>1.49</u>	<u>1.50</u>	<u>1.49</u>	<u>1.50</u>	<u>1.52</u>	<u>1.52</u>	1.47	1.49	
2023	5	1.50	1.52	1.46	1.41	1.39	1.35	1.37	1.36							

(注)1. 季節調整法はセンサス局法Ⅱ(X-12-ARIMA)による。なお、令和4年12月以前の数値は、令和5年1月分公表時に新季節指数により改訂されている。
 2. 令和5年1月分公表時に新季節指数により改訂となった有効求人倍率は下線で示している。
 3. 令和3年9月からは、ハローワーク利用登録者及びオンライン登録者による件数を用いて算出している。
 4. 年計及び年度計は実数値。

令和5年8月分 都道府県別有効求人倍率(季節調整値)

都道府県	有効求人倍率	対前月差
北海道	1.03	0.01
青森	1.16	0.00
岩手	1.23	0.01
宮城	1.33	▲ 0.02
秋田	1.34	0.02
山形	1.36	▲ 0.03
福島	1.36	▲ 0.03
茨城	1.36	▲ 0.01
栃木	1.16	▲ 0.02
群馬	1.41	▲ 0.01
埼玉	1.08	0.01
千葉	1.00	0.01
東京	1.84	0.05
神奈川	0.92	0.00
新潟	1.57	0.02
富山	1.40	▲ 0.03
石川	1.57	▲ 0.03
福井	1.76	0.00
山梨	1.23	0.00
長野	1.44	0.01
岐阜	1.57	0.01
静岡	1.20	▲ 0.02
愛知	1.36	▲ 0.01
三重	1.25	▲ 0.02
滋賀	1.09	0.01
京都	1.22	0.02
大阪	1.31	0.01
兵庫	0.99	0.00
奈良	1.19	0.03
和歌山	1.13	0.03
鳥取	1.38	0.03
島根	1.51	▲ 0.01
岡山	1.53	▲ 0.01
広島	1.52	▲ 0.01
山口	1.49	▲ 0.01
徳島	1.19	▲ 0.01
香川	1.46	0.00
愛媛	1.34	0.00
高知	1.17	0.04
福岡	1.19	▲ 0.01
佐賀	1.36	0.00
長崎	1.24	0.05
熊本	1.30	0.00
大分	1.39	▲ 0.01
宮崎	1.40	▲ 0.02
鹿児島	1.19	▲ 0.01
沖縄	1.06	▲ 0.03

順位	都道府県	有効求人倍率
1	東京	1.84
2	福井	1.76
3	新潟	1.57
3	石川	1.57
3	岐阜	1.57
6	岡山	1.53
7	広島	1.52
8	島根	1.51
9	山口	1.49
10	香川	1.46
11	長野	1.44
12	群馬	1.41
13	富山	1.40
13	宮崎	1.40
15	大分	1.39
16	鳥取	1.38
17	山形	1.36
17	福島	1.36
17	茨城	1.36
17	愛知	1.36
17	佐賀	1.36
22	秋田	1.34
22	愛媛	1.34
24	宮城	1.33
25	大阪	1.31
26	熊本	1.30
27	三重	1.25
28	長崎	1.24
29	岩手	1.23
29	山梨	1.23
31	京都	1.22
32	静岡	1.20
33	奈良	1.19
33	徳島	1.19
33	福岡	1.19
33	鹿児島	1.19
37	高知	1.17
38	青森	1.16
38	栃木	1.16
40	和歌山	1.13
41	滋賀	1.09
42	埼玉	1.08
43	沖縄	1.06
44	北海道	1.03
45	千葉	1.00
46	兵庫	0.99
47	神奈川	0.92

地域別	有効求人倍率	対前月差
北海道	1.03	0.01
東北	1.30	-0.01
南関東	1.35	0.02
北関東・甲信	1.33	0.00
北陸	1.56	-0.01
東海	1.33	-0.01
近畿	1.19	0.01
中国	1.51	0.00
四国	1.30	0.00
九州	1.23	-0.01

ハローワークのマッチング機能に関する業務の取組について

●令和5年度主要指標実績(月別及び年度計)

(1) 就職件数(全数)															(件)
ハローワーク名	月	令和4年度合計	5年4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	6年1月	2月	3月	令和5年度合計
局計		27,310	2,575	2,262	2,245	1,918	1,820								10,820
水戸		7,119	792	594	578	484	485								2,933
日立		1,785	137	129	139	117	120								642
筑西		2,643	229	194	202	206	192								1,023
土浦		3,706	304	329	347	269	252								1,501
古河		1,709	151	145	140	113	112								661
常総		1,610	161	137	129	112	116								655
石岡		1,347	126	103	102	104	90								525
常陸大宮		1,562	151	137	122	96	84								590
龍ヶ崎		2,461	229	199	196	164	147								935
高萩		1,138	100	86	86	83	65								420
常陸鹿嶋		2,230	195	209	204	170	157								935

(2) 求人充足件数(全数)															(件)
ハローワーク名	月	令和4年度合計	5年4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	6年1月	2月	3月	令和5年度合計
局計		26,044	2,479	2,171	2,074	1,840	1,743								10,307
水戸		7,510	837	605	566	505	498								3,011
日立		1,725	122	142	124	104	108								600
筑西		2,393	224	179	178	168	187								936
土浦		4,228	351	368	333	299	294								1,645
古河		1,454	126	122	121	109	93								571
常総		1,446	136	117	107	100	90								550
石岡		1,115	100	90	130	91	73								484
常陸大宮		1,150	120	105	93	78	71								467
龍ヶ崎		1,953	180	174	174	138	123								789
高萩		958	94	66	66	73	55								354
常陸鹿嶋		2,112	189	203	182	175	151								900

(3) 雇用保険受給者の早期再就職件数															(件)
ハローワーク名	月	令和4年度合計	5年4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	6年1月	2月	3月	令和5年度合計
局計		8,519	486	942	1,067	872									3,367
水戸		1,912	129	223	299	211									862
日立		483	30	43	52	42									167
筑西		804	45	88	74	75									282
土浦		1,423	71	155	160	145									531
古河		585	18	82	55	77									232
常総		671	43	55	94	76									268
石岡		394	19	40	42	35									136
常陸大宮		282	24	26	37	27									114
龍ヶ崎		981	60	97	128	84									369
高萩		249	14	34	25	24									97
常陸鹿嶋		735	33	99	101	76									309

※ 雇用保険受給者の早期再就職件数とは、基本手当の支給残日数を所定給付日数の3分の2以上残して早期に再就職する件数(集計システムの都合上、他の2指標より1か月遅れての公表となります)。

※ 上記(1)の数字にはオンライン自主応募を除いた数字となっております。

茨城県各種指標

区分	県内総生産		鉱工業生産指数		鉱工業生産者出荷指数		倒産件数		有効求人倍率	消費者物価指数		毎月勤労統計調査					区分					
	名目 (百万円)	前年比 (%)	2015年=100	前期比 (%)	2015年=100	前期比 (%)	件数 (件)	対前年同月増減率 (%)		令和2年=100	前年同月比 (%)	現金給与総額			きまって支給する給与額							
												実数	名目賃金指数 2020年=100	実質賃金指数 2020年=100	実数	名目賃金指数 2020年=100						
2015年	13,360,983	3.5	100.0	△ 1.3	100.0	△ 1.5	121	△ 17.7	1.13	100.0	0.8	307,529			257,278		2015年					
2016年	13,389,556	0.2	97.7	△ 2.3	100.3	0.3	132	9.1	1.24	99.6	△ 0.4	309,543	96.6	99.2	258,112	98.0	2016年					
2017年	14,263,049	6.5	100.7	3.1	100.4	0.1	110	△ 16.7	1.45	100.2	0.6	322,357	100.6	102.7	267,186	101.5	2017年					
2018年	14,353,350	0.6	99.9	△ 0.8	99.5	△ 0.9	127	15.5	1.60	101.4	1.2	323,647	101.0	101.7	264,010	100.3	2018年					
2019年	14,084,221	△ 1.9	99.8	△ 0.1	98.6	△ 0.9	128	0.8	1.62	102.1	0.7	322,187	100.6	100.4	262,739	99.8	2019年					
2020年	13,771,281	△ 2.2	90.1	△ 9.7	89.3	△ 9.4	118	△ 7.8	1.33	100.0	△ 0.1	320,476	100.0	100.0	263,256	100.0	2020年					
2021年	14,193,923	3.1	98.5	9.3	95.9	7.4	104	△ 18.8	1.35	99.8	△ 0.2	323,694	100.7	100.9	265,698	101.0	2021年					
2022年	14,321,814	0.9	98.9	0.4	94.0	△ 2.0	121	2.5	1.47	102.3	2.4	322,721	99.0	96.5	265,849	99.7	2022年					
2021年1月	3,633,078	3.2	94.9	6.3	93.5	3.8	11	△ 15.4	1.27	99.8	△ 0.6	278,954	90.7	88.7	261,918	101.8	2021年1月					
2月			96.5	1.7	94.8	1.4	10	0.0	0.0	1.30	99.8	△ 0.5	267,083	86.8	84.8	264,718	102.9	2月				
3月			95.2	△ 1.3	93.6	△ 1.3	11	△ 31.3	△ 31.3	1.31	99.9	△ 0.3	287,443	89.7	89.8	267,910	101.7	3月				
4月			3,413,100	8.2	100.5	5.6	101.2	8.1	5	△ 44.4	1.31	99.0	△ 0.8	278,342	86.9	88.0	270,305	102.7	4月			
5月					101.2	0.7	97.4	△ 3.8	14	1300.0	1300.0	1.32	99.5	△ 0.8	272,087	84.9	85.3	266,491	101.3	5月		
6月					103.5	2.3	101.5	4.2	6	△ 50.0	△ 50.0	1.37	99.8	△ 0.4	473,624	147.8	148.2	268,863	102.1	6月		
7月					3,457,547	3.1	100.2	△ 3.2	97.1	△ 4.3	8	△ 42.9	1.39	99.9	△ 0.2	356,546	111.2	111.4	264,873	100.7	7月	
8月							97.8	△ 2.4	94.7	△ 2.5	8	△ 11.1	△ 11.1	1.38	100.1	0.1	274,249	85.6	85.6	261,661	99.4	8月
9月							97.7	△ 0.1	93.1	△ 1.7	6	△ 33.3	△ 33.3	1.38	100.2	0.2	273,673	85.4	85.3	263,413	100.1	9月
10月			3,699,909	2.0			97.8	0.1	94.6	1.6	4	△ 63.6	1.37	100.0	0.0	271,202	84.6	84.5	267,210	101.5	10月	
11月							98.6	0.8	95.8	1.3	11	83.3	83.3	1.38	100.0	0.6	283,061	88.3	88.3	264,819	100.6	11月
12月							99.1	0.5	94.4	△ 1.5	10	25.0	25.0	1.36	99.9	0.8	556,386	173.6	173.8	268,001	101.8	12月
2022年1月	3,623,367	△ 0.3			99.1	0.0	94.3	△ 0.1	9	△ 18.2	1.39	100.0	0.2	274,519	85.7	85.7	260,878	99.1	2022年1月			
2月					96.6	△ 2.5	93.3	△ 1.1	7	△ 30.0	△ 30.0	1.42	100.4	0.6	265,356	82.8	82.4	260,428	98.9	2月		
3月					98.1	1.6	93.0	△ 0.3	12	9.1	9.1	1.44	101.2	1.3	276,656	86.3	85.1	265,442	100.8	3月		
4月			3,406,106	△ 0.2	96.8	△ 1.3	94.1	1.2	7	40.0	1.44	101.5	2.5	274,643	85.7	84.3	265,114	100.7	4月			
5月					97.2	0.4	93.3	△ 0.9	7	△ 50.0	△ 50.0	1.47	101.8	2.2	273,011	85.2	83.5	260,449	98.9	5月		
6月					98.2	1.0	94.4	1.2	9	50.0	50.0	1.48	101.7	1.9	445,087	138.9	136.3	263,114	99.9	6月		
7月					3,555,189	2.8	99.2	1.0	93.7	△ 0.7	14	75.0	1.49	102.5	2.6	355,308	110.9	107.8	263,562	100.1	7月	
8月							100.7	1.5	95.3	1.7	14	75.0	75.0	1.50	102.9	2.8	269,630	84.1	81.4	259,854	98.7	8月
9月							102.1	1.4	96.4	1.2	13	116.7	116.7	1.49	103.1	3.0	267,217	83.4	80.6	262,267	99.6	9月
10月			3,746,187	1.3			101.2	△ 0.9	96.4	0.0	13	225.0	1.50	103.9	3.8	265,501	82.8	79.4	264,107	100.3	10月	
11月							99.8	△ 1.4	93.5	△ 3.0	13	18.2	18.2	1.52	104.0	4.0	282,596	88.2	84.4	263,047	99.9	11月
12月							99.3	△ 0.5	92.9	△ 0.6	3	△ 70.0	△ 70.0	1.52	104.5	4.5	558,787	174.4	166.1	261,566	99.4	12月
2023年1月	3,614,332	△ 0.2			95.0	△ 4.3	90.5	△ 2.6	10	11.1	1.50	105.3	5.3	269,486	84.1	79.3	260,332	98.9	2023年1月			
2月					98.1	3.3	93.5	3.3	9	28.6	28.6	1.52	104.7	4.3	265,395	82.8	78.6	260,883	99.1	2月		
3月					95.4	△ 2.8	93.9	0.4	11	△ 8.3	△ 8.3	1.46	104.8	3.5	282,064	88.0	83.5	264,736	100.6	3月		
4月			100.9	5.8	94.1	0.2	10	42.9	42.9	1.41	105.4	3.8	276,563	86.3	81.3	270,626	102.8	4月				
5月			99.8	△ 1.1	96.6	2.7	14	100.0	100.0	1.39	105.3	3.5	287,384	89.7	84.5	266,365	101.2	5月				
6月			104.7	4.9	100.2	3.7	14	55.6	55.6	1.35	105.5	3.8	471,511	147.1	138.5	271,135	103.0	6月				
資料出所	茨城県県内総生産		茨城県企画部統計課				東京商工リサーチ		茨城労働局 職業安定部	茨城県企画部統計課					資料出所							
	四半期速報 県内総生産(支出側,名目原系列) ※年度値		茨城県鉱工業指数				全国企業倒産状況 (負債総額1千万以上)		最近の雇用情勢 有効求人倍率 (季節調整値)	水戸市消費者物価指数	毎月勤労統計調査地方調査月報(規模5人以上) 指数は、2020年=100とする											

全国各種指標

区分	国内総生産		鉱工業生産指数		鉱工業生産者出荷指数		倒産件数		有効求人倍率	消費者物価指数		毎月勤労統計調査					区分
	名目	対前年増減率	2020年=100	対前年増減率	2020年=100	対前年増減率	件数	前年同月比		2020年=100	前年同月比	現金給与総額			きまって支給する給与額		
	(10億円)	(%)		(%)		(%)	(件)	(%)				(倍)	(%)	実数	名目賃金指数 2020年=100	実質賃金指数 2020年=100	
26年	523,422.8	2.1	111.9	12.7	114.0	13.3	9,731	△ 10.4	1.09	97.5	2.7	316,567	100.0	101.0	261,029	99.8	26年
2015年	540,740.8	3.3	110.5	△ 1.4	112.5	△ 1.5	8,812	△ 9.4	1.20	98.2	0.8	315,856	99.1	101.3	260,577	99.3	2015年
2016年	544,829.9	0.8	110.5	0.0	112.1	△ 0.4	8,446	△ 4.2	1.36	98.1	△ 0.1	317,862	99.7	102.0	261,183	99.6	2016年
2017年	555,712.5	2.0	114.0	3.5	114.9	2.8	8,405	△ 0.5	1.50	98.6	0.5	319,453	100.2	101.9	262,407	100.0	2017年
2018年	556,570.5	0.2	114.6	0.6	114.9	0.0	8,235	△ 2.0	1.61	99.5	1.0	323,547	101.6	102.1	264,570	100.9	2018年
2019年	556,836.3	0.0	111.6	△ 3.0	112.0	△ 2.9	8,383	1.8	1.60	100.0	0.5	322,552	101.2	101.2	264,180	100.7	2019年
2020年	537,573.3	△ 3.5	100.0	△ 11.6	100.0	△ 12.0	7,773	△ 7.3	1.18	100.0	0.0	318,405	100.0	100.0	262,325	100.0	2020年
2021年	550,663.9	2.4	105.4	5.4	104.4	4.4	6,030	△ 22.4	1.13	99.8	△ 0.2	319,461	100.3	100.6	263,739	100.5	2021年
2022年	561,196.7	1.9	105.3	△ 0.1	103.9	△ 0.5	6,428	6.6	1.28	102.3	2.5	325,817	102.3	99.6	267,461	101.9	2022年
2021年1月			106.4	△ 2.4	106.3	△ 2.3	474	△ 38.7	1.08	99.8	△ 0.7	271,763	85.4	85.6	260,760	99.4	2021年1月
2月	136,334.1	△ 1.0	105.9	0.1	105.9	△ 0.8	446	△ 31.4	1.09	99.8	△ 0.5	265,693	83.5	83.8	261,186	99.6	2月
3月			106.5	0.7	106.6	1.4	634	△ 14.3	1.10	99.9	△ 0.4	282,898	88.9	89.0	264,360	100.8	3月
4月			108.8	13.6	108.4	14.7	477	△ 35.8	1.10	99.1	△ 1.1	278,680	87.6	88.6	267,365	101.9	4月
5月	135,980.3	7.3	104.8	17.2	105.8	18.6	472	50.3	1.10	99.4	△ 0.8	273,915	86.1	86.8	262,404	100.0	5月
6月			109.0	19.6	107.7	17.0	541	△ 30.6	1.13	99.5	△ 0.5	442,821	139.1	139.9	264,784	100.9	6月
7月			107.4	12.1	106.4	11.3	476	△ 39.7	1.14	99.7	△ 0.3	371,141	116.6	117.1	265,027	101.0	7月
8月	133,536.8	1.6	103.8	6.6	101.8	4.6	466	△ 30.1	1.14	99.7	△ 0.4	274,671	86.3	86.6	261,772	99.8	8月
9月			98.8	△ 1.7	95.8	△ 5.5	505	△ 10.6	1.15	100.1	0.2	269,932	84.8	84.7	263,094	100.3	9月
10月			101.4	△ 2.2	98.8	△ 5.2	525	△ 15.9	1.15	99.9	0.1	271,121	85.2	85.3	264,902	101.0	10月
11月	144,223.1	0.5	107.0	3.3	105.1	1.3	510	△ 10.4	1.17	100.1	0.6	282,749	88.8	88.7	264,454	100.8	11月
12月			105.4	2.2	104.3	2.1	504	△ 9.7	1.18	100.1	0.8	545,609	171.4	171.2	264,739	100.9	12月
2022年1月			104.6	△ 1.8	103.4	△ 2.9	452	△ 4.6	1.20	100.3	0.5	274,822	86.3	86.0	263,571	100.5	2022年1月
2月	137,694.2	1.0	106.0	0.1	104.0	△ 1.9	459	2.9	1.21	100.7	0.9	268,898	84.5	83.8	264,024	100.6	2月
3月			105.7	△ 0.8	104.7	△ 1.9	593	△ 6.5	1.23	101.1	1.2	288,709	90.7	89.5	267,598	102.0	3月
4月			105.3	△ 3.5	105.0	△ 3.4	486	1.9	1.24	101.5	2.5	282,437	88.7	87.1	270,840	103.2	4月
5月	137,890.4	1.4	100.7	△ 4.1	101.0	△ 4.8	524	11.0	1.25	101.8	2.5	277,026	87.0	85.2	266,086	101.4	5月
6月			105.7	△ 3.3	104.2	△ 3.5	546	0.9	1.27	101.8	2.4	451,763	141.9	139.0	268,411	102.3	6月
7月			106.3	△ 1.1	104.9	△ 1.5	494	3.8	1.28	102.3	2.6	376,028	118.1	115.0	268,185	102.2	7月
8月	135,048.7	1.1	107.8	4.0	105.7	3.9	492	5.6	1.31	102.7	3.0	279,346	87.8	85.1	266,004	101.4	8月
9月			107.3	8.5	105.0	9.2	599	18.6	1.32	103.1	3.0	276,113	86.7	83.7	267,896	102.1	9月
10月			105.5	4.1	104.4	5.6	596	13.5	1.34	103.7	3.7	275,195	86.4	82.8	268,796	102.5	10月
11月	146,593.7	1.6	105.5	△ 1.5	104.0	△ 1.1	581	13.9	1.35	103.9	3.8	288,071	90.5	86.5	269,215	102.6	11月
12月			104.9	△ 0.5	102.8	△ 1.5	606	20.2	1.36	104.1	4.0	567,916	178.4	170.1	268,844	102.5	12月
2023年1月			100.8	△ 3.8	99.5	△ 3.9	570	26.1	1.35	104.7	4.3	276,984	87.0	82.5	265,874	101.4	2023年1月
2月	143,174.9	4.0	104.5	△ 1.5	103.8	△ 0.2	577	25.7	1.34	104.0	3.3	271,143	85.2	81.4	266,160	101.5	2月
3月			104.8	△ 0.9	104.7	0.0	809	36.4	1.32	104.4	3.2	292,546	91.9	87.4	268,979	102.5	3月
4月			105.5	0.2	104.5	△ 0.5	610	25.5	1.32	105.1	3.5	284,595	89.4	84.3	272,918	104.0	4月
5月	144,907.7	5.1	103.2	2.5	103.3	2.3	706	34.7	1.31	105.1	3.2	284,998	89.5	84.4	270,132	103.0	5月
6月			105.7	0.0	105.0	0.8	770	41.0	1.30	105.2	3.3	461,811	145.1	136.8	271,968	103.7	6月
資料出所	内閣府(経済社会総合研究所)		経済産業省				東京商工リサーチ		厚生労働省 職業安定局	総務省統計局		厚生労働省政策統括官					資料出所
	四半期別GDP速報 国内総生産(支出側名目原系列) ※年度値		鉱工業指数(IIP)				全国企業倒産状況 (負債総額1千万以上)		一般職業紹介状況 有効求人倍率 (季節調整値)	消費者物価指数(CPI)結果 2020年=100		毎月勤労統計調査(規模5人以上) 指数は2020年=100					

報道関係者 各位

令和5年8月4日

【照会先】

政策統括官付 労使関係担当参事官室

参事官 大塚 弘満

室長補佐 塩田 尚志

(代表電話) 03(5253)1111 (内線 7766)

(直通電話) 03(3502)6735

令和5年 民間主要企業春季賃上げ要求・妥結状況を公表します
～賃上げ額 (11,245 円)、賃上げ率 (3.60%) はいずれも昨年、
コロナ禍前の令和元年を大きく上回った～

厚生労働省では、労使交渉の実情を把握するため、民間主要企業の春季賃上げ要求・妥結状況を毎年、集計しています。

このたび、令和5年の集計結果を以下のとおりまとめましたので、お知らせします。

【集計対象】

妥結額（妥結上明らかにされた額）などを把握できた、資本金 10 億円以上かつ従業員 1,000 人以上の労働組合のある企業 364 社。

【集計概要】

平均妥結額は 11,245 円で、前年 (6,898 円) に比べ 4,347 円の増、令和元年 (6,790 円) に比べ 4,455 円の増。

また、現行ベース（交渉前の平均賃金）に対する賃上げ率は 3.60% で、前年 (2.20%) に比べ 1.40 ポイントの増、令和元年 (2.18%) に比べ 1.42 ポイントの増。

賃上げ額、賃上げ率はともに昨年、コロナ禍前の令和元年を大きく上回った。

(第1表・第2表)

第1表 令和5年民間主要企業春季賃上げ要求・妥結状況

産 業	集 計 企業数	平 均 年 齢	現 行 ベ ー ス	要 求 額	妥 結 額	賃 上 げ 率	(参考) 令和4年			(参考) 令和元年		
							社数	妥結額	賃上げ率	社数	妥結額	賃上げ率
1 建 設	26	35.5	354,258	11,878	11,913	3.36%	30	9,334	2.75%	27	7,276	2.27%
2 食 料 品 ・ た ば こ	26	38.2	315,254	10,772	8,614	2.73%	32	5,615	1.84%	30	6,535	2.06%
3 織 維	12	41.0	325,181	15,885	15,027	4.62%	12	8,317	2.63%	11	7,460	2.44%
4 紙 ・ パ ル プ	5	41.8	301,023	6,092	5,201	1.73%	4	5,337	1.80%	5	5,506	1.84%
5 化 学	38	38.3	341,930	14,484	13,929	4.07%	37	7,805	2.26%	36	7,926	2.37%
6 ゴ ム 製 品	9	39.7	302,376	9,444	9,161	3.03%	7	5,737	1.88%	8	5,585	1.91%
7 窯 業	8	38.8	292,887	12,611	10,470	3.57%	6	3,979	1.39%	6	6,254	2.10%
8 鉄 鋼	11	35.3	296,430	6,569	8,062	2.72%	15	8,900	3.04%	15	5,256	1.78%
9 非 鉄 金 属	10	39.8	305,470	9,323	11,325	3.71%	8	3,920	1.28%	10	5,667	1.85%
10 機 械	27	39.1	314,137	15,194	13,593	4.33%	21	7,291	2.31%	24	8,003	2.61%
11 電 気 機 器	16	39.8	321,866	14,284	13,424	4.17%	14	6,250	1.93%	10	6,819	2.09%
12 造 船	8	38.7	337,626	19,294	18,144	5.37%	7	7,321	2.18%	8	7,926	2.47%
13 精 密 機 器	5	39.8	347,038	21,233	17,070	4.92%	5	9,511	2.78%	6	6,719	2.09%
14 自 動 車	46	39.4	319,326	13,289	12,225	3.83%	42	6,576	2.07%	31	7,385	2.28%
15 そ の 他 製 造	8	40.9	303,744	13,788	9,392	3.09%	9	5,447	1.79%	8	6,343	2.11%
16 電 力 ・ ガ ス	11	39.6	287,839	4,494	2,410	0.84%	9	4,942	1.49%	13	4,943	1.61%
17 運 輸	7	43.4	297,642	13,649	8,097	2.72%	8	7,562	2.60%	7	7,592	2.55%
18 卸 ・ 小 売	70	40.1	291,366	14,371	11,166	3.83%	70	6,275	2.09%	65	6,176	2.05%
19 金 融 ・ 保 険	3	39.0	315,630	17,154	13,092	4.15%	5	8,983	2.99%	4	6,404	2.00%
20 サ ー ビ ス	18	39.8	301,368	15,028	11,692	3.88%	17	5,480	1.81%	17	7,292	2.47%
平 均 ※集計企業数、 社数は総数	364	39.4	312,640	13,247	11,245	3.60%	358	6,898	2.20%	341	6,790	2.18%

(注)

1. 本年の集計対象企業は、妥結額（妥結上明らかにされた額）などを把握できた、資本金10億円以上かつ従業員1,000人以上の労働組合のある企業364社である。ただし、要求額については、具体的な要求額が把握できた344社について算出している。なお、数値は、各企業の組合員数による加重平均である。
2. 妥結額は、原則として定期昇給込みの賃上げ額を用いたが、一部に年齢ポイント（30歳、35歳など）での妥結額を含んでいる。

第2表 民間主要企業における春季賃上げ状況の推移

年	現行ベース (円)	妥結額 (円)	賃上げ率 (%)	分散係数	年	現行ベース (円)	妥結額 (円)	賃上げ率 (%)	分散係数
昭和					6	291,694	9,118	3.13	0.12
40	29,635	3,150	10.6	0.16	7	296,006	8,376	2.83	0.10
41	32,095	3,403	10.6	0.12	8	305,066	8,712	2.86	0.10
42	35,037	4,371	12.5	0.07	9	308,106	8,927	2.90	0.11
43	38,800	5,296	13.6	0.07	10	312,914	8,323	2.66	0.12
44	43,339	6,865	15.8	0.07	11	316,745	7,005	2.21	0.15
45	49,503	9,166	18.5	0.06	12	315,347	6,499	2.06	0.14
46	57,459	9,727	16.9	0.07	13	315,359	6,328	2.01	0.15
47	66,243	10,138	15.3	0.08	14	316,399	5,265	1.66	0.15
48	75,446	15,159	20.1	0.05	15	321,308	5,233	1.63	0.16
49	88,209	28,981	32.9	0.07	16	319,788	5,348	1.67	0.18
50	116,783	15,279	13.1	0.16	17	316,940	5,422	1.71	0.16
51	131,349	11,596	8.8	0.10	18	316,723	5,661	1.79	0.18
52	143,109	12,536	8.8	0.07	19	314,910	5,890	1.87	0.14
53	156,615	9,218	5.9	0.20	20	308,948	6,149	1.99	0.13
54	166,026	9,959	6.0	0.10	21	307,991	5,630	1.83	0.16
55	173,320	11,679	6.74	0.06	22	303,151	5,516	1.82	0.17
56	182,690	14,037	7.68	0.06	23	303,453	5,555	1.83	0.17
57	194,154	13,613	7.01	0.06	24	303,238	5,400	1.78	0.18
58	203,655	8,964	4.40	0.15	25	304,330	5,478	1.80	0.17
59	209,617	9,354	4.46	0.12	26	306,469	6,711	2.19	0.18
60	215,998	10,871	5.03	0.09	27	309,431	7,367	2.38	0.22
61	222,869	10,146	4.55	0.14	28	310,671	6,639	2.14	0.20
62	232,118	8,275	3.56	0.18	29	311,022	6,570	2.11	0.19
63	238,409	10,573	4.43	0.12	30	311,183	7,033	2.26	0.20
平成					令和				
元	246,549	12,747	5.17	0.11	元	311,255	6,790	2.18	0.19
2	252,752	15,026	5.94	0.08	2	315,051	6,286	2.00	0.20
3	264,082	14,911	5.65	0.08	3	314,357	5,854	1.86	0.20
4	276,275	13,662	4.95	0.11	4	313,728	6,898	2.20	0.22
5	284,444	11,077	3.89	0.12	5	312,640	11,245	3.60	0.30

(注)

1. 平成15年までの主要企業の集計対象は、原則として、東証又は大証1部上場企業のうち資本金20億円以上かつ従業員数1,000人以上の労働組合がある企業である。(昭和54年以前は単純平均、昭和55年以降は加重平均。)

平成16年以降の集計対象は、資本金10億円以上かつ従業員1,000人以上の労働組合がある企業である。(加重平均)

2. 分散係数は、妥結額の四分位分散係数で、次の式により計算した。

なお、四分位分散係数は、妥結額の企業間のばらつきが大きいほど、その値は大きくなり、ばらつきが小さいほど値は小さくなる。

第3 四分位数 - 第1 四分位数

$$\text{四分位分散係数} = \frac{\text{第3 四分位数} - \text{第1 四分位数}}{2 \times \text{中位数}}$$

第3表 令和5年春季賃上げ交渉における要求提出時期別企業数

要 求 提出時期		令和5年				令和4年(参考)			
		要求提出企業数		累 計		要求提出企業数		累 計	
		社	(%)	社	(%)	社	(%)	社	(%)
2 月	上旬以前	30	8.7%	30	8.7%	31	9.3%	31	9.3%
	中 旬	133	38.7%	163	47.4%	115	34.4%	146	43.7%
	下 旬	119	34.6%	282	82.0%	123	36.8%	269	80.5%
3 月	上 旬	36	10.5%	318	92.4%	31	9.3%	300	89.8%
	中 旬	8	2.3%	326	94.8%	13	3.9%	313	93.7%
	下 旬	10	2.9%	336	97.7%	10	3.0%	323	96.7%
4 月	上 旬	3	0.9%	339	98.5%	4	1.2%	327	97.9%
	中 旬	2	0.6%	341	99.1%	4	1.2%	331	99.1%
	下 旬	2	0.6%	343	99.7%	1	0.3%	332	99.4%
5 月	上 旬	0	0.0%	343	99.7%	2	0.6%	334	100.0%
	中旬以降	1	0.3%	344	100.0%	0	0.0%	334	100.0%
計		344	100.0%	344	100.0%	334	100.0%	334	100.0%

(注) 1. (%)は構成比。

2. 令和5年の集計対象企業364社のうち、20社は要求提出時期を把握できなかったため、本表の集計からは除外している。

第4表 令和5年春季賃上げ交渉における妥結時期別企業数

妥結時期		令和5年				令和4年(参考)			
		妥結企業数		累 計		妥結企業数		累 計	
		社	(%)	社	(%)	社	(%)	社	(%)
3 月	上旬以前	17	4.8%	17	4.8%	9	2.5%	9	2.5%
	中 旬	187	52.7%	204	57.5%	192	54.4%	201	56.9%
	下 旬	91	25.6%	295	83.1%	68	19.3%	269	76.2%
4 月	上 旬	18	5.1%	313	88.2%	14	4.0%	283	80.2%
	中 旬	13	3.7%	326	91.8%	11	3.1%	294	83.3%
	下 旬	6	1.7%	332	93.5%	11	3.1%	305	86.4%
5 月	上 旬	1	0.3%	333	93.8%	24	6.8%	329	93.2%
	中 旬	5	1.4%	338	95.2%	5	1.4%	334	94.6%
	下 旬	16	4.5%	354	99.7%	16	4.5%	350	99.2%
6 月	上 旬	1	0.3%	355	100.0%	3	0.8%	353	100.0%
	中旬以降	0	0.0%	355	100.0%	0	0.0%	353	100.0%
計		355	100.0%	355	100.0%	353	100.0%	353	100.0%

(注) 1. (%)は構成比。

2. 令和5年の集計対象企業364社のうち、9社は妥結時期を把握できなかったため、本表の集計からは除外している。

茨城労働局最低賃金公示第 1 号
最低賃金法 (昭和34年法律第137号) 第12条の
規定に基づき、茨城県最低賃金 (昭和55年茨城労働
基準局最低賃金公示第 1 号) の一部を次のよう
に改正する決定をしたので、同法第14条第 1 項の
規定により公示する。
令和 5 年 9 月 1 日
茨城労働局長 澤口 浩司
第 4 号中 「1 時間911円」を「1 時間953円」に
改める。

東京労働局最低賃金公示第 1 号
最低賃金法 (昭和34年法律第137号) 第12条の
規定に基づき、東京都最低賃金 (昭和55年東京労働
基準局最低賃金公示第 8 号) の一部を次のよう
に改正する決定をしたので、同法第14条第 1 項の
規定により公示する。
令和 5 年 9 月 1 日
東京労働局長 辻田 博
第 4 号中 「1 時間1,072円」を「1 時間1,113円」
に改める。

山梨労働局最低賃金公示第 1 号
最低賃金法 (昭和34年法律第137号) 第12条の
規定に基づき、山梨県最低賃金 (昭和55年山梨労働
基準局最低賃金公示第 1 号) の一部を次のよう
に改正する決定をしたので、同法第14条第 1 項の
規定により公示する。
令和 5 年 9 月 1 日
山梨労働局長 高西 盛彦
第 4 号中 「1 時間898円」を「1 時間938円」に
改める。

愛知労働局最低賃金公示第 1 号
最低賃金法 (昭和34年法律第137号) 第12条の
規定に基づき、愛知県最低賃金 (昭和55年愛知労働
基準局最低賃金公示第 6 号) の一部を次のよう
に改正する決定をしたので、同法第14条第 1 項の
規定により公示する。
令和 5 年 9 月 1 日
愛知労働局長 阿部 充
第 4 号中 「1 時間986円」を「1 時間1,027円」
に改める。

栃木労働局最低賃金公示第 1 号
最低賃金法 (昭和34年法律第137号) 第12条の
規定に基づき、栃木県最低賃金 (昭和55年栃木労働
基準局最低賃金公示第 1 号) の一部を次のよう
に改正する決定をしたので、同法第14条第 1 項の
規定により公示する。
令和 5 年 9 月 1 日
栃木労働局長 奥村 英輝
第 4 号中 「1 時間913円」を「1 時間954円」に
改める。

新潟労働局最低賃金公示第 1 号
最低賃金法 (昭和34年法律第137号) 第12条の
規定に基づき、新潟県最低賃金 (昭和55年新潟労働
基準局最低賃金公示第 3 号) の一部を次のよう
に改正する決定をしたので、同法第14条第 1 項の
規定により公示する。
令和 5 年 9 月 1 日
新潟労働局長 西岡 邦昭
第 4 号中 「1 時間890円」を「1 時間931円」に
改める。

長野労働局最低賃金公示第 1 号
最低賃金法 (昭和34年法律第137号) 第12条の
規定に基づき、長野県最低賃金 (昭和55年長野労働
基準局最低賃金公示第 5 号) の一部を次のよう
に改正する決定をしたので、同法第14条第 1 項の
規定により公示する。
令和 5 年 9 月 1 日
長野労働局長 久富 康生
第 4 号中 「1 時間908円」を「1 時間948円」に
改める。

三重労働局最低賃金公示第 1 号
最低賃金法 (昭和34年法律第137号) 第12条の
規定に基づき、三重県最低賃金 (昭和55年三重労働
基準局最低賃金公示第 1 号) の一部を次のよう
に改正する決定をしたので、同法第14条第 1 項の
規定により公示する。
令和 5 年 9 月 1 日
三重労働局長 金尾 文教
第 4 号中 「1 時間935円」を「1 時間975円」に
改める。

埼玉労働局最低賃金公示第 1 号
最低賃金法 (昭和34年法律第137号) 第12条の
規定に基づき、埼玉県最低賃金 (昭和55年埼玉県労働
基準局最低賃金公示第 1 号) の一部を次のよう
に改正する決定をしたので、同法第14条第 1 項の
規定により公示する。
令和 5 年 9 月 1 日
埼玉労働局長 久知良俊二
第 4 号中 「1 時間987円」を「1 時間1,028円」
に改める。

富山労働局最低賃金公示第 1 号
最低賃金法 (昭和34年法律第137号) 第12条の
規定に基づき、富山県最低賃金 (昭和56年富山労働
基準局最低賃金公示第 3 号) の一部を次のよう
に改正する決定をしたので、同法第14条第 1 項の
規定により公示する。
令和 5 年 9 月 1 日
富山労働局長 吉岡 勝利
第 4 号中 「1 時間908円」を「1 時間948円」に
改める。

岐阜労働局最低賃金公示第 1 号
最低賃金法 (昭和34年法律第137号) 第12条の
規定に基づき、岐阜県最低賃金 (昭和55年岐阜労働
基準局最低賃金公示第 4 号) の一部を次のよう
に改正する決定をしたので、同法第14条第 1 項の
規定により公示する。
令和 5 年 9 月 1 日
岐阜労働局長 千葉登志雄
第 4 号中 「1 時間910円」を「1 時間950円」に
改める。

滋賀労働局最低賃金公示第 1 号
最低賃金法 (昭和34年法律第137号) 第12条の
規定に基づき、滋賀県最低賃金 (昭和55年滋賀労働
基準局最低賃金公示第 3 号) の一部を次のよう
に改正する決定をしたので、同法第14条第 1 項の
規定により公示する。
令和 5 年 9 月 1 日
滋賀労働局長 小島 裕
第 4 号中 「1 時間927円」を「1 時間967円」に
改める。

千葉労働局最低賃金公示第 1 号
最低賃金法 (昭和34年法律第137号) 第12条の
規定に基づき、千葉県最低賃金 (昭和55年千葉労働
基準局最低賃金公示第 7 号) の一部を次のよう
に改正する決定をしたので、同法第14条第 1 項の
規定により公示する。
令和 5 年 9 月 1 日
千葉労働局長 岩野 剛
第 4 号中 「1 時間984円」を「1 時間1,026円」
に改める。

福井労働局最低賃金公示第 1 号
最低賃金法 (昭和34年法律第137号) 第12条の
規定に基づき、福井県最低賃金 (昭和55年福井労働
基準局最低賃金公示第 5 号) の一部を次のよう
に改正する決定をしたので、同法第14条第 1 項の
規定により公示する。
令和 5 年 9 月 1 日
福井労働局長 田原 孝明
第 4 号中 「1 時間888円」を「1 時間931円」に
改める。

静岡労働局最低賃金公示第 1 号
最低賃金法 (昭和34年法律第137号) 第12条の
規定に基づき、静岡県最低賃金 (昭和55年静岡労働
基準局最低賃金公示第 10 号) の一部を次のよう
に改正する決定をしたので、同法第14条第 1 項の
規定により公示する。
令和 5 年 9 月 1 日
静岡労働局長 笹 正光
第 4 号中 「1 時間944円」を「1 時間984円」に
改める。

大阪労働局最低賃金公示第 1 号
最低賃金法 (昭和34年法律第137号) 第12条の
規定に基づき、大阪府最低賃金 (昭和56年大阪労働
基準局最低賃金公示第 1 号) の一部を次のよう
に改正する決定をしたので、同法第14条第 1 項の
規定により公示する。
令和 5 年 9 月 1 日
大阪労働局長 木原亜紀生
第 4 号中 「1 時間1,023円」を「1 時間1,064円」
に改める。

令和5年度特定最低賃金改正状況

はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金

都道府県	地賃ランク	改正前時間額	改正後時間額	引上げ額	効力発生日	備考	令第6条 5項適用
大阪	A	1,028				金属製品、輸送機械を含む	
愛知	A	(968)	-	-	-	(※必要性なし)	-
千葉	A	(922)	-	-	-	(※必要性なし)	-
神奈川	A	(857)	-	-	-	(※申出なし)	-
東京	A	(832)	-	-	-	(※申出なし)	-
香川	B	1,000					
静岡	B	995				輸送機械を含む	
兵庫	B	993					
広島	B	984					
滋賀	B	978					
徳島	B	977					
岡山	B	972					
石川	B	971				金属製品、電気機器を含む	
栃木	B	970					
群馬	B	965					
茨城	B	964					
愛媛	B	963					
島根	B	963					
富山	B	960				輸送機械を含む	
長野	B	956				輸送機械を含む	
福井	B	915					
奈良	B	(905)	-	-	-	(※必要性なし)	-
佐賀	C	929					
山形	C	919					
長崎	C	(875)	-	-	-	輸送機械を含む (※必要性なし)	-